第三部

労働政策

I　政府の労働政策

概要

概要□経済計画の審議──八三年度労働行政の重点と予算──労働大臣の所信表明──労働白書の公表──『高齢化社会の雇用と生活』──労働災害防止計画／労働安全衛生規則の改正／金融機関の週休二日制／第九八回国会における労働関係法案──不況業種・地域雇用安定法

一、この時期には、失業が高水準を持続するなど、雇用情勢が悪く、その背景としては低成長のほか、技術革新や構造変化があるとみなされた。そこで、これらを考慮した雇用対策を中心とする労働政策が打ち出された。

一、最近の経済状況を考慮した、経済計画の策定作業が開始されたが、中曽根内閣が積極的でなかったこともあり、この期間中には結実せず、中期的な政策目標は計数として明確化されなかった。

一、労働政策を裏付ける八三年度労働省予算は、マイナス・シーリングのもとで概算要求がなされ、結局政府案で、特別会計を含め五・二％増にとどまった。

一、予算および国会における労働大臣の所信表明では、高齢化社会の進展、MEを中心とする技術革新の影響を考慮しつつ、当面の政策の重点は雇用失業対策に重点をおいたものとなった。

一、「労働白書」も、一九八二年の経過および長期構造的問題として、失業問題を取り扱った。失業増大の理由として構造的な需給のアンバランスがあること、また、欧米諸国に比較して有利な状況も、将来的には楽観できないことを指摘した。

一、「高齢化社会問題研究会」の『高齢化社会の雇用と生活』が

八二年一〇月に発表された。この報告は、六〇歳台前半の雇用を政策対象とし、新しい型の雇用を創出することを提唱した。また、この年代層について労働者の自助、企業の施策を軸とし、政府が援助して問題解決を図ろうとしている。

一、労働環境と労働条件等の改善に関しては、「第六次労働災害防止計画」が策定されたこと、そのなかで謳われていた産業ロボットに関わる安全規制が労働安全衛生規則として定められたことが目立った。そのほか以前から問題とされていた、パートタイマーの労働条件の明確化のため、「雇入通知書」が、行政指導により導入されることになった。また、一一年余にわたった行政指導が実って金融機関の月一回土曜閉店が八三年八月より実施の運びとなった。

一、雇用対策と関連して、不況業種・地域雇用安定法（略称）が成立した。

一、労使関係の分野では、産労懇の場で三者トップレベルの話し合いがつづけられ、公務員の労働基本権問題も話題となった。

1　経済計画の審議

一九七九年に策定された「新経済社会七カ年計画」は第二次石油危機により経済の実態に合わないものとなっていたが、八二年七月一四日鈴木首相の諮問をうけて、八三～八七年度の長期経済計画の策定が経済審議会によって開始され、策定作業が数カ月間おこなわれた。しかし、内閣が交替したことから、方針が変更され、経済審議会は、八三年一月一三日、五カ年という期間を超えた長期的視野で、経済運営の指針を検討してゆくことを決定した。前年以来の審議は「経済審議会審議経過」としてまとめられた。この報告は、内外環境の変化について、中期的には、世界経済秩序の変貌、マイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新、知識集約化、サービス化、労働市場の変化、さらに地域経済社会の構造変化に当面しているとみなし、また、長期的には、国際化、高齢化、成熟化といった流れがあると認識している。また、経済運営の基本的態度としては、適度な経済成長の下での完全雇用の達成と物価の安定および行財政改革の必要を説いている。経済成長率としては、三～四％程度を想定し、完全雇用の目標としては失業率二％、物価の上昇率三・五～四％を見込んでいる。これらの見解は、計数として具体化されなかったとはいえ、労働政策等の背景となる経済の将来展望をある程度示していると考えられる。なお、八三年八月「一九八〇年代経済社会の展望と指針」が決められた。

2　八三年度労働行政の重点と予算

一九八三年度予算編成は、国の財政が危機的様相を示しているところから、各省概算要求の段階からきびしい抑制方針がとられた。

すなわち、八二年度においては、概算要求の枠（シーリング）がゼロであったのにたいして、八三年度は、原則としてマイナス五％と定められた。そこで、労働省が八二年八月末にまとめた概算要求も、前年度に比較して六・四％増の、三兆九六九一億五五〇〇万円（特別会計をふくむ）にとどまった。増加額が抑制されたため、概算要求も重点がしぼられた。全体としては、雇用失業情勢の悪化に対応する対策が重視されるとともに、高齢化の進展、ＭＥの普及、第三次産業を中心とした就業構造の変化などの変動に対処するための施策に特徴が現れている。要求は、全体として一一項目に分類され、その内容は、予算におけるものと同一である。

一方、予算編成の経過は、例年とやや異なり、九月に首相の記者会見があり、財政事情の悪化によって未曽有の困難に当面している旨の発言があった。また、同月二四日には、人事院勧告の凍結および行政改革の具体化方針が閣議決定された。一一月末に内閣の交替があったが、政府の予算編成は、日程としては例年のとおり進行し、一二月末には予算概算が決定された。成立した政府予算案の特色は、第一に、一般歳出（一般会計歳出中、国債費、地方交付税をのぞく金額）の伸びが実質ゼロとなり、一九五〇年度以来の超緊縮予算となったことであり、第二に、予算の「重点配分」の結果、一般会計予算においては、防衛関係費六・五％増にたいし、社会保障関係費（失業対策費がこのなかにふくまれる）〇・六％増、公共事業関係費〇％増等となったことである。また、国債費四・六％増となった。以上のような、緊縮的傾向は労働省予算にも反映された。政府予算案は八三年一月二二日国会に提出され、三月八日衆議院、四月四日参議院で可決成立した。

労働省予算は、特別会計をふくむ全体で、三兆九二六二億一〇〇万円（対前年度五・二％増、一般会計のみでは一・三％減）であった。この予算における特色は、要求段階におけると同様に、高齢化社会の進展、技術革新等による産業構造の変化等にともなう諸問題に関する施策と、経済の動向に見合う雇用失業対策に重点的配分がおこなわれている。主要な項目は以下のとおりである。

【労働省予算の主要項目】

第一　雇用失業情勢に即応した雇用対策の推進

八三年六年に有効期限の切れる「特定不況業種離職者臨時措置法」及び「特定不況地域離職者臨時措置法」を整備統合し、特定業種・地域の失業の予防と再就職の援助を図ることとし、対象業種・地域の機動的指定、離職前訓練を行なう特定不況業種事業主に対する賃金助成、特定不況業種の労働者を受け入れる事業主に対する賃金助成、特定不況地域における地域雇用促進給付金制度の適用などを予定している。この事業は、大臣折衝で増額が認められた政策色の濃い項目である。また、失業予防対策の強化、地域における雇用開発の推進が含まれる。後者では、地域雇用開発推進事業の実施地域を一〇から二〇に拡大することを予定している。

第二　高齢化社会の進展に対応する労働政策の推進

一九八五年までに六十歳定年を一般化するため行政指導を強化するとともに、定年延長アドバイザーによる相談援助を行なう。また六十歳台前半層に対する就業対策の研究、雇用延長の促進、シルバー人材センターの拡充などを図る。高年齢者の所得安定対策として、八二年創設の勤労者財産形成年金貯蓄制度の普及を図る。中高年齢者の能力開発を促進する。以上の施策が含まれる。

第三　産業構造及び就業措置の変化等に対応する施策の総合的推進

ＭＥ等の技術革新への積極的対応として、これらが、雇用、労働条件、安全衛生等に及ぼす影響について総合的研究を行なうとともに、産業用ロボットに係る安全対策、ＭＥ機器の普及に対応した職業訓練の充実などを行なう。第三次産業の多様性と労働問題・関連法制に関する総合的な分

第119表　1983年度労働省予算の規模

（単位：百万円）

区分	1982年度予算額	1983年度予算額	対前年度増△減額
一般会計	501,665	495,094	△ 6,571
労働保険特別会計	3,211,739	3,412,658	200,919
労災勘定	1,486,502	1,576,199	89,697
雇用勘定	1,725,237	1,836,459	111,222
徴収勘定	2,246,355	2,346,348	99,993
石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計			
石炭勘定	18,703	18,449	△ 254
総計	3,732,107	3,926,201	194,094

〔備考〕 徴収勘定は，他の勘定と重複するので労働保険特別会計の合計額に計上していない。

第120表　1983年度労働省予算重点施策（主要事項）

（単位：百万円）

事項	1982年度予算額	1983年度予算額	比較増△減額
第1　雇用失業情勢に即応した雇用対策の推進	1,249,432	1,298,477	49,045
1　特定不況業種等に係る総合的雇用対策の展開	16,113	20,532	4,416
2　失業予防対策の強化	8,211	17,280	9,069
3　離職者の早期再就職の促進	41,296	33,588	△ 7,708
4　地域における雇用開発の推進	68	348	280
5　雇用保険制度の適正な運営	1,183,744	1,226,729	42,985
第2　高齢化社会の進展に対応する労働政策の総合的推進	50,747	82,269	31,522
1　高齢化社会の進展に対応した雇用対策の推進	47,058	77,054	29,996
2　中高年齢労働者の健康・安全対策の推進	247	228	△ 19
3　高年齢者の所得安定対策の推進	30	29	△ 1
4　中高年齢者の能力開発の推進	3,412	4,958	1,546
第3　産業構造及び就業構造の変化等に対応する施策の総合的推進	1,107	2,009	902
1　マイクロエレクトロニクスを中心とした技術革新への積極的対応	60	818	758
2　第3次産業対策の推進	187	178	△ 9
3　パートタイマー対策の推進	173	234	61
4　労働力需給の円滑な結合を促進するための体制の整備	687	773	86
5　高齢化，技術革新の進展，高学歴化等に対応した人事管理制度のあり方に関する調査研究の実施	0	6	6
第4　社会経済の動向に即応した総合的な能力開発の推進	65,243	64,880	△ 363
第5　安全で衛生的な労働環境実現のための施策の推進	890,230	914,604	24,374
1　機械等による労働災害防止対策の推進	2,842	3,101	259
2　建設業における労働災害防止対策の推進	706	632	△ 74
3　職業性疾病対策の推進	1,481	1,494	13
4　化学物質の有害性調査の推進	4,571	3,581	△ 990
5　産業医学の振興	6,934	6,394	△ 540
6　労災補償対策の推進	873,696	899,402	25,706
第6　職業生活の向上と労働者福祉の増進	23,507	25,329	1,822
1　労働時間対策の推進	48	43	△ 5
2　賃金福祉対策の推進	23,459	25,286	1,827
第7　心身障害者等の特別の配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施策の推進	144,976	141,126	△ 3,850
第8　雇用における男女の機会と待遇の平等促進とそのための環境条件の整備	1,264	1,193	△ 71
第9　労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりの推進	729	712	△ 17
第10　国際社会における我が国の役割にふさわしい労働外交の推進	4,636	5,020	384
第11　行政需要の変化に対応する行政体制の整備と充実	14,687	14,263	△ 424

析、パートタイマー対策としてのパートバンクの増設、労働条件改善指導などが含まれる。

第五　安全で衛生的な労働環境を実現し職業生活を向上させるための施策の推進

労働災害防止対策として、安全な機械等の推奨制度の創設、建設業安全教育センター（仮称）の設置などが含まれる。そのほか、職業性疾病対策や化学物質の有害性調査の推進などがある。

第七　心身障害者等特別の配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施策の推進

全体として、前年度より減額されている中で、重度障害などの雇用促進対策費が増額されている。

第一〇　国際社会における我が国の役割にふさわしい労働外交の推進

アジア諸国等発展途上国への援助と関連し、人材開発への積極協力が必要であるとの観点から「海外職業訓練協力センター」の設置等の推進が含まれている。

3　労働大臣の所信表明

八二年一一月末の中曽根内閣の成立によって、労働大臣には大野明氏が就任した。大野労相は、恒例のとおり、衆議院社会労働委員会において、八三年二月一〇日、参議院社会労働委員会において三月二二日、所信表明をおこなった。雇用対策に関する政策を中心に八項目より成り、技術革新や構造変化、国際的関連におけるものが目立っている。これらは、労働省関係提出二法案および予算案と対応するものである。衆議院における所信表明は以下のとおりである。

【労働大臣の所信表明（衆議院社会労働委員会）】

（前略）

今日の労働問題を取り巻く環境は、経済成長速度の鈍化、貿易摩擦問題の激化、さらに、人口の高齢化、技術革新の進展等大きな変化の局面にあります。このような変化に対応した適切な施策を講じ、日本の社会が持つ活力をさらに発展させ、勤労者が安心して将来に夢を持てる生活を営めるようにすることが労働行政の使命だと考えております。

このような見地に立って、当面次の事項に重点を置いて、労働行政を進めてまいる所存であります。

まず第一の課題は、現下の厳しい雇用失業情勢に適切かつ機敏に対応する雇用対策の推進であります。最近の雇用失業情勢は、景気の停滞を反映して厳しいものがあり、適切な経済運営により景気の着実な回復を図るとともに、雇用調整助成金制度の機動的活用による失業の予防、職業安定機関を挙げての求人の開拓、各種の助成措置の活用等による離職者の再就職の促進等雇用対策を積極的に推進し、雇用情勢の改善を図ってまいる所存であります。特に、構造的な要因により不況に陥っている業種及びその関連地域については、本年六月に期限が切れる特定不況業種離職者臨時措置法及び特定不況地域離職者臨時措置法の二法を整備統合するとともに、離職前訓練、事業主あっせんによる再就職等についての助成措置の新設等施策の充実を図り、関係労働者の雇用の安定に資することとしており、今国会にそのための法律案を提出することといたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

第二の課題は、高齢化の進展に対応した労働政策の総合的な推進であります。本格的な高齢化が進展する中で活力ある福祉社会を実現することは、国政の最重要課題であります。このため、現在、六十歳定年の一般化を当面の目標として取り組んでおりますが、その一層の前進を図るため、定年延長指導の計画的推進、定年延長アドバイザーの創設を初めとする援助措置の充実を図ってまいります。また、六十歳台前半層についても、雇用延長の推進、シルバー人材センターの拡充等により、その多様な就業希望に応じた雇用就業機会の確保に努めてまいります。さらに、生涯職業訓

練体制の整備を進め、中高年齢者の職業能力の開発向上を図るとともに、中高年齢労働者の総合的な健康の保持増進対策の展開、財形年金貯蓄制度の普及促進等による高齢者の所得安定対策の推進等、高齢化の進展に対応した総合的な施策を推進してまいります。

第三の課題は、産業構造及び就業構造の変化に対応する施策の推進であります。マイクロエレクトロニクスの活用を中心とした技術革新は近年急速に進展しており、今後さらに広範な分野で本格化すれば、雇用を初め労働問題全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このため、今年度に引き続き総合的な調査を実施するとともに、マイクロエレクトロニクス化に対応した能力開発対策の推進、産業用ロボット等に係る安全関係法令の整備と研究の充実等を図ってまいる所存であります。また、第三次産業分野の拡大に対応し、その多様な雇用就業形態に関する調査研究を実施するとともに、増大するパートタイマーについて、職業紹介体制の充実、労働条件の明確化指導等を推進してまいります。

第四の課題は、安全で衛生的な労働環境の実現と労働福祉の増進を図るための施策の推進であります。労働災害については、長期的に減少傾向を持続するなどの一定の成果を見ておりますが、技術革新や高齢化の進展に伴う新たな課題にも対応した労働災害防止計画を策定し、積極的に労働災害防止のための施策を推進してまいります。また、財形持ち家個人融資制度の普及促進、週二日制の普及等労働福祉の増進について、積極的に取り組んでまいる所存であります。

第五の課題は、心身障害者等の特別な配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施策の推進であります。心身障害者の雇用は年々着実に改善されておりますが、重度障害者等については依然として困難な状況が見られます。このため、身体障害者雇用率達成指導の推進等に加え、新たに地方公共団体も出資する第三セクター方式の重度障害者雇用企業の育成を図るなど、重度障害者に重点を置いた心身障害者の雇用対策を推進してまいります。さらに、心身障害者の職業能力の開発向上のため、一般の職業訓練校への入校促進、職業訓練大学校における福祉工学科の設置等、その対策の充実に努めてまいります。また、駐留軍関係離職者及び国際漁業離職者については、その再就職の促進等を図るため、関係法律の有効期限の延長を行うための法律案を提出することといたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

第六の課題は、雇用における男女の機会と待遇の平等促進のための環境条件の整備であります。「国連婦人の十年」の最終年を二年後に控え、「婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標」の達成を目指して努力してまいります。特に、雇用における男女平等を確保するための諸方策について、関係審議会において検討を進めてまいります。

第七の課題は、労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりの推進であります。わが国の労使関係は、相互信頼を基調として社会の安定と経済の発展に大きく貢献してまいりましたが、高齢化の進展、産業構造の変化等労使を取り巻く環境は厳しさを増しており、このようなときにこそ労使の信頼関係の維持発展に努力を払っていく必要があります。このため、今後とも産業労働懇話会を初め各種レベルにおける労使の話し合いの促進に努めてまいる所存であります。

第八の課題は、国際社会におけるわが国の地位にふさわしい労働外交の推進であります。国際社会における相互依存関係は年々深まっており、労働分野における諸問題も、国際経済の動きを初めとして国際社会の動きと密接な関係を有するようになってきております。資源に乏しく海外に多くを依存しているわが国としては、技術協力、相互理解の促進を通じて労働の分野においても国際社会と協調していく必要があります。このため、海外職業訓練協力センターの新設等により、海外技術協力の一層の充実に努めるとともに、わが国の労働事情の積極的な広報、ＩＬＯ等国際機関、国際会議への積極的な参加、協力を通じ、国際理解の促進を図ってまいる所存であります。（後略）

4　労働白書の公表

労働省は、一九八三年七月八日、「昭和五七年労働経済の分析」（五八年版「労働白書」）を閣議に報告するとともに公表した。内容は、年間の推移を扱った第一部と「労働力需給、失業の長期的変化と課題」と称する第二部およびまとめから構成されている。

年間の推移では、三％台の低い成長率のもとで、労働市場の需給の悪化、完全失業者の増大がみられたこと、これを第二次石油危機以後の雇用調整として、以前のそれと比較してみれば、きびしくないものの長期に及び中小企業にも浸透しているという特徴があると指摘する。また、賃金については、名目賃金の上昇率が前年より低かったこと、規模別格差が拡大していること、労働分配率は安定的であることなどを指摘している。第二部の編成はつぎのとおりである。

【「労働白書」第二部の編成】

1　長期的にみた労働力需要構造の変化
　(1)　経済成長と雇用
　(2)　労働力需要構造の変化
　(3)　マイクロエレクトロニクス機器の導入と雇用
2　長期的にみた労働力供給構造の変化
　(1)　労働力人口の推移と構成変化
　(2)　労働力の中高年齢化
　(3)　女子労働力の増加
3　失業構造の長期的変化
　(1)　失業の長期的動向
　(2)　失業構造の国際比較
　(3)　労働市場の構造と失業の実態

まとめにおいては、長期的な分析を大要以下のように総括している。失業率は石油危機後、傾向的に高まり、八二年には二・四％となった。この原因は経済の停滞と、労働力需給構造の変化によるものである。労働力需給構造については、①人口高齢化が進展しつつあるにもかかわらず、企業の求人は若年層を中心としており、若年層の未充足求人と高齢者の失業が併存している。②産業構造の変化が進展し、不況業種の発生、製造業雇用の減少ないし停滞、サービス経済化と第三次産業の就業増がみられるが、製造業から第三次産業への転職は容易でなく、また、第三次産業では若年層の離職率が高い。③女子労働者が増加しているが、この層は失業しても非労働力化しない。以上のように指摘し、政策的には、従来からの雇用安定に関する諸施策、高齢者の雇用の促進とこれに対応する企業の雇用管理の改善、適度な経済成長の維持の必要性を説いている。

失業の国際比較に関して、日本は欧米諸国に比較して低い水準にあるが、その理由を以下の三点によるとしている。①わが国の雇用慣行によって生産の減少にたいし各種の雇用調整手段がとられ、経済の変動にたいする雇用弾性値は――石油危機後増大したとはいえ――国際的にみて小さい。②欧米では、若年層の増加と労働需要減退が重なって若年層失業が重大であるが、わが国では、若年層増加が高度成長期に現れ、進学率向上とあいまって、この層の失業問題は生じなかった。③石油危機後も日本の経済成長率は欧米諸国より

大きく、また、第三次産業が拡大して、労働需要が増大した。しかし、わが国失業の将来については、労働者の高齢化、女子の労働力化、経済成長の先行きの見通しなどから、欧米諸国にたいして有利であった状況がつづくとは限らないと述べている。この見通しから導かれる政策も適度な経済成長と労働市場政策の強化である。以上、本年の「労働白書」は、失業に重点をおいたものとなっている。

5　『高齢化社会の雇用と生活』

一九八〇年一〇月に発足した労働大臣の諮問機関「高齢化社会問題研究会」（隅谷三喜男座長）は、八二年一〇月一日付の『高齢化社会の雇用と生活――社会の活力維持に向けて――』と題する報告書を労働大臣に提出した。この報告書は、現在一般化しつつある六〇歳定年後、労働者が労働市場から引退するにいたるまでの六〇歳台前半の年代に焦点をおいて、労働者、企業および社会の間の相互的な問題点とその解決の方向を検討したものである。この年代層について、自助努力、企業の対応を要請するとともに、はじめて雇用政策の対象とすることを提案した。

本報告は、高齢化問題に関する基本的考え方として、高齢者の引退志向年齢と企業の高齢者雇用の限界年齢および年金の支給開始年齢がより高いことが、最も望ましい選択であるとみなし、高い職業能力と意欲をもった高齢労働者の労働力を企業が維持活用することを提唱している。この基本的考え方のもとに、高齢化社会の政策課題として、

(1)　高齢者の能力の維持、活用　具体的には経歴発展計画（Career Development Plan, CDP）、高齢者の特性を考慮した職場環境の改善、心身両面における健康づくりをあげている。

(2)　同一企業グループでの雇用延長　雇用延長は、定年延長と同義ではなく、六〇歳台前半の多様な就業・引退志向に応じた弾力的雇用制度（勤務延長、再雇用、高年齢会社等）で、新たな人事、賃金管理を想定している。この雇用を同一企業グループで継続し、転職の困難を回避することを目指している。

(3)　高齢者のための新しい労働市場の整備　(2)はすべての高齢者に適しているとは言えず、従来の経験を生かした転職、再就職を容易ならしめるよう労働市場を刷新、強化することが課題となる。具体的には、従来の経験・技能――職種にとらわれず――を生かすこと、専門職市場の育成、サービス経済が内包する高年者就業に有利な条件の利用などである。

(4)　円滑な引退への対応　体力、気力等の低下に合わせて労働日数・時間を減少させ、段階的な引退を図ること、退職前後に引退後の諸問題について相談に応じること、企業コミュニティから引退し地域コミュニティに生きがいを見出し得るようにすることを掲げている。

(5)　高齢者の生活の安定　六五歳までは原則として賃金により、その後は公的年金を基本として生活を維持する考え方を提示している。このため六五歳までの仕事は経験・技能を生かしたもので

あるべきであり、引退後の所得は退職前の可処分所得の六割を確保すべきである（企業年金をふくむ）と述べている。六〇歳台前半で健康状況が低下するような層については公的年金の弾力的運用が必要である。

以上のほか、報告書は、低い経済成長のもとで高齢化問題の解決には格別の努力を必要とし、これに成功しないと経済成長を阻害するという関係にあること、高齢化問題にとりくむには、個人の自助が重要であり、企業は良好な労使関係を通じて雇用延長などを可能とすべきこと、これにたいして政府の施策は協力と助成を基本とすることなどの主張をおこなっている。この報告は、労働政策が課題としてきた六〇歳定年の実現にひきつづいて、個人差の多い六〇歳台前半の雇用政策を示したものであり、今後の高齢者対策の指針となる可能性も強いと考えられる。

6　労働環境・労働条件等の改善

第六次労働災害防止計画　労働安全衛生法にもとづく第五次労働災害防止計画が、一九八二年度で終了したが、労働省は、法の規定に従い中央労働基準審議会（石川吉右衛門会長）の意見を聞いたうえ、新たな五カ年計画（八三～八七年度）を策定し、八三年三月二日公表した。

新計画は、労働災害の動向を分析したうえ、計画の目標を、①労働災害のおおむね三〇％の減少と死亡災害、重大災害の大幅減少、②職業性疾病を予防するための適正な作業環境の確保、③中高年齢労働者の身体的・精神的健康の維持増進、④産業用ロボット等、新たな技術導入に対応した、安全衛生の確保の四項目としている。これは、労働災害に関する従来からの問題点に加えて、高齢化や新技術導入などの新たな事態を考慮したものである。

主要な労働災害防止対策としては、以下の六項目が掲げられている。

(1)労働災害防止の基本的事項に関する対策の推進――事前評価、安全衛生管理体制、設備等の安全化、作業方法、教育など
(2)特定の災害・業種等における対策の推進――重大災害防止、中小企業や建設業等屋外型産業における労働災害防止、機械設備の事前評価、高年齢労働者の安全確保、第三次産業（とくに清掃業）における労働災害防止
(3)職業性疾病の予防対策の推進
(4)中高年齢労働者の健康管理の推進――若い年代から健康づくり対策をすすめ、高年齢者の健康診断と健康管理の推進
(5)産業用ロボット等に関する労働災害防止対策の推進――産業用ロボットに関わる安全の研究と基準の整備、MEの安全と健康に及ぼす影響の調査と対策樹立
(6)以上の労働災害防止対策を効果的に進推するための施策の充実――国の労働災害防止推進体制の整備、労働者の参加促進、労働時間・労働条件の適正化など。

労働安全衛生規則の改正　産業用ロボットが急速な普及をみせているが、労働省が、八三年二月に発表した調査によれば、死亡事故が二件発生しているほか、関連した労働災害が増加する傾向にある。このような事情をうけて、労働省は

二月一七日、労働安全衛生規則による規制案を、中央労働基準審議会に諮問した。審議会の答申を得て労働省は、八三年六月二〇日、労働安全衛生規則を一部改正する規則を公布した。改正された内容は、①産業用ロボットの運転中における危険の防止、②産業用ロボットにたいする教示作業にともなう危険の防止、③検査作業にともなう危険の防止、④安全のための特別教育の四項目からなっている。産業用ロボットの関与した労働災害は、いずれもマニプレータによって起こされており、その特性に対応した安全措置を定めたものである。これにより、危険防止のための囲いなどの設置、作業規定の作成などを事業主は義務づけられることとなった。

金融機関の週休二日制　労働省は、「週休二日制」の推進を一九七〇年代初めから政策課題としてきたが、当初、銀行等の金融機関の閉店による週休二日制によって、一般産業における勤務上の週休二日制を促進し得るとの見通しから、七二年一月大蔵省にたいして銀行法の改正によって銀行が土曜閉店を可能とするよう申し入れた経緯がある。これをきっかけに、全国銀行協会連合会(全銀協)は、七六年度より実施を決めたが、石油危機後の経済情勢から、全銀協は、実施を延期した。その後、衆議院大蔵委員会が金融機関の週休二日制早期実施を決議し、金融制度調査会が、銀行の休日を銀行法でなく政令によっておこなうべき旨答申した(七九年)。この答申は、八一年五月の法律改正で実現した。八二年初め、労働省は、全銀協会長等にたいして、週休二日制の実施を要請した。全銀協は、これを受け入れ、月一回第二土曜日閉店休業の方針を決定したが、利用者とのコンセンサスの形成、金融機関全体の協調、郵便局との同時実施の調整、地方公共団体の公金取扱方法の決定等に時間を費やし、ようやく、八三年二月二四～二五日にいたり、月一回休店の宣言が、全金融団体および郵政省からなされた。その内容は、八三年八月より、郵便局および全民間金融機関が、毎月第二土曜日を閉店とし、この日には現金自動支払機等も停止するというものである。労働省は当初の行動から一一年を経て実現されたこの決定を歓迎し、週休二日制がいっそう普及すると期待する旨の広報をおこなった。

7　第九八回国会における労働関係法案

第九八回国会では、労働関係法案として、「駐留軍関係職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律」(昭和五八年五月一六日公布、法三四、五月一六日施行)および「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」(不況業種・地域雇用安定法)(昭和五八年五月一七日公布、法三九、七月一日施行)が成立した。前者は、駐留軍関係および漁業離職者について、特別な職業指導の実施、職業転換給付金の支給等の措置をおこなうこと等を規定した時限立法の期限が、八三年五月または六月に終了するので、有効期限を五年延長するものである。

不況業種・地域雇用安定法

不況業種・地域雇用安定法は、一九八三年六月三〇日に有効期限の切れる「特定不況業種離職者臨時措置法」および「特定不況地域離職者臨時措置法」を統合整備する五年間の時限立法である。この法律は、①特定不況業種・地域の定義の変更と指定期間の設定、②対策の範囲を職業紹介等から、失業の予防、再就職の促進をふくむものに拡大したこと、③下請中小企業における就職者対策を考慮していることなどで、施策の拡大がある。

同法の概要および同法施行令による特定不況業種指定対象業種、特定不況地域指定対象地域はつぎのとおり。

【特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関係する特別措置法（概要）】

1　目的

この法律は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種に属する事業分野及び特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、特定不況業種及び特定不況地域に係る労働者等に関し失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もってこれらの者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。（第一条関係）

2　定義等

イ　この法律において、用語の意義は、次に定めるところによる。（第二条第一項関係）

①　特定不況業種　内外の経済的事情の著しい変化により、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰となっており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用量が相当程度減少しており、又は減少するおそれがあると認められる業種であって、この法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する業種をいうこと。

②　特定不況地域　その地域内に所在する事業所の事業活動に占める特定不況業種に係る事業所等の事業活動の割合が相当程度の割合であることにより、当該地域内に所在する特定不況業種に係る事業所に関し余儀なくされる事業規模の縮小等に伴い、雇用に関する状況が著しく悪化しており、又は悪化するおそれがあると認められる地域であって、この法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいうこと。

③　特定不況業種事業主　特定不況業種に属する事業を行う事業主（特定不況業種に係る関連下請事業主を含む。）をいうこと。

④　特定不況地域事業主　特定不況地域内に所在する事業所の事業主をいうこと。

⑤　特定不況業種離職者　特定不況業種に係る事業所に関し行われる事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者のうち一定の要件に該当するもの（船員となろうとする者を除く。）をいうこと。

⑥　特定不況地域離職者　特定不況地域内に居住する離職者及び特定不況地域内の事業所において雇用されていた離職者のうち一定の要件に該当するものをいうこと。

ロ　特定不況業種又は特定不況地域の指定は、期間を付してするものとし、当該期間は、延長することができる。（第二条第二項・第三項関係）

ハ　労働大臣は、特定不況業種を指定しようとするときは事業主団体及び労働組合の、特定不況地域を指定しようとするときは都道府県知事の意見を聴かなければならない。（第二条第四項・第五項関係）

3　事業主の責務

特定不況業種事業主又は特定不況地域事業主は、事業規模の縮小等を行おうとするときは、その雇用する労働者について、失業の予防その他の雇用の安定を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。（第三条関係）

4　国・地方公共団体の責務

国は、特定不況業種及び特定不況地域に係る事業規模の縮小等が雇用に及ぼす影響等に的確に対処するため、労働者の失業の予防、再就職の促進

その他の雇用の安定を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。地方公共団体は、国の施策に協力するとともに、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者の再就職の促進に必要な施策を推進するよう努めなければならない。（第四条関係）

5　労働大臣が作成する雇用の安定に関する計画

労働大臣は、特定不況業種又は特定不況地域に係る労働者等の失業の予防、再就職の促進等のための措置の推進に資するため、特に必要があると認められる業種又は地域について、雇用の安定に関する計画を作成するものとする。（第五条関係）

6　特定不況業種事業主の作成する再就職援助等計画

イ　特定不況業種事業主は、相当数の労働者が離職等を余儀なくされることとなる事業規模の縮小等を行おうとするときは再就職援助等計画を作成しなければならない。（第六条第一項関係）

ロ　再就職援助等計画の作成に当たっては、労働組合等の意見を聴かなければならない。（第六条第二項関係）

ハ　再就職援助等計画を作成したときは、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。（第六条第三項関係）

ニ　公共職業安定所長は、再就職援助等計画で定める措置の内容が不適当であると認めるときは、当該計画に係る事業主に対して、その内容の変更を求めることができる。（第六条第四項関係）

ホ　特定不況業種事業主は、イの事業規模の縮小等以外の事業規模の縮小等を行おうとするときは、再就職援助等計画を作成し、公共職業安定所長に提出し、その認定を求めることができる。（第七条関係）

7　雇用の安定のための要請

労働大臣は、特定不況地域における雇用に関する状況の一層の悪化を防止するため特に必要があると認めるときは、相当数の離職者の発生が見込まれる事業規模の縮小等を行おうとする当該特定不況地域内に所在する特定不況業種事業主に対して、再就職の援助その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを要請することができる。（第八条関係）

8　失業予防等のための助成・援助

政府は、特定不況業種事業主若しくは特定不況地域事業主に雇用されている労働者等に関し、失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、雇用安定事業として、必要な助成・援助を行うものとする。この助成・援助を行うに当たっては、再就職援助計画の認定を受けた特定不況業種事業主について特別の配慮をするものとする。（第九条関係）

9　雇用機会増大のための助成・援助

政府は、特定不況地域における雇用機会の増大に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、雇用改善事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。（第一〇条関係）

10　職業訓練

国及び雇用促進事業団は、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施について特別の措置を講ずるものとし、また、国は、都道府県が同様の措置を講ずることを奨励するために必要な助成及び援助を行うよう努めるものとする。（第一一条関係）

11　職業紹介

公共職業安定所は、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者の速やかな再就職を容易にするため、求人の開拓、職業指導及び就職のあっせん等必要な措置を講ずるものとする。（第一二条関係）

12　求職手帳の発給

公共職業安定所長は、認定を受けた再就職援助等計画に含まれている特定不況業種離職者であって、離職の日まで一年以上引き続き雇用されていたこと等一定の要件に該当するものに対して、特定不況業種離職者求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。（第一三条関係）

13　就職指導

公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、就職指導を行うほか、公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けることとその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。（第一七条関係）

14　給付金の支給

国及び都道府県は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就く

ことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、雇用対策法の規定に基づき、給付金を支給するものとする。（第一八条関係）

15　手帳所持者又は特定不況地域離職者の延長給付

手帳所持者又は特定不況地域離職者である雇用保険の受給資格者又は船員保険の失業保険金の支給を受けることができる者であって、一定の要件に該当すると認められる四〇歳以上のものに対しては、九〇日の延長給付を行うことができる。（第一九条及び第二〇条関係）

16　公共事業への就労促進

イ　労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業の事業主体等に対して、特定不況業種離職者の雇入れについて配慮するよう要請することができる。（第二一条関係）

ロ　労働大臣は、特定不況地域において計画実施される公共事業について、特定不況地域離職者の吸収率を定めることができ、吸収率の定められている公共事業の事業主体等は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の特定不況地域離職者を雇い入れていなければならない。（第二二条関係）

17　中央職業安定審議会への諮問等

労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。また、中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応ずるほか、この法律の規定による雇用の安定のための措置に関し、関係行政庁に建議することができる。（第二四条関係）

【特定不況業種指定対象業種】

冷凍水産物製造業（北洋漁業にかかわるものに限る）、魚体前処理加工業（北洋漁業にかかわるものに限る）、砂糖精製業、器械生糸製造業（玉糸製造業を含む。五八・七・一～五九・六・三〇）、紡績業、ねん糸製造業（五八・七・一～五九・六・三〇）、織物業（五八・七・一～五九・六・三〇）、メリヤス製造業、染色整理業（五八・七・一～五九・九・三〇）、せん（剪）毛業（五八・七・一～五九・六・三〇）、縦糸のり付け業（サイジング業。五八・七・一～五九・六・三〇）、一般製材業、合板製造業、段ボール原紙製造業、化学肥料製造業（五八・七・一～六二・九・三〇）、石油化学工業（五八・七・一～六〇・九・三〇）、化学繊維製造業、石油精製業（五八・七・一～五九・六・三〇）、セメント製造業、耐火れんが製造業、鋳物用銑鉄製造業（専業に限る）、フェロアロイ製造業、電気炉による製鋼・圧延業、熱間圧延業、伸鉄業、伸線業（五八・七・一～五九・九・三〇）、鉛及び亜鉛第一次製錬・精製業、アルミニウム第一次製錬・精製業、船舶製造・修理業（舶用機関その他の船体部品の製造・修理業を含む）、マッチ製造業、近海海運業（一般貨物を主として運送する船舶にかかわるものに限る。五八・七・一～六一・六・三〇）、内航海運業（一般貨物を主として運送する船舶および油槽船にかかわるものに限る。五八・七・一～六一・六・三〇）、はしけ運送業

（注）指定期間は（　）内で記してあるもの以外は五八・七・一～六〇・六・三〇

【特定不況地域指定対象地域】

以下、各公共職業安定所の管轄区域

北海道　※札幌（江別）、函館、紋別、小樽、釧路、室蘭、稚内、名寄、網走、苫小牧、根室。　青森県　八戸。　宮城県　※石巻。　秋田県　能代、大館、鹿角。　山形県　酒田。　岐阜県　高山（神岡）。　三重県　※熊野。　兵庫県　相生。　和歌山県　海南。　岡山県　玉野。　広島県　※呉および呉東、尾道、三原、大竹。　愛媛県　新居浜。　高知県　高知、安芸。　福岡県　大牟田。　佐賀県　伊万里。　長崎県　大瀬戸。　熊本県　※八代、荒尾。　大分県　佐伯。　宮崎県　延岡、※日南。　鹿児島県　※川内、※出水

（注）指定期間は五八・七・一～六〇・六・三〇であるが、※印は、指定期間を五八・七・一～五九・六・三〇の一年間とする地域。

【参考資料】(1)『労働時報』、(2)『労働基準』、(3)『職業安定広報』、(4)『労働広報』、(5)『労働法令通信』、(6)『衆議院社会労働委員会会議録』、(7)『財政金融統計月報』、(8)『週刊労働ニュース』、(9)『季刊労働法』その他

II 雇用政策

概要□経済動向と経済政策──経済の動向／経済政策の推移／職業安定行政と職業訓練行政──八二年の職業安定行政／高齢者対策と身体障害者対策：定年延長の動向／高齢者雇用率の推移／行政指導の展開／障害者の雇用対策／公共職安と職業訓練：臨調と職安行政／地域雇用開発推進事業／パートバンクの設置／パートタイマー雇入通知書／公共職業訓練の実施状況／労働力需給と雇用政策の展望──一九八三年の雇用見通し／一九八三年職業安定政策／結語

概要

一、八二年の経済情勢は実質経済成長率三・〇%の低成長率のもとで、個人消費主導型の成長パターンで推移した。物財の輸出が前年より減少し、住宅投資と中小企業の設備投資が停滞した。長期資本の流出が記録的な水準となった。企業収益は大企業では、基礎素材産業などをのぞき、底堅く比較的堅調に推移したが、中小企業では顕著に悪化した。

一、一九八二年の雇用情勢は、八一年よりもさらにきびしい状況となった。完全失業者は前年よりも一〇万人増加して一三六万人となった。就業人口は第三次産業の大中企業で増加したが、女子短時間就業者の増加が顕著であった。八二年は製造業の不況業種と多くの中小企業で雇用調整が進行した。雇用情勢は男子の六〇歳代前半層と五〇歳代後半層で前年よりもさらに悪化したほか、男女をとおして中堅年齢層の完全失業率が増加した。

一、八二年のマクロ経済政策は前年にひきつづき総需要抑制型となった。財政政策は財政赤字の制約から公共支出抑制型となった。雇用情勢の悪化から第三四半期に公共工事支出が追加されたが、年全体の合計は前年水準をそれほど上回らなかった。金融政策は、円安にたいする懸念に主導され、引き締め基調を維持した。結局、国

内では高金利の状態がつづいた。物価との関連でみる実質金利の水準は、物価上昇率の低下によって上昇し、記録的な水準となった。通商政策は市場開放対策の強化を表明したが、輸入は輸出の減少率を上回って減少した。産業政策は基礎素材産業を特定して「構造調整」を志向した。

一、定年の延長も、高齢者の雇用も、そして身体障害者の雇用も八二年には一歩前進した。しかし、この前進はもっぱら大企業で進展し、中小企業では前年にひきつづきそうした動きが停滞的に推移した。八二年の高齢者対策は、シルバー人材センターなど六〇歳代前半層にたいする雇用対策を強化しはじめた。

一、八二年の職安行政は地域雇用開発事業を新規に発足させ、またパートバンクを増設した。地域雇用開発事業は初年度に対象地域として特定不況地域一〇カ所を指定した。パートバンクは前年の神奈川、大阪についで東京でも発足させた。それら産業構造と雇用構造の変動にたいする雇用政策はまだ多分に対症療法の域内にある。

1　経済動向と経済政策

1　経済の動向

一九八二年の実質経済成長率は三・〇%で推移し、前年の三・八%をさらに相当に下回った。輸出の伸びが前年を大幅に下回り、また、設備投資の伸びが前年を大幅に下回り、住宅投資が前年にひきつづいて停滞したことによる。他方、民間個人消費は前年の停滞とは異なり、四%強というかなりな伸びで推移した。八二年の成長パターンは個人消費主導型となった（第121表）。内需の伸びは前年をいくぶん上回ったが、輸出の伸びが大幅に停滞したため、実質経済成長率は前年を相当に下回った。

民間個人消費の増加　民間個人消費の増加は、実質家計支出の増加によるが、全国勤労者世帯の消費支出は、前年比三・一%増となり、前年の〇・六%をかなりに上回った。実質可処分所得は前年比増三・〇%となり、前年のマイナス一・〇%を相当に上回り、八〇年以降はじめて黒字に転じた。八二年の非農林業常用労働者の現金給与総額は前年の五・三%より〇・八ポイントも下回る四・五%にとどまったが、消費者物価が前年の四・九%から二・七%へと低下したために、実質賃金は、前年の〇・四%から一・七%へとかなりに増大した。八二年の勤労者世帯の可処分所得の増加は、世帯主の所得以外に、他の世帯員の所得や財産所得が増加したことによる。家計支出のなかでは、交通通信、外食、調理食品、理容、身回り品などのサービス需要の伸びが大きく、耐久、半耐久、非耐久の物財への支出の伸びは低水準で推移した。

民間設備投資と輸出の停滞　民間設備投資は、八〇年以降も相当な水準の伸びを示していたが、八二年には伸び率が顕著に低下した。輸出の停滞と住宅建設の停滞、物財への国内消費需要の停滞、および金利水準が相当に高水準で推移

第121表　経済情勢と経済政策の諸指標（75年価格）

	75	76	77	78	79	80	81	82
失業率	1.9	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4
GNP	構成 対前年増加率，％（75年価格）（　）内はGNP比							
GNP（市場価格）	100.0	5.3	5.3	5.1	5.2	4.8	3.8	3.0
個人消費	57.2	3.4	3.8	4.7	5.9	1.3	0.5	4.2
住宅投資	6.9	8.8	1.7	6.6	−1.0	−9.4	−2.6	−0.9
設備投資	16.4	0.7	2.5	6.6	11.8	8.0	5.6	1.8
在庫増加	0.3	(0.7)	(0.7)	(0.6)	(1.0)	(0.9)	(0.0)	(0.5)
輸出	13.8	17.5	11.4	0.2	6.6	18.8	15.9	3.2
輸入	13.8	5.5	4.1	6.5	14.7	−3.9	5.5	3.1
政府投資	9.1	2.6	11.6	16.1	3.1	−8.2	5.5	0.7
政府消費	9.9	4.1	3.9	5.1	4.3	2.9	4.6	3.5
財政金融指標	GNP比 GNP比の対前年増加率，（　）内は実数							
税金	16.1	−3.1	4.5	−1.2	8.1	6.2	−2.9	—
社会保険拠出金	9.4	1.6	6.2	0.0	5.8	1.2	2.6	—
通貨（M_2+CD）	84.8	1.2	−0.1	2.6	1.0	−0.2	4.9	2.7
（公定歩合，年末）	(6.5)	(6.5)	(4.3)	(3.5)	(6.3)	(7.3)	(5.5)	(5.5)
国際収支	GNP比，％							
貨物収支	1.0	0.8	2.5	2.6	0.2	0.2	1.7	1.6
経常収支	−0.1	0.7	1.6	1.7	−0.9	−1.0	0.4	0.6
長期資本収支	−0.1	−0.2	−0.5	−1.3	−1.3	−0.8	−0.6	−2.4
本邦資本	−0.7	−0.8	−1.0	−1.5	−0.6	−1.3	−2.0	−2.6
外国資本	0.6	0.5	0.6	0.3	0.4	0.5	1.4	1.2

したことによる。それでも大企業での設備投資はかなりな底堅さを維持したが、中小企業の設備投資は前年をさらに下回って停滞的に推移した。業種別には素材関連業種で合理化投資が底堅さを維持したが、機械関連業種では、電気機械を例外とし、設備投資が停滞した。ただし、省力化投資はつづいた。

輸出の伸びは国民所得会計では前年比増一五・九％より大幅に伸び率がダウンして三・二％となった。前年を上回ったとはいえ、その増加はもっぱら対外投資からの所得の増加によるものであり、物財の輸出は前年を下回った。製造業製品の輸出額は通関ベースで対前年減（マイナス三・〇％）となった。他方、物財の輸入額も前年水準をそれ以上に下回った。国際収支は、経常収支で前年の四七・七億ドルの黒字から六八・五億ドルの黒字へと二〇・八億ドルほど増加したが、貿易収支は、前年の二〇〇億ドルの黒字から一八〇億ドルの黒字へと黒字幅が前年より二〇億ドルほど減少した。経常収支の黒字幅が前年よりも相当に増加したのは、貿易収支の黒字の増加によるのでなく、貿易外収支の赤字幅が、海外投資からの所得の増加と海外旅行による支出の減少などで大幅に縮小したことによ

る。八二年の経常収支はともかく六八・五億ドルの黒字となったが、それは国内での景気上昇要因とはならなかった。八二年には、二七四億ドルもの本邦長期資本が海外に流出した。このことは、疑いなく、海外の金利高によって刺激されたが、他方では経常収支が相当な黒字であるにもかかわらず、円の交換レートが「円安」の状況で推移したことと密接な関連をもったといってよい。

産業別活動状況と収益

第三次産業活動指数は、八二年上半期に、産業綜合で前年同期を二・九%上回った。活動水準が全体平均を上回ったのは金融保険（五・八%）、運輸通信（四・六%）、対事業所サービス（四・七%）、対個人サービス（三・三%）で、広義のサービス業においてであった。他方、電気・ガス・水道・熱供給業（二・二%）と、卸売・小売業（一・二%）では活動水準の伸びが相対的に低調であった。金融保険、運輸通信、対事業所サービスでは活動指数の伸びが就業者数や雇用者数の伸びを相当に上回った。これらの業種では、従業者一人当たりの労働時間数が前年水準を上回ってはおらず、活動指数の伸びは、相当程度にOAなどによる技術変動が進行したことを示唆すると思われる。

鉱工業生産指数は八二年平均で前年水準を〇・三%上回るにとどまった。鉱工業出荷指数は前年水準を〇・八%ほど下回った。機械工業の綜合の指数は、前年の七・八%から一・七%へと伸び率が顕著に鈍化した。他の多くの業種では前年にひきつづき生産指数が下降した。機械工業では電気機械のみで生産指数が前年を上回った。その他の工業では、金属製品、化学、パルプ紙工業を例外とし、他の諸工業では軒なみに前年を下回った。電気、金属製品、化学、パルプ紙の諸工業では、いずれも生産指数の増加率が雇用指数の増加率を大幅に上回った。とくに電気機械では、生産指数が前年を九・八%上回ったのにたいし、常用雇用指数は四・一%しか上昇せず、雇用者人口や就業人口は前年より減少したのであり、合理化とME革新などの技術変化が、八二年にとりわけこの業種において加速的に進行したことが示唆される。

非製造業および製造業の主要企業の経常利益は、日銀「主要企業短期経済観測」（一九八三年五月）でみると、非製造業の場合、前年水準を一八%ほど下回り、製造業企業の場合は前年水準を〇・九%ほど上回って推移した。非製造業の場合、経常利益の相当な低下には、海運業の欠損の影響が大きい。非製造業の主要企業では、八〇年以降相当に好収益の状況がつづいたのであり、八二年に経常利益が前年を相当に下回ったとはいえ、全体としては、なお比較的底堅い堅調さを維持した。建設・不動産、商社、私鉄では経常利益が前年を上回った。他方小売業では前年をかなりに下回った。なお日銀「主要企業短期経済観測」では「非製造業」の分類とは別枠でとりあつかわれているが、電力とガスでは経常利益が前年を相当に下回った。製造業で経常利益が前年をかなりに上回ったのは、食料品、パルプ紙、化学などの個人消費関連の業種と、非鉄金属および金属製品の業種においてであった。反対に経常利益が前年を下回ったのは、鉄鋼、造船、一般機械、電気機械の輸出関連ないし機械関連の業種においてであった。鉄鋼では八二年下期に欠損を記録した。石油化学等では欠損がつづいた。なお輸送用機械と精密機械では経常利益がいくぶん微増したが、前年とあまり変わらなかった。

以上を総括すれば、非製造業と製造業とを通して、八二年の主要

企業の経常利益のうごきは、全体としては、底堅く堅調に推移し、広義のサービス業の諸産業と生活関連の諸業種で企業収益が前年を上回り、輸出関連、公共工事関連の諸産業で前年を下回った。ただし、石油化学を中心とした素材産業では欠損がつづいた。主要企業の企業収益は全体としては底堅く堅調に推移したが、中小企業収益は全体として前年を大幅に下回り、相当に深刻な状況で推移した。大蔵省『法人統計季報』で資本金一〇億円以上の大企業の営業利益の対前年同期増減率の推移をみると、八二年一～三月には一四・五%の増、四～六月には二・〇%の増、七～九月には二・六%の減、一〇～一二月には九・六%の減のごとくであり、年後半は前年を下回ったが、年全体としては堅調であった。これにたいし、資本金一億円～一〇億円規模の営業利益の対前年同期増減率の推移をみると、八二年一～三月には四・二%の増となったが、四～六月には八・三%の減、七～六月には五・一%の減、一〇～一二月には九・七%の減となった。資本金〇・一億円～一億円の企業についてみると、一～三月に三・六%の減、四～六月に三・八%の増、七～九月に六・一%の減、一〇～一二月に一四・七%の減となった。

雇用調整の特徴　八二年には雇用調整を実施する企業が製造業を中心として前年水準より顕著に増加した。製造業の雇用調整実施企業の割合は、年後半に急速に増加し、製造業では一〇～一二月には、三一%と約三分の一の事業所でなんらかの雇用調整がおこなわれた。解雇等のきびしい調整は少なかったが「配転・出向」、「一時休業」、「希望退職の募集」をふくむ多様な方式の調整がおこなわれた。

2　経済政策の推移

八二年のマクロ経済政策は、前年にひきつづいて総需要抑制基調を維持した。財政政策は公共支出の抑制を維持した。金融政策は結局引き締め政策をつづけた。通商政策は市場開放を志向したが、輸入は減少した。産業政策は基礎素材産業に特定して構造調整の強化を志向した。

財政政策　財政政策は八〇年以降公共支出の抑制基調で推移してきたが、八二年にもその基調が維持された。第一次石油危機後の七五会計年度までは、公社債市場での国債の発行はおおむね長期建設プロゼクトの財政需要に対応する目的に限定しておこなわれてきたが、七五年度以降、税収の停滞と総需要調整支出の増大とによって財政赤字が累積し、いわゆる「赤字公債」の発行がつづけられてきた。その結果、政府公債の発行による累積借入額は七四年度の対GNP比約七%程度の水準から八〇年度には約二九%の水準に達し、金利の支払額も加速的に増大した。その結果、八〇年度予算の作成過程で、政府は、さし当たり公共支出の抑制によって八四年度までに、赤字公債の発行を不要とする状況の実現を目ざして中期的な目標を設定し、それ以降、公共支出の抑制——とくに公共工事への支出の抑制——がつづけられた。しかるにこの中期的な目標は、日本経済の成長率と成長率にたいする税収の弾性値についての相当に楽観的な予測にもとづくものであった。八一年度も

八二年度も実質経済成長率は政府予測を下回り、また、成長率にたいする税収の弾性値も政府予測を下回った。結局、税収不足は八一年に三兆円を上回った。

八二年度予算の作成過程では、経済成長によって税収の増大をはかるか、総需要抑制基調のもとで公共支出の抑制をはかるかをめぐって成長率論争が活発化したが、結局、後者が選択された。政府の一般会計の支出実績の対前年増加率は八〇年には一二・一%、八一年には六・三%であったが、八二年の当初予算の八一年補正予算にたいする対前年増加率は六・一%に抑制された。この間、補正予算の一般会計中に占める国債費（金利負担）の比率は前年より一・七ポイント増大して、一五・八%となったのであり、実質的には前年よりきびしい抑制がおこなわれたことになる。一般会計中の公共事業関係費は前年の補正予算中の七兆円から八二年の当初予算中の六・六六兆円へと前年比マイナス四・九%となった。

財政政策による景気対策は当初は、年度内公共発注の約七〇%を年度前半におこなうという「前倒し」によったが、雇用情勢が悪化しつづけたことから一〇月になって、総計では約二兆円相当の建設プロゼクトをふくむところの「総合経済対策」が閣議決定された。この対策中の公共事業プロゼクトは五種類であり、それらは、①台風災害復旧プロゼクト七五〇〇億円（うち八二年度政府支出五二〇〇億円）、②政府公共工事プロゼクト四〇〇〇億円（八二年度発注、八三年度施工）、③自治体公共工事プロゼクト五〇〇〇億円（地方公共債限度額の緩和による）、④公共企業体による投資プロゼクト一二〇〇億円（財政投融資による）、⑤住宅建設プロゼクト三〇〇〇億円（うち政府補助額一一〇〇億円）であった。公共支出抑制の方針が相当弾力的に運用されたといえるが、総額約二兆円の予定額中政府支出は一・一五兆円であるが、そのうちかなりな部分は政府予算中の費目の変更や内部振替によっており、実質的な追加額は一兆円を相当に下回るといわれている。当初予算で前年より相当に減少した公共事業への政府支出が、この措置によって、最終的に前年水準をどれだけ実質的に上回ったかについては確たることは言いがたいのであり、結局、八二年の財政政策は前年なみの公共事業抑制政策を維持したということになる。

金融政策

八二年の金融政策は、結果的には引き締め基調を維持した。公定歩合の引き下げは、インフレ率の急速な低下や不況の進行にもかかわらず見送られた。他方、通貨供給量（M_2＋CD）は、GNPの名目成長率をいくぶん上回って増大した。通貨供給量の対GMP比の対前年増長率は二・三%で推移した。信用供与については窓口規制の緩和などをとおして増大策が展開された。しかし、実際の市中金利は相当に高水準で推移した。コール・レート（無条件物、東京）は年平均六・九%で推移した。名目では前年の七・四%よりは〇・五ポイント低下したことになるが、物価上昇率は国内卸売物価で前年より〇・九ポイント、消費者物価で二・二ポイントほど低下したのであり、実質金利は前年を相当に上回った。

不況にもかかわらず市中金利が高水準で推移したことの原因は複雑である。本邦長期資本の海外流出はその一つである。資本流出は前年にひきつづき、前年水準を大幅に上回った（第121表）。政府公債の増加もその一つであるといえよう。八二年には個人貯蓄の増加は前年比一〇%で推移したが、政府公債の累計額は前年比で一六%増

加した。国内経済の見地からすれば金利引き下げが望まれるところであるが、金融政策は、変動相場制と資本自由化と経済政策の受動的対米協調主義の枠組みのもとで、もしも金利引き下げをおこなった場合、円安がさらに進行する可能性、経済摩擦がさらに深刻化する可能性が予想されるという構造的なディレンマに当面し、日銀総裁は何回も記者会見をおこなってその苦悩を訴えた。結局、金利水準は記録的な高水準で推移した。

八二年の対米ドル交換レートは、年平均月末レート（直物終り値）で二四九・九円で推移し、前年よりも一二・九％ほどもの円安となった。八二年には円安の原因についての関心が増大した。種々な議論が展開されたが、海外での対日輸入制限の増大とそれによる輸出の停滞が一つの原因であるとする見解も打ち出された。八二年には円安で日本製品の比較優位は前年よりも顕著に増大したが、物財の輸出量は前年を相当に下回った。

通商産業政策　八二年の通商政策は外国製品にたいする市場開放の強化を志向した。八二年一月対日貿易手続きについての苦情等を検討する機関（「市場開放問題苦情処理推進本部」）が設置され、検査等の諸手続きが簡素化された。関税がさらに引き下げられ、農産物等の輸入の数量規制が緩和された。しかしながら、内需の不振などにより物財の輸入量は、輸出量の対前年減少率を上回る減少率で前年よりも減少した。産業政策は、石油化学工業やアルミ製錬などの基礎素材産業での企業収益が顕著に悪化し、関連中小企業や関連地域の経済が顕著に不振となったことを背景として、「構造調整」の強化を志向した。八二年一二月産業構造審議会は基礎素材産業対策特別委員会報告をまとめて、この産業についての積極的な「構造調整」を提言した。

2　職業安定行政と職業訓練行政

1　八二年の職業安定行政

八二年度の労働省予算は、一般会計と特別会計の合計で三兆七三二一・一億円となった。前年より一二六七・一億円（四・八％）ほど増加した。労働災害防止対策とともに職業安定行政の予算が増加したためである。職業安定行政主要予算は二兆一六三八・四億円となった。対前年増加率は二・一％となった。すなわち実質では前年をいくぶん下回った。対前年GNP比は〇・八七％であり、なお一・〇％を下回っている。

職業安定予算を政策領域別にみると、「高齢化社会の進展に対応した雇用安定対策の推進」四七六・四億円（対前年一〇五・三％）、「産業構造の変化等に即応する雇用対策の推進」一兆二八四一・八億円（対前年減〇・三％）、「総合的な身障者対策の確立とその推進」一二七・二億円（対前年増九二・八％）、「特別の配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施策の推進」一二六四・二億円（対前年減七・四％）、「勤労者のための福祉施設の整備」一二二・二億円（対前年増七・七％）、「行政需要の増大と変化に対応する職業安

定行政機能の整備充実」一三三・二億円（対前年増一二・〇％）のことくとなった。金額的には「産業構造の変化に即応する雇用対策の推進」が最大の比重を占めるが、これは雇用保険予算が一括して二〇項目に計上されているためや、また、この項目が共通経費のプール的な性格をもっているためである。なお、五七年度予算では、予算編成時において五七年度の雇用情勢の行方を楽観視していたために、この政策領域中の「雇用失業情勢に即応する雇用対策の推進」が前年より四七・〇六億円も少なく計上している。政策領域別には、以上要するに高齢者対策、身体障害者対策につき、対前年伸び率が大きかった。

予算配分で相対的に重視されている政策項目をみると、高齢者雇用対策では、高年齢者雇用確保助成金五三億円（従前の継続雇用奨励金）、高年齢者職場改善融資五億円（前年度は二億円）など定年延長促進対策と関連が深い項目のほか、定年またはその他の理由による離職者の再就職の促進対策と関連の深い諸項目、すなわち、特定求職者雇用開発助成金二八三億円（前年度は三八億円）、シルバー人材センター二〇〇団体（同、一五〇団体）、高齢者職業相談室の一〇カ所増設、中高年労働者福祉センター一二カ所増設、などがあげられる。

身体障害者対策については、第三セクター方式による障害者雇用企業の設立促進（すなわち、国の助成金の活用と地方団体の出資を資金源にふくむ障害者雇用民間企業の設立の奨励）、企業と授産施設の連携による特別能力開発事業の実施、サリドマイドなどによる両上肢障害者の職業能力の開発があげられる。

以上のほか、八二年には、産業構造の変化に即応する雇用対策として、いくつかの特掲項目があげられてきたことが注目される。地域雇用対策中の地域雇用開発推進会議の一〇地域での新設、地域雇用開発委員会の一〇県での増設、地域雇用開発推進事業の実施（新規八〇億円）、ME技術を中心とした技術革新の労働への影響についての総合的な調査（新規〇・四七億円）、パート・バンクの設置等第三次産業対策の推進（一・九八億円）がそれらである。

2　高齢者対策と身体障害者対策

高齢者対策は、疑いなく八〇年代の職業安定政策の中心的な課題となっているが、これについては七九年八月に定めた第四次雇用対策基本計画（七九―八五年）で、八五年までに六〇歳定年制の一般化をめざし、八〇年代後半には、六〇歳前半層の雇用安定対策にとりくむという基本方針が設立された。八〇年代の全半には労働力人口中の五〇代後半層が顕著に増加し、後半には六〇代前半層が顕著に増加するからである。

定年延長の動向

「雇用管理調査」によれば、八二年には定年制の延長が、前年と異なり、かなりに進展した。雇用管理調査は一九六八年から実施されているが、常用労働者規模三〇人以上の民営企業を対象とし、層化抽出的な調査をおこなっている。回答企業のなかで「定年制あり」とした企業は、八二年には前年より四・五ポイント増加して八五・六％となった。男女一律の定年制を定めている企業の割合も前年より五・四ポイント増加して

第122表　定年制実施状況の推移

	全企業	定年制あり	男女一律の定年制	一律定年制のある企業				
				～54歳	55歳	56～59歳	60歳	61歳～
調査産業計								
1976年	100.0	74.1	52.4	0.3	47.3	15.9	32.3	4.2
78	100.0	77.3	55.1	0.1	41.3	19.4	33.7	9.1
80	100.0	82.2	60.0	0.2	39.5	20.1	36.5	3.8
81	100.0	81.0	60.0	0.4	38.0	18.0	39.5	4.1
82	100.0	85.6	65.4	0.5	35.5	35.5	43.0	2.8
5,000人～	100.0	99.6	83.6	—	19.6	32.7	47.7	—
1,000～4,999	100.0	99.1	73.3	—	29.2	33.1	36.6	1.2
300～999	100.0	99.0	72.0	—	36.7	31.9	28.9	2.5
100～299	100.0	95.2	66.7	—	42.0	20.9	34.0	3.0
30～99	100.0	81.1	56.5	0.7	33.4	15.3	47.6	2.9
鉱業	100.0	76.5	67.1	—	45.1	11.2	43.7	—
建設業	100.0	69.6	50.3	—	20.2	13.9	63.0	2.9
製造業	100.0	89.7	65.5	0.6	35.4	17.3	43.8	2.9
卸売・小売業	100.0	89.1	73.4	0.9	43.8	18.8	36.0	0.5
金融・保険業	100.0	94.6	82.2	—	47.6	29.4	22.5	0.5
不動産業	100.0	96.4	76.7	—	25.7	30.6	32.0	11.7
運輸・通信業	100.0	87.1	69.1	—	37.4	20.5	40.1	1.9
電気・ガス・水道・熱業	100.0	97.9	88.5	—	22.4	55.2	22.4	—
サービス業	100.0	79.3	63.5	—	29.4	20.7	39.8	9.9

〔備考〕 労働省「雇用管理調査」各年

六五・四％となった。男女一律定年制を定める企業のうち六〇歳以上の定年を定める企業の割合は前年より二・二ポイント増加して四五・八％となった（第122表）。八二年の定年制の延長は大企業と中堅企業とで顕著に進展したが、中小企業ではあまり進展しなかった。八〇年以降中小企業では定年制ありとする企業の割合も、男女一律の定年制を定める企業の割合もほとんどまったく増加しなかったし、また、男女一律定年制中の六〇歳以上定年の割合の伸びが低迷した。八二年もこの傾向がつづいた。また、六〇歳以上定年制を定める企業の割合は、常用労働者規模三〇〇～九九九人規模の中堅企業でとくに低く、八二年には前年より三・〇％ほど増加したとはいえ、三一・四％の普及度にとどまった。第二次石油危機以前の五カ年には、中小企業や中堅企業で定年の延長が比較的に順調に進展したが、八〇年以降さま変わりしており、景気動向がこの成り行きに重要な意味をもったと思われる。定年制延長の動向は、昭和六〇年六〇歳定年制にむかって一応の進展をみたとはいえるかも知れないのではあるが、目標年次を三年後に控えて、八二年の普及率はなお男女一律定年制を定める六五・四％中の四五・八％という水準にあるのであって、楽観視しえない状況にあるといわねばならない。

高齢者雇用率の推移

定年制延長を促進するための基本的な政策手段は、現在までのところでは高齢者雇用率制度である。この制度は、七六年五月の「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」の一部改正によって創設された。この制度は企業にたいし、常用労働者中の五五歳以上の高齢者の比率を一定水準以上に維持するよう努力することを義務づける主旨のものであり、決定の最低目標基準は六・〇％と定められている。

この制度のもとでは、高齢者雇用率の達成と維持改善を事業主の努力義務としているが、この義務違反にたいして罰則等の制裁措置が定められているわけではない。しかし法律では、雇用率の達成を促進する目的をもって二つの事項を定めている。その一つは公共職業安定所が雇用率未達成企業の事業主から正当な理由なく高年齢でないことを条件とする求人の申し込みを受けた場合これを受理しないことができる、としたことである。その二つは、労働大臣が常時一〇〇人以上の労働者を雇用する事業所であって雇用率未達成の事業所にたいし雇用率達成に関する計画の編成を命じ、またその適正な実施について勧告することができ、また高年齢者の雇い入れその他高年齢者の雇用の安定に関して必要な措置を要請することができるとしたことである。この後者、すなわち、いくぶん介入的な性格をもつ個別指導は従前はあまり重視されなかったが、八一年一月には、雇用審議会が、答申一六号で定年延長のとりくみの遅れている企業への個別指導を強化されたい、との答申をおこなった。

高年齢者の雇用状況については、高齢者雇用率制度のもとで、常用労働者数一〇〇人以上規模の企業について毎年六月一日現在における状況の調査がおこなわれている。八二年六月一日現在についてみると、層化抽出的におこなわれた調査にたいして、回答をおこなった企業数は二万九六九八社で、雇用されている五五歳以上高齢常用労働者数は合計九二万二九〇五人であり、常用労働者数合計一三三一万四六三〇人中の六・九％――これを目標雇用率と区別して実雇用率という――であった（第123表）。実雇用率は前年の六・六％を〇・三ポイントほど上回った。この平均実雇用率はこの制度による調査が開始された七七年の五・二％から逐年上昇し、八一年まで年平

第 123 表　規模別，産業別高齢者雇用状況

規模，産業＼年次	実雇用率			未達成企業の割合		
	82年6月1日	81年6月1日	82年－82年	82年6月1日	81年6月1日	82年－81年
企業規模計	6.9	6.6	0.3	48.8	49.4	－ 0.6
1,000 人以上	5.4	4.9	0.5	71.4	73.7	－ 2.3
500 ～ 999	6.9	6.7	0.2	64.6	67.2	－ 2.6
300 ～ 499	7.6	7.4	0.2	58.3	59.1	－ 0.8
100 ～ 299	6.4	9.4	0.0	43.4	43.5	－ 0.1
農林漁業	11.4	11.2	0.2	22.2	22.5	－ 0.3
鉱業	6.1	5.8	0.3	29.2	32.9	－ 3.7
建設業	11.3	10.9	0.4	16.7	16.4	0.3
製造業	5.2	4.9	0.3	47.5	48.4	－ 0.9
卸売・小売業	4.2	4.2	0.0	70.5	70.1	0.4
金融・保険・不動産業	6.2	5.5	0.7	74.9	75.6	－ 0.7
運輸・通信業	9.0	8.3	0.7	38.9	41.0	－ 2.1
電気・ガス・水道・熱業	10.1	9.0	1.1	25.7	25.6	0.1
サービス業	13.5	13.5	0.0	36.2	36.3	－ 0.1

〔備考〕『労働時報』1982年12月号，59ページ。

均〇・四ポイント程度で上昇した。なお、八二年の六・九％という水準は、同年の非農林業部門雇用者人口中の五五歳以上人口の比率一一・四％を四・五ポイント下回る水準である。なおこの落差は前年と変わらなかった。

八一年六月一日現在、法定高齢者雇用率の未達成企業の割合は四八・八％で前年より〇・六ポイント減少した。未達成企業の割合は大企業と中堅企業とでとくに大きいのであるが、八二年には、前年にひきつづいた未達成企業の割合が大企業と中堅企業とで比較的顕著に減少した。これにたいし、中小企業ではその割合の減少が停滞した。八〇～八二年には、七七～七九年の傾向とは正反対の傾向で推移している。景気動向の影響が大きいと思われる。

行政指導の展開

労働省は八一年に定年制の延長が停滞したこと、大企業や中堅企業でも普及率が高くはなく、また中規模企業でとくに低率に推移していることを背景とし、八二年三月、従業員規模三〇〇人以上の企業のうち六〇歳未満定年であって、定年延長へのとりくみが遅れているすべての企業にたいして労働大臣名による要望書を送付し、各企業の定年延長のとりくみについての考え方を示す文書（いわゆる「とりくみ方針書」）の提出を依頼した。これにより四一三二社からとりくみ方針書が提出された。回収率は九八％であった。

このとりくみ方針書の内容を職安局が分析したところ

によると、今後定年延長を実施すると判断される積極的なとりくみの姿勢を示している企業は六四%で、そのうち定年延長の目標年齢を六〇歳においている企業の割合は五五%（したがって回答企業合計中では三五・二%）であった。当面定年延長を実施する考えはないとする企業、すなわち回答企業中の三六%について、その理由をみると、「再雇用制度、勤務延長制度」があるためとする企業が五二%（回答企業中の一九%）を占めた。

八二年は、この「とりくみ方針書」にもとづいて、公共職安の幹部職員による個別行政指導がおこなわれた。八二年には六月一日現在で六〇歳定年制が非農林業の一律定年制のある企業（六五・四%）のなかで四五・八%に普及しており、一応の水準に達したとはいえるが、なお五〇〇〇人規模以上の企業で四七・七%と五〇%を下回る状況にあり、また三〇〇～九九九人の中企業では三一・四%の普及率にすぎないのであって、「昭和六〇年 六〇歳 定年」への道行きは景気の低迷という背景もあって相当に難航しているといわねばならない。

八二年には、高齢者の雇用開発を促すための各種の対策が前年に比していくぶん強化された。六〇歳を超える定年延長を奨励するための高年齢者雇用確保助成金（七六年以降の継続雇用奨励金の改称）の拡充、特定求職者雇用開発助成金（七五年以降の各種給付金の改称）の拡充、シルバー人材センターの増設、高齢者職業相談室の増設、中高年労働者福祉センターの増設などである。

障害者の雇用対策

障害者の雇用対策は、六〇年に身体障害者雇用促進法が制定され、身体障害者雇用率制度が発足し、その後職業指導や職業紹介や雇用援護措置が漸次拡充されてきたが、七六年になってあらためて雇用率制度の強化と身体障害者雇用納付金制度の創設を柱とする身体障害者雇用促進法の全面改正がおこなわれた。身体障害者の雇用状況の中心的な指標は、身体障害者雇用率であるが、この雇用率は、身体障害者雇用促進法によって一人以上の身体障害者を雇用すべきとされている事業主（原則として常用労働者数六七人以上）から各年六月一日現在の身体障害者の雇用状況の報告を求めて把握されている。この制度における法定の最低目標雇用率は現在、民間部門については一・五〇%と定められている。

八二年六月一日現在の民間企業での実雇用率は全体平均で一・二二%であり、法定目標雇用率を〇・二八ポイント下回っている。前年にひきつづき実雇用率はいくぶん上昇し、前年より〇・四ポイント上昇した（第124表）。例年のごとく実雇用率は大中の企業で低く、一〇〇〇人以上規模で一・〇五%、五〇〇～九九九人規模で一・一〇%のごとくに平均を下回り、中小企業で法定の最低目標雇用率程度の雇用率が成立している。雇用率未達成企業の割合は四六・二%で、前年より〇・六ポイント減少した。未達成企業の割合も前年のごとく大中企業で顕著に大きい。とはいえ中小企業でも四〇%近くは未達成の状況にある。

八二年には、前年にひきつづき、六〇年以降七九年までの傾向とは正反対に、実雇用率の上昇と未達成企業の減少はもっぱら大中の企業で進行し、中小企業では停滞した。一〇〇人規模以下の企業では、実雇用率が前年の一・八一%から一・七八%へと〇・三ポイント低下し、未達成企業の割合が三八・六%から三八・四%へと〇・二ポイント低下したにとどまった。

第124表　身体障害者の規模別，産業別雇用状況

1982年6月1日現在，（　）内は81年6月1日現在

	身体障害者数	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
民間部門計	152,603	1.22 (1.18)	46.2 (46.6)
1,000人以上	61,797	1.05 (0.98)	78.6 (46.0)
500 ～ 999人	16,684	1.10 (1.08)	65.5 (66.7)
300 ～ 499人	15,642	1.22 (1.21)	57.1 (57.7)
100 ～ 299人	45,145	1.46 (1.46)	42.3 (42.4)
67 ～ 99人	13,335	1.78 (1.81)	38.4 (38.6)
農林漁業	228	1.24 (1.27)	37.8 (40.5)
鉱業	772	3.27 (2.93)	17.2 (19.4)
建設業	6,148	1.13 (1.10)	40.8 (42.0)
製造業	84,040	1.42 (1.38)	33.8 (33.4)
卸売・小売業	16,188	0.69 (0.67)	67.4 (68.2)
金融・保険・不動産業	12,945	0.97 (0.84)	70.9 (73.0)
運輸・通信業	9,095	1.38 (1.33)	36.8 (38.1)
電気・ガス・水道・熱業	2,215	1.22 (1.16)	59.2 (56.7)
サービス業	20,972	1.42 (1.41)	47.1 (47.9)
特殊法人（法定1.8%）	1,347	1.79 (1.56)	27.1 (51.5)
公共部門			（法定達成率）
現業的機関	13,393	1.90 (1.99)	1.8
非現業的機関	38,444	1.87 (1.85)	1.9

〔備考〕 1）身体障害者のうち重度障害者についてダブルカウントしてある。
2）『職業安定広報』1982年12月1日号，16～17ページ。

なお、前年の八一年は国際障害者年であり、また国連総会で国際障害者年行動計画が決議されたこともあって、日本では中央心身障害者対策協議会や身体障害者雇用審議会などで各種の審議がおこなわれた。身体障害者雇用審議会は「重度障害者特別雇用対策研究会」を設置したが、同研究会は二月一日「国際障害年を契機とする今後の心身障害者雇用対策の在り方について」と題する意見書を提出した。意見書は、「中・軽度の障害者の雇用状況は大幅に改善されたが、重度障害者の雇用状況はまだ不十分である」とし、国や地方団体からの出資を資金源にふくむところの重度障害者多数雇用の民間企業の育成を中心とする対策を提言した。八二年には三つのモデル事業所の設置の試みがあったが、この対策の成り行きはまだまったく未知数である。また、精神薄弱児の能力開発センター二カ所の設置が着手された。なお、労働省は四月五日、省令で「障害者雇用対策室」を設置した。

3　公共職安と職業訓練

臨調と職安行政

臨時行政調査会は八一年暮から八二年一月にかけて四つの部会の報告書をまとめたが、そのうち第二部会と第三部会の合

同分科会の報告で、職安行政については二点に言及した。第一は「労働省の公共職業安定所及びその出張所（約六〇〇箇所）については、労働市場の変化を踏まえ、失業者状況に配慮しつつ再編を進め約六〇箇所整理する」というもので、第二は「職業安定関係の地方事務官制度については次の措置により廃止する。(1)職業安定関係事務については、①地方公共団体が事業主体となって行う事務で、例えば、地域雇用開発推進事業、失業対策事業、出稼労働者援護事業等、地域性、独自性の強い事務及び現在都道府県知事に委任されている事務のうち市町村に対し必要な指導調整を行う事務は都道府県において処理する。②それ以外の職業安定関係事務は、労働省において処理する。(2)雇用保険関係事務については労働省において処理する。(3)現在、都道府県知事部局において処理することとなる事務を除き都道府県労働局において処理し、当該事務に従事する職員は労働事務官とする」というものである。雇用保険事業と職業紹介事業と職業指導事業は国の事務として処理されるべきものであるとした臨調への労働省の主張をおおむね尊重した内容のものであるといえよう。

地域雇用開発推進事業　この事業は八二年度に発足したもので、雇用失業情勢、特定不況地域、市町村等の協力体制などを勘案して、地域レベルでの経済・産業政策と雇用政策との連動によって地域の雇用開発を促進しようとするものであり、直接には雇用開発給付金による雇用開発の促進をはかろうとするものである。低成長と地方定住志向の増大とによって雇用情勢の地域差が拡大の傾向にあることがその背景となった。

この「事業」では、今後五年間に、全国五〇地域を指定地域として指定することが計画されているが、五七年度には、函館（北海道）鶴岡（山形県）、足利（栃木県）、長岡（新潟県）、清水（静岡県）、舞鶴（京都府）、呉および呉東（広島県）、新居浜（愛媛県）、佐世保（長崎県）、那覇（沖縄県）の一〇地域（各公共職業安定所の管轄区域）が指定された。「事業」の内容は、三者構成の「地域雇用推進会議」を設置し、それによって地域社会に望ましい「地域雇用開発方針」を定め、地場産業の振興、企業誘致の促進、新規事業の開発（地元の資源利用）、第三次産業の育成、新技術の産業教育の拡充などの主旨に添う企業やプロゼクトにたいしての助成金や援護対策の展開により、雇用開発を促進しようとする主旨のものである。なお八二年に指定対象となった地域は、例外なく特定不況地域であって応急対策的な措置の感はまぬがれがたい。しかしながら、雇用情勢の深刻化のすうせいを背景とし、今後の成り行きが注目される。

パートバンクの設置　労働省は前年の一〇月一日に、神奈川県横浜と大阪の難波にパートバンクを設置し、パートタイム就業希望者の職業紹介をはじめたが五七年度には東京の渋谷にパートバンクを開設した。これは、中期的にみて、第三次産業化が進展したこと、女子や高齢者の間で短時間就業の希望者が増加したことから、漸次、パートタイマーの需給システムを強化する必要が生じたことによる。

パートタイマー雇入通知書　最近、女子就業者、とくにパートタイマーが増加する傾向にあるが、その労働条件の不明確さが従来から問題とされてきた。労働省は、一九八二年一二月一七日の労働基準局長通達により、パートタイマー

による「雇入通知書」のモデルを作成し、大都市地域等において試行的に普及をはかることとした。これは、パートタイマーの労働条件確保対策の一環をなすものであるとしている。雇入通知書のモデルは、労働基準法第一五条に定める賃金に関する事項のほか、雇用期間、仕事の内容、始業・終業・休憩時間、休日、休暇、時間外労働等について表示している。なお、通達は、使用者が雇入通知書によって就業規則の作成・届出・周知の義務は免除されないこと、一年間継続勤務しかつ所定日数週五日以上の者は、法律所定の年次有給休暇を与えるべきことも、あわせて指示している。

公共職業訓練の実施状況　八一年四月一日現在、予算上の数字ではあるが、公共職業訓練の施設数は合計三八九校で、その内訳は都道府県立職業訓練施設二八一校、国立職業訓練施設（雇用促進事業）九一校、国立身体障害者職業訓練校一二校、職業訓練大学校一校、市町村立職業訓練校四校となっている。同じく八一年四月一日現在の訓練生定員数は、養成訓練生四万二一一〇人、能力再開発訓練生八万六四四〇人、成人職業訓練生一七万六四六〇人、指導員訓練生一〇八〇人、身体障害者訓練生二六二〇人で、合計三〇万八七一〇人で、前年よりも七万五八四六人（前年比増三・三%）ほど増加している。成人職業訓練生定員数の増加が顕著であり、成人職業訓練生と能力再開発訓練の訓練生定員数を合計すれば、成人職業訓練の訓練生定員数は二六万二九〇〇人となり、前年よりも三万〇〇三六人（一二・九%）ほど増加した。有給教育訓練休暇奨励給付金の支給対象事業所が約一五〇〇事業所に達した。

3　労働力需給と雇用政策の展望

一九八三年の雇用見通し　労働省は八二年四月一日、八三年の「年次雇用計画」（「昭和五八年度の雇用見通しと職業安定行政の重点施策」）を発表し、各都道府県知事あて通達した。この文書では、国際経済については欧米先進諸国でインフレの沈静化と米国をはじめとする景気の回復が期待され、原油価格の低下も世界経済に総じて好影響を与えるものと考えられるが、しかし、一方で、欧米先進諸国の雇用情勢は依然として深刻な状況がつづくとみられ、保護貿易主義の高まりが懸念されるし、また発展途上国では累積債務を抱えるなどきわめて困難な状況である。国内経済については、財政が不均衡状態にあり、歳出構造の見直し等による財政再建が緊急の課題となっており、一方、経済の先行きについての企業の信頼感は回復しておらず、設備投資への意欲は低調に推移しており、所得の伸びがさらに鈍化すれば、消費需要や住宅建設が低迷する恐れもあるとして、経済展望については前年の楽観論から一転して警戒論を打ち出し、例年本文中に記載する経済成長率の展望はさし控え、末尾に経済企画庁の「五八年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」より、国民総生産と最終需要の予測数値を収録するにとどめている。

なおこの後者は八三年の実質経済成長率を三・四％と予測している。さらに労働力需給については、まず労働力需要については就業人口が対前年で五五万人増加するとみている。他方、労働力供給については労働力人口の増加は五〇万人程度にとどまるとしている。したがって完全失業者は五七年度実績見込みの一四〇万人から五万人減少して一三五万人となり、完全失業率は前年の二・四％から〇・一ポイント下降して二・三％となるとしている。「年次計画」は本文中で有効求人倍率の推移を展望しているが、八二年度の〇・六〇倍から若干改善して〇・六三倍程度で推移するであろうとしている。内外の経済情勢の展望は前年に比して控え目であり、相当に説得力をもつと思われるのであるが、労働力需給の展望は、労働力人口の増勢をはじめとして最近の実績からみて説得力に欠けると思われる。したがって完全失業率や有効求人倍率についての展望もどうしてこのような予測が可能かと思われるほど、政策的考慮があるのかも分からないが、楽観的に過ぎる見方をしている。

一九八三年職業安定政策

八二年一二月三〇日、政府は八三年度の政府予算（案）を閣議決定した。八二年度の政府予算は、一般会計で五〇兆三七九六億円となった。ただし、このうち国債費と地方交付税交付金および八一年度決算補てん戻しをのぞくと一般歳出予算は、三二兆六一九五億円で前年度にくらべ約五億円の減額となった。労働省予算は特別会計をふくむ全体で三兆九二六二億円となり前年より五・二％の増加となった。八三年度職業安定行政主要予算は二兆二六九一・三億円、前年より四・九％の増加となった。対前年ＧＮＰ比では〇・八六％となり前年より〇・一ポイントの減となった。

職業安定行政予算の内訳を政策領域別にみると、「高齢化社会の進展に対応した雇用対策の推進」七六八・七五億円（対前年増一六三・八％）、「心身障害者等の特別の配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施策の推進」一七三億・七億円（対前年増三六・六％）、「雇用失業情勢に即応した雇用対策の推進」一兆二九八四・八億円（対前年増三・九％）「産業構造及び就業構造の変化等に対応する雇用政策の推進」一〇・一億円（対前年増一八・七％）、「勤労者のための福祉施設等の整備」四五一・七億円（対前年減一二・〇％）、「行政需要の増大変化に対応する体制の整備と充実」一一九・四億円（対前年減二・五％）のごとくとなった。

主要政策領域別の政策項目を概観すると、高齢者対策のうちの「六〇歳定年の一般化」については、行政指導の計画的推進、定年延長アドバイザーによる援助、賃金コスト等の計算サービスの実施、定年延長奨励金の活用（大企業三〇万円、中小企業四〇万円）、高年齢者雇用率達成指導の推進、高年齢者職場改善融資の拡大（融資枠五億円→七億円）をあげ、六〇歳代前半層対策については、高年齢者雇用確保助成金の活用（大企業三〇万円、中小企業四〇万円）、シルバー人材センター（二〇〇団体→二二〇団体）、六〇歳台前半層雇用就業対策研究会（仮称）の設置をあげている。

身心障害者対策については、雇用率達成指導の強化のほか、職業相談体制の強化（専門官の配置）、第三セクター方式による重度障害者雇用企業と精神薄弱者能力開発センター（仮称の育成）、サリドマイド等による両上肢の障害者にたいする就職援助特別事業の推進、職業訓練大学校での「福祉工学科」の設置、総合リハビリテーション施設の設置計画の推進をあげている。

「雇用失業情勢に即応した雇用対策の推進」については、地域雇用開発推進事業実施地域の拡大（一〇地域→二〇地域）、不況業法、不況地域法の整備統合による雇用対策の拡充強化、離職前訓練を実施する特定不況業種事業主にたいする助成（新規）、再就職あっせんにより特定不況業種の労働者を受け入れる事業主にたいする助成（新規）、素材産業等業種別労使会議の開催などがあげられている。なお雇用保険の基本手当受給者実人員については、七三万一〇〇〇人が見込まれているがどうでかあろうか。職業安定行政も八三年にむけて素材産業を中心とする不況産業対策の拡充強化を志向している。

「産業推進及び就業構造の変化等に対応する雇用政策の推進」では、パートタイマー対策の強化（パートバンクの増設六カ所、雇用労働相談員〈新規〉一六人）、第三次産業業種別労務管理マニュアルの作成、民間機能の活用による雇用情報提供機能の充実強化、MEの雇用に及ぼす影響に関する調査研究をあげている。なお現行の雇用政策の枠組みをなしている第四次雇用基本計画は八三年五年目をむかえるのであり、八三年には、経済社会七カ年計画との関連をもつような第五次雇用基本計画の作成が日程にのぼっている。

結　語

八二年も前年にひきつづきマクロ経済政策で総需要の抑制が維持され、また、それにもかかわらず雇用政策の資源配分が抑制された。雇用政策は高齢化対策を中心としつつ、漸次産業構造の変動への対応を意識しつつあるが、現実の雇用情勢の改善には相当な限界をもった。なお八〇年以降雇用情勢の展望と現実の事態の進行とが相当にかい離してきている。

【参考資料】 (1)労働省「第四次雇用対策基本計画」、(2)労働省職業安定局「昭和五八年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策—年次雇用計画」(3)同省同局編『職業安定広報』一九八二年各号、(4)同省同局『職業安定月報』、(5)『同雇用保険業務月報』、(6)関英夫『安定成長期の雇用政策』労働行政研究所、(7)森英良『職業訓練の現状と課題』、(8)日本銀行調査統計局『経済統計月報』一九八三年六月、(9)雇用政策調査研究会『労働力需給の長期展望』、(10)経済企画庁『国民所得統計』一九八二年、(11)労働省官房室『労政時報』各月、(12)労働省『昭和五七年度労働経済の分析』（労働白書）

III 賃金政策

概要□人事院の公務員給与勧告──人事院勧告／人事院の公務員制度改革案／最低賃金制度の運用状況──地域別最低賃金の改定／適用状況と水準

概要

一、人事院の給与に関する勧告（八二年八月）は四・五八％であり、七六年以来、三番目に低い勧告であった。しかし、この人事院の勧告は実施されなかった。

一、人事院は、公務員制度の全面的な再検討を内容とする「人事行政に関する改定施策案」をまとめた。

一、地域別最低賃金は、全国平均で三一五六円となり、引き上げ率は五・四一％であった。なお、中央最低賃金審議会での目安作成は、労使の意見の隔りが大きく、前年度につづき本年度も公益委員見解として示された。

1 人事院の公務員給与勧告

人事院勧告

人事院は、一九八二年八月六日、国会と内閣にたいし国家公務員の給与改定について勧告をおこなっ

た。

給与に関する「報告」によれば、給与法の適用を受ける職員は約五〇万人（このうち行政職俸給表㈠㈡の適用者は約二九万人）であり、昨年とほぼ同数であった。八二年四月現在における行政職関係の基準内賃金は（四月遡及改定分をふくめ）、一万〇七一五円（四・五八％）民間が公務員を上回っている。また、扶養家族手当、住宅手当、通勤手当についても民間が上回っている。特別給については民間とほぼ均衡している。消費者物価指数は、前年四月にくらべ二・八％上昇している。以上のような官民給与をめぐる諸事情を勘案し、「報告」は、給与改定の必要があるとした。勧告のおもな内容はつぎのとおりである。

①俸給表の改定について各俸給表ごとの改定を提示しているが、それについての人事院の「説明」は以下のとおりである。

行政職俸給表について、民間給与の傾向等に照らし、世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ改定を行うとともに、他の職種の職員の俸給表については、行政職俸給表との権衡を基本とし、民間給与の実態をも考慮した改定を行うことにより、全俸給表の全等級にわたる改定を行うこととした。

なお、指定職俸給表については、昭和五三年の据え置き以来、参考としている民間企業の役員給与に見合った改善が行われていないこともあって、両者の開きは年々拡大を続けてきているが、この際は行政職と同程度の改定にとどめることもやむを得ないものと考えて措置した。

(1) 初任給については、一般の事務・技術系の場合、その俸給を大学卒（上級乙試験）一〇六、七〇〇円（現行一〇一、九〇〇円）、短大卒（中級試験）九五、七〇〇円（現行九一、五〇〇円）、高校卒（初級試験）八九、九〇〇円（現行八五、九〇〇円）とした。

(2) 職種別の改善に当たっては、公安職員、若手研究員等について昨年に引き続き配慮した。

②諸手当については、扶養手当などの引き上げについて以下のとおり勧告している（「説明」による）。

(1) 扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者	一三、〇〇〇円（現行一二、〇〇〇円）
配偶者以外の扶養親族のうち二人	各　四、〇〇〇円（現行三、五〇〇円）
ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち一人は	八、五〇〇円（現行八、〇〇〇円）

なお、その他の扶養親族については現行のままとした。

(2) 通勤手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実態を考慮して、支給月額を次のとおり改定することとした。

ア　交通機関等利用者の場合

運賃等相当額の全額支給の限度額を一八、〇〇〇円（現行一七、〇〇〇円）に、二分の一加算の限度額を三、五〇〇円（現行二、五〇〇円）に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は二一、五〇〇円（現行一九、五〇〇円）となる。

イ　自転車等の交通用具使用者の場合

片道五キロメートル以上一〇キロメートル未満について、二、七〇〇円（現行二、二〇〇円）に引き上げるとともに、通勤不便者の場合には次のように引き上げることとした。

片道一〇キロメートル以上一五キロメートル未満	五、〇〇〇円（現行四、五〇〇円）
片道一五キロメートル以上二〇キロメートル未満	六、七〇〇円（現行六、一〇〇円）
片道二〇キロメートル以上	八、五〇〇円（現行七、八〇〇円）

なお、右のア及びイの改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とした。

(3) 借家・借間居住者に対する住居手当について、民間における支給額の状況等を考慮して、家賃、間代と九、〇〇〇円（控除額）との差額が全

額支給限度額（七、五〇〇円―据え置き）を超える場合の二分の一加算の限度額を七、五〇〇円（現行六、五〇〇円）に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は一五、〇〇〇円（現行一四、〇〇〇円）となる。

なお、持家居住者に対する手当については、現行どおりとした。

以下このほか、医療職俸給表㈠にかかわる初任給調整手当について本項末尾掲載のとおり勧告している。

③期末・勤勉手当については民間とほぼ均衡がとれているので年間四・九カ月の現行のままとした。

④この改定は、八二年四月一日から実施することとした。

この勧告の特徴についてみるとつぎのとおりである。まず引き上げ額は、民間との較差を一万〇七一五円埋めるものであり、率にして四・五八％の引き上げである。前年の勧告は、七七年以来四年ぶりに五％を上回る引き上げ率であったが、今年はふたたび五％を割る低率になった。引き上げ率が一桁台になった七六年以後、三番目に低い勧告であった（第125表）。

第125表　人事院勧告の推移

年次	額	率
	円	%
1966	2,820	6.9
67	3,520	7.9
68	3,973	8.0
69	5,660	10.2
70	8,022	12.67
71	8,578	11.74
72	8,907	10.68
73	14,493	15.39
74	31,144	29.64
75	15,177	10.85
76	11,014	6.64
77	12,005	6.92
78	7,269	3.84
79	7,373	3.70
80	9,621	4.61
81	11,528	5.23
82	10,715	4.58

官民較差の内訳は第126表に示すとおりである。較差は前年にくらべて縮小している。なお、俸給表の改定にあたって勧告は、「世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ、全俸給表の全等級にわたる金額の改定を行う」としている（第127表）。

第126表　官民較差と改善の内訳

項目＼年	区分	1981年 額(円)	1981年 率(%)	1982年 額(円)	1982年 率(%)
官民較差	本較差	8,948	4.06	8,791	3.76
	積み残し	2,580	1.17	1,924	0.82
	計	11,528	5.23	10,715	4.58
俸給表改定		9,590	4.35	9,090	3.89
諸手当改善	扶養手当	511	0.23	889	0.38
	調整手当等	742	0.34	0	—
	住居手当	32	0.01	23	0.01
	通勤手当	88	0.04	170	0.07
	計	1,373	0.62	1,082	0.46
はね返り等		565	0.26	543	0.23
合計		11,528	5.23	10,715	4.58

第127表
等級別改善率

等級	改善率
計	4.5%
1等級	4.4
2	4.4
3	4.4
4	4.4
5	4.5
6	4.7
7	4.7
8	4.6

〔備考〕 行政職俸給表㈠による。

また勧告は、期末・勤勉手当の支給日について民間の支給日を考慮し、来年度から六月期分は現行の一五日を三〇日に、一二月期分は現行の五日を一〇日にした。なお、前年勧告のなかで人事院は、勧告制度の堅持と公務員制度の見直しを強く打ち出したが、今回の勧告でも同趣旨の内容がもりこまれている。

人事院の勧告にたいして、内閣は給与関係閣僚会議を開催し、その取り扱いを検討してきたが、八二年九月二四日、勧告にともなう給与の改定は見送る旨の閣議決定をおこなった(詳しくはⅡ—Ⅳ「賃金闘争」、「特集・人事院勧告凍結問題」参照)。

【人事院の給与勧告（八二年八月）】

一、改定の内容

㈠　俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること（別記略）

㈡　諸手当

1　初任給調整手当について

①　医療職俸給表㈠の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を二一万五〇〇円とすること。

②　医療職俸給表㈠以外の俸給表の適用を受ける医師又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額の限度を四万一〇〇〇円とすること。

2　扶養手当について（略、本文参照）

3　住居手当について（略、本文参照）

4　通勤手当について（略、本文参照）

㈢　その他

期末・勤勉手当の支給日を、基準日から起算して一か月を超えない範囲内で人事院規則で定める日とすること。

二、改定の実施時期

この改定は、昭和五七年四月一日から実施すること。ただし、㈢については、昭和五八年四月一日から実施すること。

人事院の公務員制度改革案

人事院は、給与勧告のなかで、この三年来、公務員制度を再検討する必要性を示してきたが、八二年四月一八日、「人事行政に関する改定施策案」をまとめ、発表した。施策案は、採用試験から昇進管理、俸給制度、研修制度まで全面的なものである。その特徴は、人事管理に能力主義を導入するとともに、昇給カーブを抑制するなど合理化・効率化をはかることにあった。施策案にたいして国公労連は、「財界を先頭に臨調路線が企図する人件費総枠の抑制、成績主義・能力主義にもとづく人事管理の強化を基本にした公務員制度の合理化方針に全面迎合したもの」であり、「基本的に反対である」との見解を明らかにした（施策案の概要については本年鑑Ⅰ—Ⅲ「合理化の現状と労働災害・職業病」を参照）。

2　最低賃金制度の運用状況

地域別最低賃金の改定

最低賃金制運用の中心となっている地域別最低賃金については、一九七七年一二月の中央最低賃金審議会の答申「今後の最低賃金のあり方について」にもとづき、中央で改定の目安を作成し、地方最低賃金審議会に提示することになっている。目安は、七八年は全会一致、七九年は公益・労働委員の賛成、使用者委員の反対、八〇年は会全一致で

第128表　1982年度地域別最低賃金決定状況

	最低賃金額	発効月日
北海道	3,023 (380)	10.3
青森	2,858 (358)	10.28
岩手	2,858 (358)	11.4
宮城	2,938 (368)	12.1
秋田	2,858 (358)	10.16
山形	2,864 (359)	12.2
福島	2,896 (362)	10.13
茨城	3,077 (385)	10.25
栃木	3,071 (384)	9.30
群馬	3,072 (384)	10.3
埼玉	3,232 (405)	11.1
千葉	3,233 (405)	9.30
東京	3,352 (442)	83. 1.27
神奈川	3,346 (419)	9.30
新潟	3,053 (382)	10.10
富山	3,081 (386)	10.4
石川	3,088 (386)	10.1
福井	3,058 (383)	9.30
山梨	3,093 (387)	10.7
長野	3,088 (386)	10.2
岐阜	3,188 (399)	10.8
静岡	3,194 (400)	10.1
愛知	3,266 (409)	10.25
三重	3,188 (400)	10.9
滋賀	3,076 (385)	10.24
京都	(南)3,298 (413) (北)3,128 (391)	11.1
大阪	3,352 (423)	9.30
兵庫	3,215 (403)	9.30
奈良	3,030 (379)	11.1
和歌山	3,087 (386)	10.6
鳥取	2,909 (364)	10.2
島根	2,897 (363)	10.1
岡山	3,027 (379)	11.11
広島	3,039 (380)	11.20
山口	3,017 (380)	11.1
徳島	2,917 (365)	10.1
香川	2,917 (365)	10.1
愛媛	2,917 (365)	10.1
高知	2,917 (365)	10.1
福岡	3,060 (383)	12.1
佐賀	2,859 (358)	83. 3.12
長崎	2,858 (358)	83 .1 .1
熊本	2,858 (360)	11.24
大分	2,858 (360)	11.29
宮崎	2,858 (358)	12.9
鹿児島	2,858 (358)	12.4
沖縄	2,859 (358)	11.25

〔備考〕 1) 労働省『最低賃金決定要覧』による。
2) 金額は日額を示し，( )内は時間額を示す。

第129表　決定方式別の最低賃金決定状況
(1983年1月末現在)

決定方式	決定件数
	件
1. 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（法第16条）	390
(1) 地域別最低賃金	47
(2) 産業別最低賃金	343
2. 労働協約に基づく地域的最低賃金（法第11条）	5
合計	395

〔備考〕 1) 労働省『最低賃金決定要覧』による。

第130表　地域別・産業別の最低賃金平均額

地域別および産業別	1981. 3.31	1982. 3.31
地域別最低賃金	2,994円	3,156円
産業別最低産金		
地方決定の計	3,343	3,515
食料品	3,220	3,386
繊維	3,137	3,301
木材・木製品・家具・装備品	3,297	3,465
パルプ・紙・紙加工品	3,327	3,483
出版・印刷・同関連産業	3,430	3,603
窯業・土石製品	3,284	3,452
機械・金属製品等	3,439	3,610
自動車整備	3,384	3,553
卸売業・小売業	3,331	3,504
その他	3,344	3,512
中央決定(鉱業)	5,000	5,296

〔備考〕 1) 労働省『最低賃金決定要覧』による。
2) 金額は適用労働者の加重平均による。

まとめられた。しかし、前年度および本年度の目安は、労使間の意見の隔りが大きく、公益委員見解として目安が示された。

本年度の目安についての公益委員見解は大要つぎのとおりである。全国の都道府県をA、B、C、Dの四つのランクに分け、Aランクを日額一七〇円、Bランクを一六五円、Cランクを一五七円、Dランクを一四八円、それぞれ引き上げるとするものである。引き上げ率は前年にくらべ各ランクとも五・四%アップしている。この答申を参考にして、地方での審議がおこなわれ、結局、第128表のように八二年度の金額がきめられた。

適用状況と水準　八三年一月末現在における最低賃金の適用状況は第129表のとおりである。産業別最低賃金のうち二件（石炭鉱業および金属鉱業）は中央の審議会方式によるものである。その他は地方別に決定され、第130表・表側の一〇産業におけるものである。これらの最賃額は第130表のとおりで、地域別最低賃金の平均は三一五六円である。引き上げ率は五・四一%であった。

【参考資料】(1)『人事院月報』、(2)『最低賃金決定要覧』、(3)『賃金実務』、(4)『賃金事情』、(5)『賃金と社会保障』、(6)『国公労新聞』

Ⅳ 社会保障

概要□社会保障政策の転換――政策の方向／社会保障長期問題懇談会の「社会保障の長期展望」／「臨調」第五次答申による補助金の整理／財界の政策方針／政策の具体的な動き／医療制度の動向――矛盾を露呈した老人保健法／その他の「適正化」の動き／公的年金制度の改革と再編――制度の統一・統合化の方向／共済年金統合の動き／厚生年金の見直し・改正の動き／社会福祉の動向――「市場福祉」原理の拡大／生活保護等の「適正化」と見直し

概要

一、七〇歳以上の高齢者の公費医療助成制度に、一部負担を導入する老人保健法が、八二年八月一〇日、衆議院において可決・成立し、八三年二月一日より施行された。

一、老人保健法実施後、地方自治体での上乗せ事業、単独事業の改廃に向けて、厚生省の「指導」が強まった。

一、八二年八月二四日の政令改正により、高額療養費自己負担限度額が、九月から四万五〇〇〇円、八三年一月以降は五万一〇〇〇円に引き上げられた。

一、八三年五月二三日、政府が、日雇労働者健康保険制度の廃止の方針を打ち出した。

一、八四年度予算編成に向け、厚生省が、ビタミン剤、総合感冒剤等の保険適用除外と、健康保険による医療費の一〇割給付の見直しの方向を固めた。

一、八二年一一月二二日、厚生省が「二十一世紀の年金を考える」改革試案を発表。将来的に給付水準は三～四割下がらざるをえないという試算を提示した。

一、八三年五月二七日、地方公務員共済組合連合会の設立による地方公務員共済組合内での「財政調整」を主目的とした「地方公務

員等共済組合法の一部を改正する法律案」が、五月二七日に衆議院で可決・成立した。

一、厚生省は、八二年九月八日付で、「老人家庭奉仕員派遣事業運営要綱」、「身体障害者家庭奉仕員派遣事業運営要綱」の改正をおこない、派遣対象世帯の所得制限を廃止するとともに、費用負担の導入（有料化）を決めた。

一、八四年予算編成に向けて、生活保護費の地方自治体負担の増大、保護基準改定方式や加算制度の見直しなどの方針が、大蔵、厚生両省で固まった。

1　社会保障政策の転換

政策の方向

この数年来ひきつづいている福祉見直し路線は、直接的には、行財政の「合理化」（人員の抑制・縮小と効率化）に端を発したものである。しかし、その背後にある経済不況と財政危機は、社会・経済構造それ自体に起因するものであるがゆえに、社会保障の「見直し」は、単なる個々の制度そのものの手直しにとどまらず、今日における労働者と労働者家族の、日々のあるいは長期にわたる生活の再生産様式の「見直し」にまですすんだところにその今日的特徴がある。具体的には、社会保障の理念や位置づけについての基本的な考え方の深化と体系化がなされると同時に、社会保障の各分野でその具体化がおしすすめられた。その基本的な方向は、日本型福祉社会論や都市経営論を土台としながら、「臨調」やそれに先立つ財政制度審議会、国民生活審議会など行政府内部と財界等の主張のなかから醸成されてきたものである。

それは、第一には、生活自助原則と「受益者」負担の強化であり、第二は、社会保障における「民間活力」の導入と社会サービスの産業化＝市場経済化である。第三は、公私役割分担論による公的役割縮小論と公的責任の後退である。八二年七月三〇日の「臨調」第三次答申でも、こうした政策の方向づけを、「活力ある福祉社会の建設」と称して、①教育や社会保障の分野における個人の主体性・自立性の発揮と個々人の社会的役割、②家庭や近隣、職場等における連帯と相互扶助、③民間部門の、より自由な積極的役割の評価と行政役割の見直しの三点から提起している（第三次答申の各分野の骨子については、本年鑑八三年版参照）。

社会保障長期問題懇談会の「社会保障の将来展望」

また、七月二三日付で出された厚相の私的諮問機関である社会保障長期問題懇談会の「社会保障の将来展望」においても、今後の社会保障のすすむべき方向について、政策の原則というより具体的なかたちで、同様の提言をおこなっている。その第一は、社会的公正の確保と各制度間の均衡と体系化、第二は給付と負担の全面見直しと、社会保障の範囲と限界についての国民的合意の形成、第三には、社会保障財政の基盤の安定のための適正な受益者負担の定着と社会保険料の増加が挙げられている。そして公的年金制度については、①制度の一本化、②負担の限界の明示、保険料の負担を西ドイツ並みの一八％（標準報酬換算で二三％）、医療保

険も含めて三〇％（同三九％）を目途とし、将来の年金水準は、標準報酬月額の六〇％程度とする、③支給要件、給付体系の見直しをすることと指適している。

また、社会福祉全般についても、その政策の指針となるべき一定の考え方が示されている。第一には、社会福祉は、低所得層を対象とした防貧対策から、所得階層を問わず、福祉サービスを必要とするすべての者を対象とし、それらの人びとの生活の自立や社会参加が可能となるよう社会的に援助する方向へと大きく転換することが要請される。第二は、福祉の対象拡大にともない、福祉は無料という観念を改め、利用者の負担能力と受益の程度に応じ、社会的公正の観点からみて妥当な費用負担をするという考え方を定着させる必要がある。そして、その場合、対象者の所得向上により福祉サービスの選択範囲が拡大すると予想されるので、市場機構を通じ提供されるサービスを活用する方向をめざすこと。第三は、従来の施策の範囲と優先度の見直しを計ること。公的部門は社会福祉のシステムやその基盤の整備や市場で購入困難なサービスの提供をおこなうものとする。

こうした社会保障の方向づけは、その内容のいずれをとっても、社会保障の原理の大きな転換といえるものである。

「臨調」第五次答申による補助金の整理（社会保障関係）

《社会保障》

自助努力と社会連帯を基礎としつつ、社会保障制度が国の政策として安定的に機能し得るよう国民の負担水準との関連に配慮しながら、運用を含め制度の合理化・効率化・体系化を図る。

《国保》

(1)レセプト審査の改善強化、医療費通知の充実、医療機関に対する指導監督の強化等の医療費適正化対策を徹底するとともに、疾病の予防及び健康の保持増進のための保健施設活動を一層推進する。

(2)都道府県の主導の下に、保険者による高額医療費の再保険等の共同負担事業を実施する。

(3)財政調整交付金の国庫補助に占める割合の引上げ等により、保険者間の財政調整機能を強化する。

(4)医療費節減の効果を上げた保険者に対してはメリットシステムを導入する。また、退職者医療制度の創設を図る。

(5)以上のような国保制度の経営の安定化措置及び医療費支払方式の改革（例えば償還方式への移行の検討）、軽費医療の受益者負担の強化等の医療費適正化対策を講ずるとともに、中長期的には経営単位の広域化及び保険者機能の強化と併せて、基準的医療費に基づく定額補助方式の導入、補助率の引下げ等の改革を図る。

(6)他の医療保険についても、補助率の引下げ、定額化を図る。

《生活保護費》

不正受給者を排除し制度の適正な運用を確保するため、資産及び収入の的確な把握、関係機関との連携の強化等不正受給防止対策を徹底する。長期入院患者の社会復帰の促進、レセプト審査の強化等により、医療扶助の適正化を図る。また、就労促進等の自立助長対策を推進する。

真に生活に困窮する者に対して必要な保護を確保することを基本として、生活扶助基準の設定方式や加算制度など生活保護制度の在り方を見直す。

《児童扶養手当》

不正受給を防止するため、認定申請の支給事由の確認及び受給者の受給資格継続の有無の確認につき適正化措置を強化するとともに、これらの事務の監査指導を強化する。

離婚の増加、女性の職場進出の変化を踏まえ、児童扶養手当の社会保障政策上の位置づけを明確にし、手当支給に要する費用の一部の都道府県負担導入問題に早急に結論を得る。

財界の政策方針

一方、こうした社会保障政策の再編・転換の方向は、財界にとっても大きな関心事であり、行政レヴェルでの論議に平行して独自の見解が次つぎと表明され、直接的には各種審議会の財界人脈を通じて、政府の政策形成に大きな影響力をもったといえる。

財界の社会保障への関心は、大きく分けて三点にある。一つは、受益者負担の強化と引きかえの各種社会保険料など資本にとっての法定福祉費などの労働費用の負担増の抑制をはかることである。二つには、公的役割の限定、縮小するなかでの「民間活力の導入」による社会保障における「産業化」、「市場経済化」に期待をかけることである。財形年金や生命保険の「年金化」や民間医療（給付）保険など社会保障との競合領域における資本参入の拡大と、福祉・医療サービスにおける「産業化」の方向である。三つ目は、国家財政における社会保障の総需要の抑制による「財政の健全化」によって企業への技術開発助成（軍事費の一部も含まれる）や租税優遇措置等をひきつづき確保することである。こうした意味で、財界の「臨調」論議への対応は的確で素早かった。この一年間、社会保障の分野に限ってみても、どれだけ本腰を入れてとりくんできているかがわかる。

八三年春闘対策文書である日経連「労働問題研究委員会報告」（一月一一日）は、「高齢化社会への対応」の項で、年金の支給額、保険料、支給年齢の改訂と物価スライド制の「厳しい見直し」を迫る一方、老人医療の有料化（老人保健法の成立）を歓迎、鼓舞しつつ、社会保障費の企業負担分の上昇を理由に、社会保障制度を福祉の原点に返って全般的に見直さねばならないとしている。社会保障を意識的に労資関係の争点に据えようとする姿勢がうかがわれる。

また、これに先立つ八二年一〇月七日には、日経連と厚生省との初会合をおこない、歳出内容の合理化、効率化に焦点をあてながら、財界から、医療保険関係では、「国民の自助努力がなければ財政が行き詰るので、その面の指導が必要」と医療費の〝適正化〟の推進に強い意見が出された。また、年金については、政府の人事院勧告の凍結を受けて、「来年度の物価スライドは中止すべきではないか」などの意見が出された。この会合は、これ以後、年一回程度で定例化されることになった。

さらに一〇月二八日には、社会経済国民会議の経済政策問題特別委員会（委員長・中島三菱総研相談役）が、「行政改革の推進と財政危機の打開に関する緊急提言」を発表した。そこでは、「社会保障の目標を社会的弱者に対してシビル・ミニマムを保障することに置き、一般勤労者に対しては自助努力による保障を奨励する必要があろう。自由主義社会の福祉は個人の自助努力とその成果を重視すべきであり、私的保障に大きく道を開かなければならない」としている。

こうした財界側からの政策提言とそのキャンペーンは、八三年一月の関西経済同友会の社会福祉委員会（委員長・林住友銀行専務）による「二十一世紀超高齢化社会への提言」に示された、個人、家庭、地域社会、企業、国ごとの責任分担論や、五月に発表になった日本生産性本部の「生涯総合福祉プラン」構想（昭和五八年版「労使関係白書」）の提唱などに引き継がれている。とくに後者は、「福祉の労使共同設計」による物的福祉充実計画と精神的欲求充足計画

第131表　制度の見直し，支出削減（社会保障関係）

項　　目	見直し等の概要
1　生活保護の適正化	・扶助基準，加算制度の見直し ・運用の適正化，医療扶助の適正化 ・就労奨励費の在り方の検討
2　児童手当制度の見直し	・所得制限の強化 ・60年以降に，存廃を含めた全般的見直し
3　児童扶養手当，特別児童扶養手当の制度見直し	・児童福祉施策としての位置づけを明確にし，国，地方を通じた仕組みについての検討
4　保育所および幼稚園の助成の在り方の検討	・保育ニードの多態化を考慮し，保育の実態に合う助成等の在り方を検討 ・幼稚園の就園奨励補助と経常費助成費補助との関係の検討
5　医療費適正化の推進	・医療機関に対する指導・監査等の強化 ・薬価算定方式の改革 ・老人病院等の施設の合理化，体系化 ・医療費支払方式の見直しなど
6　医療保険制度の見直し	・国民健康保険についての定率補助，定額補助の見直し ・入院食費自己負担制等の患者自己負担の合理化 ・退職者医療導入等による各保険負担の均衡化 ・精神，結核等公費負担医療の保険優先化
7　社会保険事務費の保険料負担化	・納税者負担から被保険者負担へ
8　厚生年金，共済年金制度	・制度の一元化統合 ・支給開始年齢の見直し ・給付，負担の両面にわたる全面的検討
9　雇用保険国庫負担制度	・給付費の一部の国庫負担について，定額化するとともに負担率の見直しを行う

〔備考〕 財政制度審議会第一特別部会資料「歳出削減・抑制の検討項目リスト」(1982.11.2)

とが、企業福祉と公的保障との関係を軸に展開されている。同様の着想は、同じ五月発表の社会経済国民会議福祉政策問題委員会報告書「日本型企業福祉の新展開」にも見られる。

政策の具化的な動き　これまでに見たような社会保障の方向性の大きな転換のなかで、八四年度の財政再建（赤字国債発行ゼロ）を前提に、八三年度予算作成に向けて、社会保障の各分野の政策が具体化されていった。

九月一六日には、鈴木首相の「財政非常事態宣言」が発せられ、文教・社会保障に照準を合わせた歳出削減と受益者負担原則が強調された。二〇日には、給与関係閣僚会議において、国家公務員給与の人事院勧告の凍結が決まったのを受けて、大蔵省は年金、恩給関係の物価スライド等の改訂をも全面凍結すると発表した。

また、こうした社会保障費削減の具体的検討は、財政制度審議会（会長・桜田武日経連名誉会長）第一部会を中心にすすめられ、一一月二日には、八三年度予

算編成に向けて、三二項目に及ぶ「歳出削減・抑制の検討項目（第131表は社会保障関係のみ）を発表した。全面的見直しというにふさわしく、すでに八月に成立した老人保健法や社会保険事務費の国庫負担の打ち切り（八三予算では五〇%、八二年予算ベースで一二〇〇億円の削減）などによって、政府予算案では、社会保障関係費の伸び率が〇・六%で、戦後最低を記録するところとなった。

また、二月一日に閣議了承された地方財政計画においては、保育料や職員配置基準などにおいて「（国）基準行政」を推進することによって、地方自治体の福祉行政への介入と他方での補助金等の整理による財政負担とを強めている。国による行政の画一化と責任の後退とが同時にすすんでいる。

2　医療制度の動向

国民医療費総抑制の立場から、各制度・事業そのものの「効率性」と「受益者」負担の強化の方向で制度・事業の見直しと改廃がすすめられている。老人保健法の成立にひきつづき、八二年一〇月一日、「臨調」基本答申、政府の行革大綱をうけ、厚生省が「国民医療適正化総合対策推進本部」を発足させるなど、高額療養費の基準額の引き上げや支払方式の見直し、退職者医療制度の創設と日雇労働者健康保険制度の廃止などの動きが急である。

矛盾を露呈した老人保健法

老人保健法は、八二年八月一〇日、衆議院本会議において可決・成立し、八三年二月一日より施行された。

法案成立にいたる国会内外での論議は、各健保組織からの拠出金の比率と比例按分の問題と、老人医療の「有料化」となった老人本人の外来診療の月四〇〇円の一時負担と入院時一日につき三〇〇円（二ヵ月、健保本人は五〇日）の問題とに集中したといってよい。しかし、法案施行後は、さらに二つの大きな問題が浮かび上がってきた。

第一の問題は、国基準にもとづく地方自治体の上乗せ、単独事業への介入による老人医療行政の画一化の動きである。

法案の国会での成立に先立ち、八二年七月八日の参議院における五委員会の連合審査の席上、森下厚生大臣は、「地方自治体の単独事業は尊重するが、老人保健法案の趣旨について理解を求め、国の施策との整合性から配慮をお願いしたい」と述べ、とくに対象年齢を引き下げ無料化を実施している点については見直してほしい旨の発言をし、地方自治体の法案施行後の対応を牽制した。八月二四日には、全国関係部（長）会議でも、厚生省は改めて、「廃止を含めて見直すよう」に指示した。またこうした動きと相まって、自民党社会部会「健康な老後を——新しい老人保健法について」等のパンフレットでは、地方自治体の単独事業の財源を、老人保健制度による保健サービスに振り向けるようキャンペインを張っている。

従来の老人医療の無料化について、その実施状況を都道府県レベルでみると、対象年齢の引き下げ二七、所得制限の撤廃一四、所得制限の緩和一三で、単独事業未実施はわずか一〇県であった。老人

保健法の成立にともない、そのうち問題となる対象年齢を引き下げていた二七のうち二五都道府県は、七〇歳未満の者について、通院、入院時の一部負担は老人保健法どおり導入するが、対象年齢の引き下げ部分はひきつづき単独事業として実施するところとなった（ただし、大阪府だけは、新法の一部負担金免除・減額規定の範囲とは別に市町村民税非課税世帯にまで広げている）。こうした動きにもかかわらず、三一市町村で、無料化の継続＝一部負担の肩がわりがなされていたが、厚生省は、こうした自治体にたいし、医療費の審査と支払いをおこなう社会保険診療報酬支払基金の使用停止を通告し、八三年七月はじめ現在で、それらの自治体のうちの一八市町村が一部負担金の肩がわりを廃止する方向と伝えられている。

第二の大きな問題は、老人保健法第三〇条一項にもとづいて定められた医療に関する基準（老人診療報酬点数表）に示される問題である。これは、老人病院を、主として老人慢性疾患患者を収容する病室を有する一般老人病院（特例許可老人病院）のほかに老人の収容率が六〇％以上の特例許可外病院を設け（厚生省「特例許可外病院に関する告示」八三年一月二〇日）、とくに後者における診療抑制と低基準医療をうち出したものである。これは慢性化、長期化という老人の疾患の特徴に見合った診療体制という趣旨である。それに沿って特例許可病院では医師など職員配置基準の緩和と介護人の新設などがおこなわれた。しかし他方では、入院時医学管理料は、一般病院も含めて入院期間が長くなるほど点数が逓減されることとし、「長期収容患者に対する医療は、特に漫然かつ画一的なものとならないよう配慮」する（厚生省告示一四号「老人保健法の規定による医療の取扱い及び担当に関する基準」八三年一月二〇日、第二条）と同時に、「家庭事情等のため、退院が困難であると認められたとき」は、患者の居住地を管轄する市町村長に通知しなければならないとしている。

また、特例許可外老人病院では、老人検査料（心電図、超音波、脳波、CTスキャナー）は、一カ月一回限り所定の点数（一五〇点）を算定するものとし、老人注射料（点滴を含む）も種類および回数にかかわらず、一カ月につき一〇〇点として、医療の給付そのものを画一的に制限している。

こうした施策は、通院時における老人デイ・ケア料の新設等の形での在宅ケアの重視という形をとりつつ長期入院を抑制し、本来、医療の要否を判断すべき医者に代わって国が低医療基準を明文化することによって、病院経営上の理由からの退院促進化の機能を果たすことにもなった。医療の「適正化」は、老人の場合、医療ニーズそのものの抑制と不平等化の懸念を生み出している。

その他の「適正化」の動き

医療の「適正化」は、老人医療を出発点とし、具体化し始めたばかりで、諸制度の改廃を含めて大きな転換がなされようとしているが、この一年の主なものをみてみよう。

第一は、直接的な「受益者」負担の強化の方向である。その一つは、八二年八月一七日の社会保険審議会「高額療養費自己負担限度額の改定についての答申」である。これを受けて、政府は八月二四日付で政令改正をおこない、現行三万九〇〇〇円を、九月から一二月までは四万五〇〇〇円、八三年一月以降五万一〇〇〇円に引き上げた。また、間接的にではあるが、「受益者」の負担増となるものに、医療費の所得税控除の対象限度額の引き上げがある。一二月中

旬、大蔵省は現行五万円から一〇万円に引き上げる方針を打ち出し、税制調査会での検討も含め、実施の方向で動いている。

第二は、制度の改廃による国庫補助の削減による被保険者の相互扶助の強化の方向である。

その一つは退職者医療制度の創設である。厚生省は八二年八月には、八四年の実施を目標にすることを決め、一〇月二六日に、社会保険審議会に白紙諮問した。これは、雇用労働者の退職者とその家族を対象に、退職時から老人保健法につなぐ期間の年齢層を対象にしており、政管健保や組合健保からの拠出金をもって運営されるものとされている。各健保の退職後の任意継続加入者が増加していることなども大きな誘因となっているが、相対的に低所得の中高年齢層が、国民健康保険財政の足かせになっているところから、これを独立させ被用者保険の財政援助を受けることを目的としている。しかし財源負担や対象年齢の問題をどうするか等まだ決論が出ておらず、また制度間の整合性という点では、老人保健法施行後の老人医療の推移を見極めている段階である。

もう一つは日雇労働者健康保険制度の廃止の動きである。一九五三年に発足したこの制度は、その対象者の性格からして財政基盤が脆弱なため社会保障制度審議会等の答申でも、当初より強力な国庫負担を強調していたものである。現在は医療給付費、傷病手当金、出産手当金の三五％を国庫補助で賄っているが、被保険者数の減少と高齢化の進行により、八二年度の累積赤字は六五〇〇億円に達している。その直接的原因は、低賃金による保険料収入の低さと政管健保などに比べた保険給付費の相対的な高さ（約一・五倍）にあるとされている。

この制度の見直しは、八二年七月の第二臨調第三次答申（基本答申）で、「対象の限定された制度の在り方に早急に検討を加え、合理化を図る」との指摘をへて、一〇月には、退職者医療制度とともに社会保険審議会に白紙諮問されてきたものである。こうした動きにたいし、八三年四月三日、総評・日雇健保共闘会議は政管健保との統合を政府に要求したが、五月二三日、厚生省は、大幅な医療抑制の第一弾として、日雇健保廃止の方針を打ち出し、その後の処理については審議会等の対応待ちになっている。

第三の動きは、第一の「受益者」負担の直接的強化とも関連するが、「臨調答申」の「軽度医療」についての指摘にみられるような、医療保険による医療給付の制限・縮小の方向である。八三年五月一一日の衆議院決算委員会での厚生省保険局長の「ビタミン剤の削除の検討」の発言に始まり、八月の八四年度の厚生省の概算要求において、補助金の六二〇〇億円の削減の一環として、保険適用除外に総合感冒剤、健胃剤を加え、さらに入院時の給食材料費として一日当たり六〇〇円の患者負担を導入したうえで、被用者保険の本人給付率の一〇割から八割への引き下げという、「伝家の宝刀」が抜かれるにいたった。医療費の「適正化」は医療総需要の抑制と、他方での自助努力の強化という点で、大きな転換を迎えている。

3　公的年金制度の改革と再編

制度の統一・統合化の方向

公的年金制度の改革は、「高齢化社会」という一種の危機社会論が喧伝されるなかで、この数年来とみに求められているものである。国レベルでの年金財政論や世代間扶養論の立場からだけでなく、資本側での年金保険料負担や定年制などの企業内における中高年労働者対策、あるいは企業年金との整合性などの観点からの関心が一方で高まっている。そして他方、労働者側にあっては、ますます高まる老後不安のなかで、受給開始年齢や給付水準の点で、老後生活の支えとしてどれだけの信頼性が約束されるのかといった強い不安や制度の連立による格差にたいし不平等感が高まっている。

すでに「第二次臨調」の第三次答申（基本答申、八二年七月）では、改革の方向が示されている。その考え方は、公的年金の「公平化」をはかるために、被用者年金の段階的統合と、全国民を基礎とする統一的制度による基礎年金の保障を原則とし、そこへいたる過程での給付水準の適正化、支給開始年齢の引き上げと弾力化、保険料の引き上げ、併給調整などの改革をおこなうとしている。

こうしたなかで、財政赤字に苦しむ国鉄共済年金の救済について、八二年七月一四日には共済年金問題研究会（蔵相の私的諮問機関）が、「年金制度の一本化を前提に、昭和五九年を目途に国家公務員共済組合と公共企業体共済組合の合併化」を内容とする意見書を大蔵大臣に提出した（詳細は本年鑑八三年版参照）。また同じ時期（七月二三日）に、社会保障長期懇談会の前掲報告書「社会保障の将来展望について」が出された。これは、より長期的視点に立っ

第3図　自民党公的年金等調査会の年金改革日程

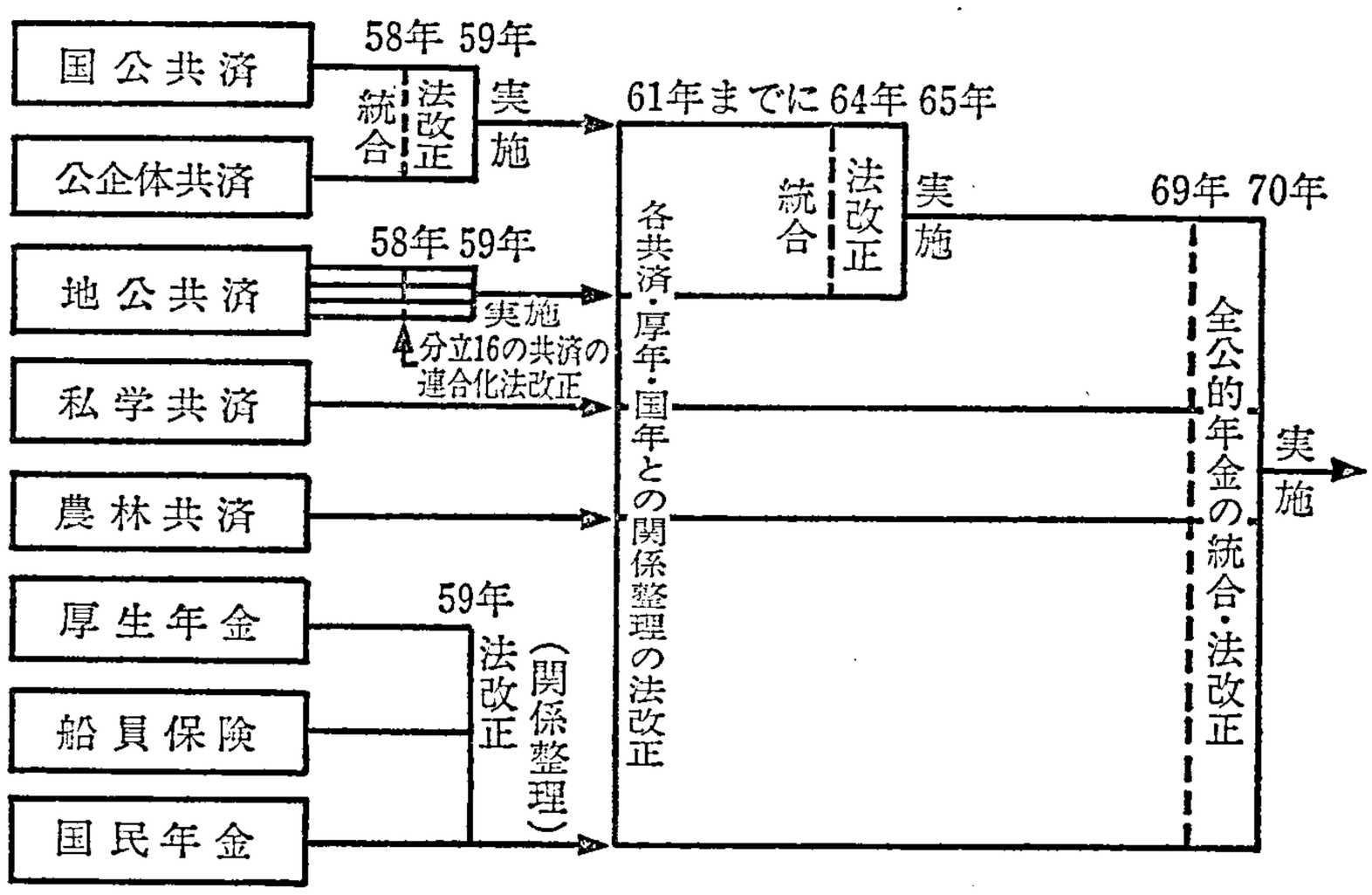

て、年金制度の将来的一本化を打ち出したものである。

また、こうした動きとは別に、自由民主党公的年金調査会が、八二年一一月一九日に、昭和七〇年目標に公的年金の一本化を計ることとした公的年金再編統合スケジュールを発表し（第3図）、一一月二二日には、厚生省が「二十一世紀の年金を考える」と題した、八四年度の厚生年金財政再計算期に向けての改革試案を提示した。この試案は、同月に「二十一世紀の年金に関する有識者調査」を実施する際の参考資料というかたちで発表されたものであるが、従来の制度改革論議に大枠で一定の方向づけをおこなったものといえる。制度改革の概要はつぎのとおりである。

【厚生省「二十一世紀の年金を考える」（概要）】

一、制度体系

現行の公的年金制度を次のように再編成する。

(1) 公的年金制度に共通する基礎的年金を導入し、これを全ての国民に対して保障する体制を確立する。

ア、現行の国民年金の給付および厚生年金保険の定額部分を基礎的年金として再構成する。

イ、この基礎的年金は社会保険方式による給付とする。

ウ、被用者については、この基礎的年金のうえに、従来同様、所得に比例した給付を行う。

(2) 上記の考え方に基づく制度体系の方法としては、制度を統合一本化する方法、制度が分立したままで基礎的年金部分について財政調整を行う方法、国民年金を基礎的年金に発展させる方法が考えられる。

二、婦人の年金保障

すべての婦人に固有の年金を保障する措置を講じ、被用者の無業の妻についても基礎的年金の給付を行う。

三、給付と負担の水準

上記の方針に沿って再編成された公的年金制度の成熟段階における老齢年金（四〇年加入）の給付水準については、現役勤労者の所得水準や負担とのバランスを考慮し、その適正化を図る。この考え方に沿って給付水準と負担の関係についての試算例を示すと、以下のとおりである（年金額、保険料は昭和五七年度価格、年金額は月額である）（第133表）。

ここでは、婦人の年金保障や年金支給開始年齢や年金制度の「一元化」（統合一本化まですすむのか財政調整止まりなのか）などの具体案は示されていないが、これとは別に給付水準と保険料率との将来予測をおこなっている。そして、老夫婦合わせて、八二年三月末ベースで男子被保険者の標準報酬月額（約二三万円）の六〇～七五％（ボーナス込み所得比で四六～五％）程度の給付水準の試算を発表し、保険料率の上限を考慮すると、現行水準の三～四割の給付水準の低下を受忍せざるをえないという内容になっている。

共済年金統合の動き

こうした動きのなかで共済年金の統合化の動きは、さらに具体化し、一二月一二日には、自治省が、地方公務員共済年金の統合の方針を固め、翌八三年一月から二月にかけて、大蔵省は、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案要綱」を国家公務員共済組合審議会と社会保障制度審議会に、自治省が「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案要綱」を社会保障制度審議会に諮問した。

後者の内容は、①地方公務員共済組合連合会の設立、②全国市町村職員共済組合連合会の設立（現在の都市共済組合連合会と市町村職員共済組合連合会の一本化）、③退職年金等の特例、④特例長期継続組合員制度の創設の四つの柱でからなっているが、焦点は第一のものである。地方公務員共済組合連合会の事業としては、①長期給付の掛金と組合員の給料との割合を定める、②長期給付積立金を

管理するとしている。この長期給付積立金は、いわば地公共済内での「財政調整」にあたるものであり、今回改正の主眼となっている。

一方、国公共済法の改正案は、主として八二年七月の共済年金制度基本問題研究会の意見書に沿ったものである。これは、国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度を統合し、長期給付の給付要件の一元化と同時に、国鉄共済組合年金の給付を確保するために財政調整事業を実施することを目的としたものである。これにより八五年以降、単年度平均二六〇〇億円と予測される国鉄共済の給付費の不足分のうち、保険料の引き上げ、使用者（国鉄）負担増などの「内部努力」を除いた六〇〇億円が、国公共済連合会（約七八%）、電電共済（二〇%）、専売共済（三%）等の負担によって補塡されるものと試算されている。そのためには第132表（諮問に付された参考資料）のような大幅な保険料引き上げが予測されるところとなる。

この二つの改正案にたいする諮問は、三月末に相次いで答申され、三〇日の閣議決定を経て、直ちに第九八通常国会へ上程され、地公共済関係は五月二七日に衆議院で可決・成立したが、国公共済統合法案は継続審議となった。

厚生年金の見直し・改正の動き

こうした公務員共済を中心とした制度の統合化の動きと並んで、厚生省が八四年に実施する厚生年金、国民年金の「大改正」に向け、厚生年金の抜本的見直しにとりくんできた社会保険審議会の厚生年金部会は、八三年七月三日試論を発表し、それをもとに一五日、厚生大臣に意見書を提出した。その要旨は以下の点である。

第一は、公的年金制度全体の整合性の確保の問題であり、各制度に共通する考えに立った再編成が必要であるとし、①加入者が給付と負担の両面に係りあいをもつ社会保険方式を維持すること（税方式はとらない）、②各制度に共通する給付（基礎的年金）を導入すること、③公的年金制度は、国民の老後設計に組み込まれており、既に国民の間に定着しているので、現行各制度からの移行に十分配慮することの三点を上げている。第二は、年金の給付を夫婦単位で考えるか個人単位で考えるかについてであるが、これはすべての婦

第132表　共済年金保険料率の予想（ごく粗い試算）

	現　行	58. 10～	59. 10～	備　考
	‰（連合会一般）	‰	‰	(59.10予想財源率)
国共済	103	103	170±a	210±a
電　々	103	103	170±a	210±a
専　売	116	116	194±a	240±a
国　鉄	148	175	204±a	—

〔備考〕 1) 予想財源率は，収支試算（共済研資料）をもとに算出した極く粗い試算値である。
2) 保険料率は修正率0.9を乗じている。
3) 59.10の国鉄以外の保険料率には，60年以降の拠出額に見合う料率（拠出金の対本俸換算率12‰）が含まれている。

人に独自の年金を確立する方向で検討すべきであるとし、同時に男子より五年早い現行の支給年齢を見直すとしている。第三は給付水準の問題であるが、これは、保険料を段階的に引き上げる一方、二〇年以上加入した男子の給付水準は、平均標準報酬の六〇％程度に抑えると述べている。そのほかには物価スライドの法的要件である「五％以上」という物価上昇率を見直すことや年金積立金の自主運用などについて述べている。

この社会保険審議会の考えに沿って、厚生省は改革案をまとめ次期通常国会に上程する意向である。

これまでに見てきた年金改革の方向は、総じて、「高齢化社会」の進展に伴う年金財政の悪化を所与のものとして捉え、その保険数理的な観点を一面的に強調し、公的年金制度加入者の保険料負担増を必至のものとしている。しかし、八三年二月の日経連の「昭和五六年度福利厚生費調査」をもとにした財界の主張――社会保険料の企業負担の急増に歯止めを――は、保険料の労使折半という現行制度下でさえ強くなるであろう。また、社会保険審議会意見書等の指摘にも見られるごとく、加入者側の「過重な負担の回避」も、公的年金制度にたいする信頼の確保と個々の労働者世帯の家計維持という面から配慮せざるをえないということもある。したがって、公的年金制度の「合理化」の方向は、段階的な保険料の引き上げと合わせて、支給開始年齢の引き上げや給付水準の引き下げなどとして現れることになる。そしてその際には、「基礎年金構想」を含めて、諸制度の統合化がおこなわれるために、むしろ「低位平準化」の方向をたどるという傾向がみられるのである。

第133表　21世紀の年金額と保険料

	【給付月額】	【保険料月額】
試算A	◇サラリーマン世帯	
	夫＝基礎的年金（5万円）＋所得比例（6～7万円）	月給の20～22%（労使折半）
	妻＝基礎的年金（5万円）	1.3～1.4万円
	計16～17万円	——
	◇自営業者世帯	
	夫＝基礎的年金（5万円）	1.3～1.4万円
	妻＝基礎的年金（5万円）	1.3～1.4万円
	計10万円	2.6～2.8万円
試算B	◇サラリーマン世帯	
	夫＝基礎的年金（4.5万円）＋所得比例（5～6万円）	月給の17～19%（労使折半）
	妻＝基礎的年金（4.5万円）	1.2～1.3万円
	計14～15万円	——
	◇自営業者世帯	
	夫＝基礎的年金（4.5万円）	1.2～1.3万円
	妻＝基礎的年金（4.5万円）	1.2～1.3万円
	計9万円	2.4～2.6万円
現行水準	◇サラリーマン世帯	
	夫＝厚生年金（17万円，ただし加給年金を除く）	月給の35%程度（労使折半）
	妻＝国民年金（7.5万円）	1.7万円
	計24.5万円	——
	◇自営業者世帯	
	夫＝国民年金（7.5万円）	1.7万円
	妻＝国民年金（7.5万円）	1.7万円
	計15万円	3.4万円

〔備考〕1）A，B試算は厚生省の参考案。現行水準は昭和55年財政再計算に基づく将来予測で，いずれも加入期間40年で算定。
2）金額はおおよその数字。

こうした事態にたいしては、厚生年金は、「年金財政の将来や世代間の負担の公平性、社会全体の活力の維持等を考慮し、老後の最低生活水準（ナショナル・ミニマム）を確保すべきもの」としつつ、「将来給付内容が低下するようなことがあるとしても、それをそのまま企業が負担すべきではない。従業員自らも、国や企業に依存するばかりでなく、老後の経済的自立に責任を持たなければならない」として、公的年金の上に立つ、自助努力としての企業年金の存在を強調するといった見解が財界から表明されている（関西経営者協会〔会長亀井正夫〕、「企業年金制度について」八三年四月）。そして、企業年金は、「ナショナル・ミニマムを超える私的保障の一形

態であり、それはあくまで個別企業の負担能力を前提に、労使の自主的な判断の下に検討されるべき制度」である（同）としつつ、①終身化、②遺族年金の支給、③保全措置と合わせて、④スライド制の導入、⑤産業別・地域別等の通算化など「社会化」をおしすすめるべきことを提案している（社会経済国民会議「日本型企業福祉の新展開」八三年五月）。こうした老後生活維持のためのいわば〝自助努力〟の体制づくりは、財形年金など定期性預貯金の年金化という私的年金の拡大と合わせて、公的年金制度の動揺のなかでいっそう強まるであろう。

4　社会福祉の動向

「市場福祉」原理の拡大

社会福祉における「生活自助」原則の一環としての「受益者」負担の強化は、保育料の国基準化による大幅引き上げ、八〇年より始まった老人ホームの利用者本人の費用負担制度の導入とつづき、老人保健法の成立による公費医療の後退（一部負担制の実施）と並んで老人家庭奉仕員派遣事業、心身障害者（児）家庭奉仕員派遣事業において、「有料ホーム・ヘルパー」制が取り入れられた。これは、八一年一二月の中央社会福祉審議会「当面の在宅福祉対策のあり方について（意見具申）」による「買う福祉」時代到来の認知を受け、社会福祉サービスの分野で初めて具体化されたものである。こうした「有料」福祉サービスの実施される論拠としては、①従来の所得制限の廃止による対象の拡大、②対象者が充分に負担に耐えうることなどが上げられている。こうした、公費負担による福祉サービスを一部の貧困・低所得層に限定し、大多数の一般勤労世帯の場合は有料にするという発想は、この数年来くり返し主張され、福祉サービスの主流として定着しつつある。例えば、国民生活審議会「福祉社会への選択」（八一年九月）では、一般の人々が福祉サービスを受けざるをえないような状況のもとでは、国民は、①自分で努力する、②市場対価を支払って、サービスを調達する、③行政に税金なり拠出金なりを支払ってやってもらうかのいずれかであるとしている。こうした考えは、さきの中央社会福祉審議会意見具申、八二年七月の社会保障長期問題懇談会「社会保障の将来展望について」（前掲）などに一貫した流れとして定着してきた。

今回のホーム・ヘルパー制度の改正にあたり、厚生省は、老人家庭奉仕員派遣事業運営要綱、身体障害者家庭奉仕員派遣事業運営要綱の改定をおこない、八二年九月八日付社会局長名で、都道府県知事、指定都市市長宛通知し、一〇月一日より実施された。主な改正点は、①所得制限を廃止し、「費用負担」制を導入したこと（一時間当たり、被保護世帯〔単給世帯を含む〕および生計中心者所得税非課税世帯〇円、所得税三万円未満世帯二九〇円、同三万円以上世帯五八〇円）、②家庭奉仕員の勤務形態は、「原則として常勤」から、「恒常的、臨時的介護需要等を総合的に判断して決する」としたこと、③家庭奉仕員の採用時及び定期研修を明文化したことなどである。

しかし、この有料福祉の動きは、費用負担区分による対象者の選別とその分断された対象者間の競合と反目をとおして、福祉サービスにたいする権利意識の希薄化を招来し、ひいては給付水準そのものの低位固定化が懸念される。また、負担額の妥当性は別として、家庭奉仕員の雇用形態の「弾力化」は、利用者との間の金銭（利用料）の授受ということもあり、福祉サービスの重要な構成要素であるサービスの提供者と利用者との信頼関係に動揺を来たしている。そして、実施主体の民間委託化がすすむにつれて、「民間活力」の導入＝行政の補完としてのボランティアの恣意的活用により、公的責任が不明化していくことが予想される。

すでに、家庭奉仕員派遣事業とは別に、受給要件、サービスの内容および量と時間帯等を大幅に緩和した、この制度と同旨の在宅「福祉」サービスが地方自治体に広がりつつあり、それが在宅「福祉」サービスの主流となりうるかのような論議が広がっている。それらは、自治体の発案・主導による第三セクター（供給主体）を土台としたもので、サービスの「料金」、「ボランティア」の「賃金」等をみても、まさに「市場原理」に貫かれている。これらは、すべて福祉サービス管理における「合理化」「効率化」という、一見自明のようで不明な経営理念に依り、それを最善とする主張に立っている。

生活保護等の「適正化」と見直し

不正受給者問題のキャンペインをとおして、単一制度として社会福祉関連費中最大の比重をもつ生活保護制度運用の「適正化」は、くり返し唱えられてきた。

「第二臨時行政調査会」の最終答申（前掲）では、不正受給防止、長期入院患者の社会復帰の促進、就労促進、レセプト審査の強化による医療扶助の適正化等と並んで、生活扶助基準の設定方式、加算制度など制度の根幹についての見直しを上げている。

こうした指摘を受け、大蔵省は、八三年六月一四日の八四年予算編成にあたっての大臣の記者会見の席で、生活保護費の地方自治体負担を増やす意向を、まず明らかにした。その理由は、現在の財政事情のもとでは、「制度、施策の根源に立ち入り、個人、企業、地方と国の負担の仕分けをきちんとしなければ」ならないとし、「地方負担比率を上げれば、保護世帯の認定がより厳正になることが期待できる」と、国庫負担の削減と「適正化」の推進という一挙両得のねらいを明らかにした。

また、一九日には、保護基準を、個人消費支出や物価動向などを軸にした現行の「消費水準格差縮小方式」から、より低い改定率になる春闘ベース・アップなどを指標とした「所得水準方式」へ、改定方式を変更することを八四予算策定へ向け検討する方針を固めた。そして、八月に入り、①生活保護の中心になっている生活扶助費を算定する基準を引き下げ、国民一人当たりの消費支出伸び率の実績と同じ水準にとどめる、②生活扶助費の伸び率と連動して増やしてきた各種の加算金を固定化するか、または伸び率を大幅に縮めるとの意見を明らかにした。国は、本格的な「最低生活保障」水準の抑制を打ち出したわけで、これを基礎とする各種の社会保障給付水準への影響が、今後予測される。

【参考資料】(1)『週刊社会保障』、(2)『社会保険旬報』、(3)『月刊福祉』、(4)『保育情報』、(5)『朝日新聞』、(6)都職労『ホームヘルプ制度切り捨て反対闘争を進めるための資料』一～四、(7)都議会議会事務局調査資料No.14、(8)社会経済国民会議「日本型企業福祉の新展開」

V 経営者団体の労働政策

概要□日経連『労働問題研究委員会報告』
──日経連第三六回定時総会──日経連の「今後の行政指導のあり方についての要望」
──個別企業の労務管理対策の動向──能力開発・職場活性化の施策／女子労働力の戦力化／定年制導入にともなう諸施策

概要

一、日経連は、八三年一月、「山積する難問題の解決のために」を副題とする『労働問題研究委員会報告』をまとめた。「報告」は、生産性基準原理の理想を貫くことを強調し、さらに、福祉の原点に立ち返った社会保障負担の見直し、中小企業の生産性向上、人事院と公労委のあり方、などについて見解を明らかにした。

一、八三年五月にひらかれた日経連第三六回定時総会のあいさつのなかで、大槻会長は、本年の賃上げについて「賃金決定の正常化に第一歩を踏み出したもの」と評価し、それは「ハンブル・ライフへの回帰と考えることもできる」と述べた。また、労働情勢報告のなかで全民労協について「前評判以上に民間主導の賃金交渉に大きな成果をあげた」との評価が加えられた。

一、日経連は、今日の労働行政には行き過ぎがあるとして要望書「今後の行政指導のあり方」をまとめ、労働大臣に提出した。

一、個別企業の労務管理では、能力開発・職場活性化の施策、定年延長にともなう施策、女子労働力の戦力化・再雇用制度などが目立った動向であった。

1　日経連『労働問題研究委員会報告』

『報告』の特徴と基本認識

日経連は、一九八三年一月一一日の臨時総会で、労働問題研究委員会（議長・大槻文平　日経連会長）がまとめた『報告』を承認した。同『報告』は一九七四年から通算すると九回目にあたる。「山積する難問題の解決のために」を副題とする今回の『報告』は、①世界不況に加え、わが国最大の問題は財政の赤字であり、臨調答申を実行する以外に対策はない、②今春闘交渉では、日経連が七四年以来提唱してきた生産性基準原理の理想を貫くことが必要である、③社会保障負担の増加にたいしては、福祉の原点に立ち返って負担と給付の見直しをおこなわなければならない、④中小企業の生産性を向上させるためには、中小企業の投資減税、親企業の理解、行政介入の排除などが必要である、などを強調し、「むすび」では、人事院と公労委のあり方をきびしく批判している。以下各章ごとに『報告』のおもな内容と特徴を紹介する。

序文では、「第二次石油ショック以降、わが国の経済情勢は逐年悪化し、今日に至るも全く改善の見通しは立っていない」との経済情勢の認識に立ち、その原因を、①世界経済の深刻な不況、②放漫財政による国家財政の破綻、③生産性基準原理がその理想を達していないこと、の三点にもとめている。

第一章「世界不況と日本経済の当面する問題」では、①の点について、「今日は、先進国、中進国、途上国を問わず、まさに世界的な不況であり」、「現に欧米各国においては大恐慌再来防止が合言葉となりつつある」と経済的な危機を強調している。②の点については、財政の赤字は「わが国が当面する最大の問題」であり、その原因は「政府、公共部門が、いつまでも高度成長の夢を追い続け、国民は国民で繁栄と所得水準の急上昇とにつれて、逆に自立・自助の精神を急速に失」ったところにあるとしている。また、行政の改革だけでなく、『報告』は「立法府の改革」も提唱している。

生産性基準原理の強調

第二章「当面する賃金と雇用の問題」では、(1)「生産性基準原理」、(2)「マイクロ・エレクトロニクス導入と雇用問題」、(3)「パートタイマーの活用」の三つの問題をとりあげている。今回の『報告』の中心点の一つは、日経連が従来から主張している生産性基準原理を改めて強調しているところにある。つまり、「主要企業賃上げ率」は、「昭和四九年度以降、昭和五四年度までは逐年、実質国民経済生産性上昇率に近よってきた」が、「五五年度以降、再び実質国民経済生産性上昇率とかい離しはじめている」との認識に立ち、「この傾向が昭和五八年以降にも延長されるならば、かつての欧米先進国と同様のみちを歩むことになろう」と警告している。さらに、「外国に比し経済パフォーマンスが優位にあることをいつまでも誇っているわけにはいかなくなるであろう」、また、「雇用情勢は急速に悪化し、わが国においても失業問題が深刻な社会問題となることは必至である」と警告をつづけ、生産性基準原理を貫くことを強調している。そのよ

うな事態を避けるために『報告』は労働組合の協力に期待をしている。「幸いに、わが国の労働組合（とくに民間）は、賃金は経済との整合性を重んじて決定さるべきであるとしており、労働問題は経済問題であるというわれわれの考え方と大差ない認識をもっているのであるが、今日の世界不況は、労使双方、思いを新たにして難局打開に取り組まなければならない事態であるというべきであろう」。つぎに、『報告』は、ワーク・シェアリングと最低賃金について言及している。ワーク・シェアリングについては、「ワーク・シェアリング構想が実を結ぶための条件は、一時間の賃金は据え置く、したがって一週間または一カ月の収入は労働時間の短縮分だけ減少することでなければならない」と述べている。最低賃金については、「高すぎる最低賃金が高齢者を雇用の場から除外する一つの要因となっている問題について、政労使三者の注意を喚起しておかなければならない」と述べている。

(2) 「マイクロ・エレクトロニクス導入と雇用問題」では、まず「ME導入に拒否的反応を示すのではなくて、ME導入が雇用に悪影響を与えないようにするには、労使はいかに対処すべきかを考えることが重要である」と強調している。つづけて、「わが国には、世界全体のロボットの七割強が設置されている。そして、今日までの段階において、これが労使摩擦の原因とはなっていない」とし、その理由を二つあげている。第一の理由は、日本の労働組合組織が「企業別組織」であるということである。つまり、「職能別労働組合にあっては、ロボット導入によって不要となった労働力は直ちに解雇に直結するのであり、それだけにロボット導入に対して労働組合の抵抗は激化するであろうが、わが国の終身雇用、企業別労働組合にあっては、労働力の配置転換が可能であり、ロボットの導入、すなわち職場の喪失というように連動することがない」という理由である。第二の理由としては、「今日までのロボット導入分野は、熔接、塗装等、危険あるいはダーティな職場に限られており、そのような分野にロボットが導入されることが労働者、労働組合の双方がむしろ歓迎したことにある」とし、導入分野が限られていることをあげている。最後に、「MEが今後どのように発展していくかを予測することは困難である」としながらも、「ME問題に関してはその経済成長へのプラス面を積極的に開拓、活用していくことが経営者の使命であろう」と、経済成長の観点から積極的な導入を提唱している。

(3) 「パートタイマーの活用」のところでは、「パートタイマー、アルバイトなど非正規従業員」という言い方をし、これらを「新しい型の労働力」としている。そして、企業の側にも「正規従業員よりもこのような労働力を活用したほうが、より効率的である分野が存在する」と述べ、「こうした新しい型の労働力の有効活用」の方向を検討すべきであると主張している。

日経連の福祉見直し論

第三章の「高齢化社会への対応」では、四つの問題をとりあげ、日経連の主張を打ち出している。まず、(1)「定年の延長」の問題であるが、この点では、企業と労働組合の実際の対応を肯定的に述べるにとどまっている。「人口構成の変化に対して、わが国の産業、個別企業においては、人事・賃金諸制度の改善、中高年者の能力開発を進めつつ、定年延長を含む雇用延長によって対応せざるをえなくなった。労働組合も定年延長の必要性を認識し、年をとればとるほど賃金が上が

るという年功序列賃金体系、勤続年数が長ければ長いほど退職金がふえるという制度に固執することなく、労働力の高齢化に対して柔軟に対応するようになり、近年、六十歳定年制に踏み切る企業が増加してきているのである」。

(2)「年金財政の逼迫」のところでは、現行の厚生年金保険制度の見直しを強く要請している。つまり、「①老齢年金の支給額を四分の一に減らすか②年金保険料を四倍にするか③男女とも六十五歳あるいは七十歳から支給するように改めるか、あるいは、それらを併用するかしなければ、厚生年金財政は破綻せざるをえないであろう」と、抜本的な変更を提起している。

(3)「老人医療の問題」では、八二年八月の老人保健法の制定により、医療費に一部自己負担が導入され、「病院は健康な老人のサロン化したという批判を漸減することであろう」と述べ、老人保健法制定の支持を表明している。さらに、前年は農政批判をおこなったが、今回の『報告』は医師批判を公然とおこなった。医療費の増加は、「日本人の寿命を大幅に延伸したことの一つの原因となったことも否定しがたいが、悪徳医師の存在が医療費の増嵩に大きな役割を果たしている他の一面にも目をおおってはならない」とし、不正請求の開業医師の例を示しながら、「『先生』と呼ばれる医師の集団である日本医師会の猛省を促してやまない」と激しい調子で批判している。

(4)「社会保障と企業負担の増大」では、まず、「昭和四十九年度以降、従業員一人当り法定福利費の伸びは急角度に上昇している」とし、企業負担の増大を指摘している。そして、負担増を避けるために、「現行の社会保障制度を福祉の原点に返って全般的に見直し、『負担』と『給付』のバランスをはかることに鋭意努力しなければならない」と全面的見直しを提起している。

中小企業の構造改善を強調

第四章は「中小企業の構造改善」というタイトルであるが、『報告』で中小企業問題について一つの章をたてて論じたのは今回が始めてのことであった。まず、賃金の面で規模別格差は「再び拡大する傾向にある」と述べながらも、「しかし、この賃金格差も、中小企業と大企業との間の生産性格差ほどに大きくない事実に注目する必要がある」としている。この生産性格差に関して、「高度成長の時期に求人難を背景として賃金が平準化し」中小企業では「設備投資は遅れ、それが資本装備率格差となって生産性格差を生むという悪循環を構成している」と述べ、中小企業の生産性向上に喚起をよびかけている。さらに中小企業の労働組合運動に注意をうながしている。「わが国の労働組合は、中小企業に対して、大企業との間の賃金格差の撤廃のみを迫り」、「支払い能力の拡大を等閑視する傾向が強い」と批判し、こうした原因を「中小企業にあっては企業内労働組合が主体性をもちえず、企業外産業別組合幹部の指導が強い」ところにもとめている。日経連は、中小企業における企業横断的労働組合運動への敵視を強めている。また、この章のさいごでは「最近の労働時間短縮をめぐる労働行政の介入は、とくに、中小企業経営に対する桎梏となっている」とし、「労働条件の決定は、労使の自主決定に委ねられるべき」であると労働行政当局を批判している。

雇用か賃上げかの選択を迫る

第五章は「むすび」になっている。ここでは民間企業と公共部門を比較しつつ、両者の賃金問題に言及している。まず、全国民間労

働組合協議会の結成を「労働運動の新しい時代への変化を象徴的に示すもの」と評価している。その「変化」とは、民間労組の役割の増大である。「高度経済成長期以降、わが国の労働運動は官公労主導型から漸次民間主導型にその軸足を移してきたのであるが、とくに第一次、第二次石油ショックに対する民間企業労組の対応の仕方は、今日、世界各国から羨ましがられる、わが国経済の原動力をなしたものといってよい」と民間労組を賛美している。つづけて、「それに反し、官公労は、いつまでも高度経済成長の夢を追い続けたのであるが、このことは、官公庁、三公社四現業、ならびに政府関係機関の使用者の人事管理能力と責任感のおそるべき低さに由来する」と官公労およびその使用者を非難している。そして、「従業員の賃金源資」を得ることについて、「民間企業の使用者」と「パブリック・セクターの使用者との間に、決定的な差異がある」としている。そして、「このことこそ、今日、日本が直面する財政改革問題の根源なのである」と断じている。

民間企業と公共部門を対比し、さらに、雇用か賃上げかの問題を民間企業労働組合に提起している。すなわち、「労働組合が今日の世界的不況の事実に目をおおい、過大なベースアップを要求するならば」「雇用を聖域化することは不可能となるのは必至である」としている。そして、その結論として、ベースアップと初任給引き上げの両者について「極めて厳しい」という見解をだしている。つまり、わが国に特有の定期昇給制度は、戦前では「退職者と新入社員の賃金差額について賄われたのであるが、今日においてはそれだけでは足りなくなり、定期昇給源資の相当部分を新しく会社から持ち出さなければならなくなっている」とし、それに加えてさらに「ベースアップをする余力のある企業は」「まずほとんどないといわないではいられない」としている。さらに、「また、初任給の引き上げは極めて厳しい企業環境を考えるとき、大半の企業がこれを凍結しなければならない窮境に陥っている」としている。『報告』の主張は、雇用か賃上げかの問題を、ベースアップと初任給にまで踏み込んでその選択を迫ったものである。

人事院と公労委制度批判　つぎに、公共部門に関しては、人事院と公労委制度のあり方を問題提起している。「この両者はこのままの姿で放置してよいのであろうか」とし、「国家公務員、三公社四現業の賃金と民間企業従業員の賃金とを比較計算するだけの機能しか果たさないのであれば」、「既存の統計局で十分に間に合うのでなかろうか」と、両制度の存在そのものに疑問を呈している。そして、「国民――担税者――諸氏の注意を喚起してやまない」と述べ、『報告』をしめくくっている。

2　日経連第三六回定時総会

日経連は、一九八三年五月一二日に第三六回定時総会をひらいた。総会は、大槻文平会長のあいさつのあと、昭和五八年度事業計画、予算案を審議・承認するとともに、役員改選をおこない、大槻文平会長、松崎芳伸専務理事を再選した。

総会冒頭のあいさつをおこなった大槻会長は、本年の大手企業賃

上げ・平均四・三六％の結果について、「この数字は決して理想的な水準とはいえない」と述べた半面、「賃金決定の正常化に第一歩を踏み出したもの」と評価した。さらに、内需中心の経済成長を実現するためにも「適正な賃上げでインフレを抑えるのが最も近道である」と述べ、賃金決定の正常化は、物価安定、企業収益の悪化阻止につながり、実質消費支出増、設備投資低落の歯止めに、徐々に効果を現す、と分析し、生産性基準原理にもとづく賃金決定を追求していくことが、日本経済が発展していく前提条件であると強調した。また、今年の賃上げ結果は「ハンブル・ライフへの回帰と考えることもできる」と述べた。

松崎専務理事は、労働情報報告のなかで、八二年暮れに発足した全民労協について「発足後間もないにもかかわらず、前評判以上に民間主導の賃金交渉に大きな成果をあげた。とくに私鉄総連が全民労協に加盟し、従来の『公労協との共闘路線』から脱皮したことは注目される」と述べた。また、公労委が三公社四現業について、民間準拠で一律に賃上げするなら、存在する必要はないときびしく批判するとともに、現行の国家公務員法、人勧制度を改正する必要性を指摘した。

なお、総会に来賓出席した中曽根首相は、「経済原則、経済効率、市場性を大切にし、民間企業が十分に活動できる環境作りをする」とあいさつした。

【大槻会長のあいさつ（要旨）】

一、五月十日現在の賃金交渉結果は、四・三六％で、昨年に比し二・五ポイントの低下となっている。生産性基準原理に照らせば、この数字は決して理想的な水準とはいえない。しかしここ三年来の賃金決定から考えると、賃金決定の正常化に第一歩を踏み出したといえよう。今後はさらに第二歩、第三歩を進め、賃金のあるべき姿に落ち着ける努力を続けなければならない。

一、賃金決定が正常化されれば、その効用として第一に消費者物価の一層の安定が図られる。今日、世界でインフレに悩まされている国は一様に賃金が高く、それがインフレの主要要因になっている。米・英両国はいま、賃金抑制が急速に進み、その結果、インフレが急速に鎮静化しているという事実も、この関係を証明している。政府が行革を断行し、安易な公共料金値上げや増税を避けるならば、それは一層確実なものとなる。

一、効用の第二は、内需中心の経済成長に寄与することである。賃金決定が正常化すれば、実質消費支出の安定した上昇をもたらし、内需中心の成長を可能にする。内需拡大の本格化を図るには、民間消費の拡大に加え公共投資、住宅投資の活発化が必要だが、この二点への期待は望めない。しかし設備投資は、賃金決定正常化への進展から、企業収益改善をもたらし、ある程度の期待がもてる。

一、これに関連して金利引下げ問題がある。しかしわが国だけが、利下げを行えば、内外金利差から円安をひき起こす可能性が大きい。海外の動向を考慮し、円レートの動きも十分注視し、慎重に考えなければならない。

一、政府は財政権を切り抜けるために、今後増税を迫ってくることが予想される。しかし増税は、日本経済の効率や活力を全体として下げるものである。民間企業は自助努力による一層の効率化を進め、政府に対しては第二次臨調の答申の基本である「増税なき財政再建」を徹底して順守するよう監視していく必要がある。

一、英国、米国では賃金決定の正常化が徐々に進み、また日本の賃金決定も正常化に一歩を踏み出したといえるが、これは分相応な生活、質素と謙虚さを旨としたハンブル・ライフへの回帰と考えることもできる。経営者は率先して、この姿勢を生活の上に表わし、従業員への模範を示すべきである。

日経連の公務員スト権付与論

日本経営者団体連盟（日経連）の大槻文平会長は一九八二年一〇月一日、「公務員に民間と同様のスト権、団体交渉権を与えてもいい時期にきていると思う。いまストをうてば、国民のひんしゅくをかうことになり、良識が働くだろう。経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会などの他の経済団体とも相談し、財界の総意として政府に要望したい」と語って注目を集めた。

この発言の背景には、①政府が人事院勧告を凍結する方針を出した、②春闘がストなしで終わったなど、情勢の変化があるものと思われるが、公務員のスト違法論を強調してきた日経連としては一八〇度の急転回である。公務員にスト権と団体交渉権を与えても、今の情勢では簡単にストは打てず、むしろ賃金の抑制につながるとの思惑があるとみられ、労働側は反発と疑念を示している。

3　日経連の「今後の行政指導のあり方についての要望」

日経連は、今日の労働行政には行き過ぎがあると、これまで行政当局への批判をおこなってきたが、八二年一〇月一日にひらかれた日経連政策委員会が要望書「今後の行政指導のあり方」としてまとめ、六日、労働大臣に提出した。要望書の骨子は、①昨今の労働行政指導は産業界の実勢から遊離しているとともに、その指導の姿勢にも問題がある、②法定条件を充した労働条件については、労使の自主的な協議決定に任せられるべきであり、労使の自主決定の原則が損なわれる懸念がある、③行政当局は企業経営の基盤に重大な影響を与えるような介入をやめ、啓蒙、援助、側面アドバイスといった本来のあり方に徹すべきである、などの点である。

【今後の行政指導のあり方についての要望（概要）】

昨今労働省の行政指導は、産業界全体の実勢から遊離し、かつ指導の姿勢にも多くの問題が見られる。もし今後も現在のまま進められるなら、企業経営の活力を阻害し、あるいは労使自治・自主決定の原則が損われる懸念がある。ここに改めて見解を述べ、善処方を要望する。

一、本年に入り、金融業界に対する労働基準局長の完全週休二日制の実施要請や、労働大臣書簡による六十歳定年制要請が行われ、また今秋以降は、時間外労働の上限規制や、パートタイマーの労務管理指導が予定され、加えて従前からの年間総労働時間削減のため業種別労働時間会議での指導、地方における労働基準監督・職業安定所双方からなる定年延長促進の集団指導など、まさしく目白押しの行政指導が行われている。

一、労働省が大臣要請文まで出して定年延長を促進し、職安機関に監視・督促させることにより、実質的に強制するがごとき指導や、あるいはまた、金融機関に土曜一斉閉店による完全週休二日制を達成させてそれをテコとして、他産業とりわけ中小企業にまで週休二日制を一律波及させようとするごとき指導は、今日の低成長、特に中小企業経営の厳しさを無視するものと言わねばならない。

一、行政当局が行政指導の名の下に企業経営の基盤に重大な影響を与えるような介入はやめるべきであり、今後の行政指導は、その本来のあり方としての、啓蒙・援助・側面アドバイスに徹すべきである。

4　個別企業の労務管理対策の動向

日本経済の安定成長のもとで、労働力人口の高齢化、女子労働力の急増などに対応するために、個別企業では、さまざまな労務・人事管理の諸施策がすすめられている。前年にひきつづき定年延長プランや専門職制度の導入がおこなわれ、女子労働力の戦力化もはかられた。また、本年は能力開発・職場活性化の施策の展開が目立った傾向であった。

能力開発・職場活性化の施策　小田急百貨店では、会社ぐるみの教育訓練〝ファミリートレーニング〟を始めた。「OD20」と呼ばれるこのトレーニングは、全員参加による組織開発と利益生産性向上をねらいとし、各部・課単位による合宿方式をとっている。「職場の問題点の洗い出し」、問「題解決技法の修得」、「グループ討議」、「改善目標の設定」の順に合宿はすすめられる。訓練のメリットは「職場メンバー全員参加による一体感の醸成と能力開発の促進」にあるといわれる。一六部署の合宿が終わり、受講者も一〇〇〇人を超えている。なお、百貨店業界では、「高島屋のOJTチーム制」、「そごう百貨店の職場生産性懇談会」など、体質強化と経営効率化をねらった施策が打ち出されている。

日本製鋼所では「人材開発プログラム」を実施することになった。資格・役職別に体系づけられた同プログラムは、社員の能力向上とともに、新入社員から部長クラスにいたるまで、徹底的に〝経営感覚〟を身につけさせようというものである。同プログラムは、「専門技術力の強化プログラム」と「マネージメント能力の強化プログラム」の二つに分かれており、いずれも資格・役職に対応した階層別教育体系になっている。それらのねらいは「知識集約・技術集約型企業に適応する人材の育成および、リーダーシップの涵養と協同と創造を尊び、働きがいをみずからもとめる気概の養成」の二点となっている。

麒麟麦酒は「職場活性化研修」で人材の活性化をはかっている。研修は、階層別に「トップコース」、「アドバンストコース」、「ベーシックコース」の三つに分かれ、「自由な発想で活力増進」の方針から、各コースともフリーディスカッション中心ですすめている。

女子労働力の戦力化　大和証券では「女子リーダー制度」を導入し、小集団活動をベースにした女子社員の活性化にとりくんでいる。同社は全従業員七一〇〇人のうち女子は半分弱の三二〇〇人を占めている。「女子リーダー制度」は女子の教育の中核として導入されたものである。女子リーダーは職場の部店長が選任し、選任されたリーダー一五〇人が「女子リーダー研修」を受講することになる。その内容は、自主性を引き出しながら女子社員の能力アップをはかろうというものであり、「職場における女子教育体制の組織化」、「新人教育の強化」に結びつけるねらいもあるとされる。

リッカーでは、大卒女子社員の営業幹部育成のテストケースとして、訪問販売の実習や主婦向けの文化教室の企画運営を担当させ、

女子社員のアイデア開発、戦力化をはかっている。同社はミシンを主力にしており、ユーザーのニーズを敏感にキャッチした営業活動を展開することが販売戦略上重要だとされ、まず、女子の営業幹部を育成することが必要となり、このテストケースの実施となった。

女子労働力の活用の施策として、小田急百貨店は、「退職女子社員再雇用制度」と「身分移行制度」を確立している。再雇用制度は結婚や出産などのために退職した女子社員が、再び就職を希望する際には優先的に再雇用しようというものである。このところ流通業界をはじめとして、再雇用制度を導入する企業が増えてきている。西武百貨店の「ライセンス制度」、丸井の「キャリア・エントリー制度」などがあるが、いずれも正社員がその対象である。小田急百貨店の再雇用制度の特徴は、定時社員（実勤務時間一日六時間）まで対象にふくめている点である。また、「身分移行制度」は、退職はしなくても短時間勤務をすることで、継続して勤務可能であれば、身分を変更することができるというものである。女子労働力の能力を十分に活用し、さらに在職中の従業員に安心感を与えモラールのアップをもはかろうというのが両制度のねらいである。

定年制導入にともなう諸施策

東京海上火災保険は、定年を六〇歳に延長したのにともない、新しい人事制度を設定した。新制度によると、五五歳に到達した社員は、一律に管理職を離れ、「特別従業員」となる。そして特別従業員にだけ適用される人事考課制度「職能段階制度」を新設し、定年延長後も昇級・昇格の可能性をもたせることになった。

三和テッキも定年延長とともに、能力主義を基本に組織の活性化、高齢者の戦力化をはかる制度をもうけた。その制度の特色は、定年を雇用保障期間である〝雇用定年〟と、資格制度による処遇の最終年限を示す〝年功停年〟との二本建てとしているところである。雇用定年は普通いう定年で、六五歳がその最終年限である。一方、年功停年とは、各資格別に定年を設け、ある一定の年齢に達しても同一資格に滞留している場合は、そこで資格制度による処遇を打ち切られるものである。年功停年は、「この年齢までには、これだけの職務遂行能力を身につけよ」といったガイドラインを示したものといえる。定年制と社員の能力開発、組織の活性化とを結びつけた制度である。年功停年は五〇～五五歳とされている。

伊勢丹は、「オレンジプラン」および「クローバープラン」と名づけた人生設計プログラムをスタートさせた。前者は、四〇歳社員を対象にした研修プログラムで、これまでの会社生活を振り返り、さらに今後の目標をもたせようというものである。後者は、定年（六〇歳）を間近にひかえた五七歳社員を対象に、定年後の生活設計のアドバイスをしようというものである。また、京王百貨店の「人生設計プログラム」は、四五歳以上の妻帯者社員を対象に、二泊三日の合宿をおこない、健康、住居、家族などの定年後の不安を解消させ、定年までの職場・家庭生活を活性化させようというものである。

【参考資料】(1)日経連『日経連タイムス』、(2)日経連『経営者』、(3)日本生産性本部『日本生産性新聞』、(4)その他経営者団体発行の資料

VI 労働判例の動向

概要□最高裁判所判例――判例一覧／全逓昭和郵便局事件／全逓大槌郵便局事件／日本原子力研究所事件／西日本重機事件／下級審重要判例――布施自動車教習所・長尾商事事件／全逓福岡中央支部事件／日本鋼管鶴見造船所事件／鈴鹿市職員事件

概要

一、裁判所および労働委員会に係属した労働関係事件の正確な実数をつかむことは、とくに裁判所関係のそれが民事、刑事の両領域をふくむこと、「労働関係」という分類基準がややあいまいであることもあって、全体としての統計が公示されていない現在では困難である。

一、雑誌『労働判例』が一九八三年版重要判例総覧（昭和五七年一月―一二月に言渡しのあった判決・決定）に収録した事件数は、同年一月・二六件、二月・三八件、三月・五五件、四月・二五件、五月・二七件、六月・二一件、七月・二二件、八月・二三件、九月・三二件、一〇月・三三件、一一月・二九件、一二月・二一件、総計三五二件になっている。近年、労働災害、災害補償関係の事件が増えてきているのが目立つ。

一、右の期間内の不当労働行為に関する労働委員会扱い事件の概要は、中労委事務局調べ（『中央労働時報』六九九号）によれば、初審係属件数二二五七件（繰り越し一六八一件、新規申し立て五七六件、救済率六三％）、中労委にたいする再審査係属件数三一五件（繰り越し二四一件、新規申し立て七四件）、初審終結件数五一一件のうち、命令・決定が一〇九件（うち全部救済四一件、一部救済五六

件、棄却一一件、却下一件)、取り下げ・和解が四〇〇件であり、再審査終結件数七九件のうち命令・決定が一九件、取り下げ・和解が六〇件となっている。なお、民間企業関係事件の新規申し立て件数五二四件のうち、同一企業内に二以上の組合が併存する事件が一八三件ふくまれていることが注目を引く。

一、労委命令の取り消しを求めた行政訴訟における判決数は、地労委関係では、第一審五件、控訴審七件、上告審二件、中労委関係では、第一審一件、控訴審三件、上告審一件、総計一九件である。

1　最高裁判所判例

判例一覧

今期(一九八二・七・一～一九八三・六・三〇)において最高裁が言い渡した労働関係判例(判決・決定)は一八件であり、これを日時順に挙げると、①鳳郵便局事件(三小判昭五七・六・八棄却)、②羽幌営林署事件(三小決昭五七・七・二〇棄却)、③京都市交通局事件(二小判昭五七・九・一〇棄却)、④プリマハム行訴事件(二小判昭五七・九・一〇棄却)、⑤全逓昭和郵便局事件(一小判昭五七・一〇・七棄却)、⑥大和銀行事件(一小判昭五七・一〇・七棄却)、⑦石川島播磨重工業事件(一小判昭五七・一〇・八棄却)、⑧飯田橋労基署事件(一小判昭五七・一〇・一四棄却)、⑨川崎南労基署事件(一小判昭五七・一一・二五棄却)、⑩労働保険審査会事件(一小判昭五七・一一・二五棄却)、⑪市立西宮高校事件(一小判昭五七・一一・二五棄却)、⑫札幌市職員事件(一小判昭五七・一二・一棄却)、⑬東亜自動車事件(一小判昭五七・一二・二棄却)、⑭阿倍野労基署事件(二小判昭五七・一二・一〇棄却)、⑮国鉄南延岡駅事件(二小決昭五八・二・二一棄却)、⑯西日本重機行訴事件(一小判昭五八・二・二四棄却)、⑰全逓釜石支部事件(二小判昭五八・四・八破棄・差し戻し)、⑱日本原子力研究所事件(二小判昭五八・六・一三棄却)である。結論は、破棄・原審差し戻し判決一件(⑰)をのぞき、すべて上告棄却となっている。

右のうち、判決理由において最高裁自ら比較的くわしく論点に答えていると思われる事例をとりあげ、若干のコメントを付して判決要旨を掲げる。

重要判旨

【全逓昭和郵便局事件(最一小判昭五七・一〇・七労働判例三九四号)】 名古屋市の昭和郵便局ではこれまで組合支部に使わせてきた二階の掲示板が古くなったことから、当局側は、一階掲示板を大きくすることを条件に撤去したいと全逓側に提案、全逓側の反対にもかかわらず、一九七二年四月撤去した。全逓側は、①掲示板の利用は、当局との使用契約にもとづくもので、一方的な撤去は許されない、②撤去には正当な理由がなく、団結権を侵害し、不当労働行為であると主張、国を相手取り、食堂の掲示板復活と、一〇〇万円の損害賠償を求めて提訴した。一、二審はともに原告側の請求を退けたので、全逓側が上告したのが本件である。

この事件は、官公労組が国や自治体の庁舎を使う「権利」があるかどうかをめぐる争いであって、組合の掲示板利用の法的性質が正

面から論じられることになった。第一小法廷は全員一致の判決で、掲示板の使用許可を「庁舎に掲示する方法で情報や意見などの伝達・表明をすることは一般的に禁止されているが、許可は特定の場合にこれを解除するという意味」であり、「許可を受けた者は、禁止解除で事実上使っているに過ぎず、これを使用するなんらかの公法上または私法上の権利を与えるものではない」としてその権利性を否定した。

【判決要旨】

庁舎管理規程は、郵政省に属する行政機関の遂行する事業及び行政事務の用に供される土地、庁舎等における秩序の維持等を図るため、庁舎管理権に基づく右土地、庁舎等の取締りに関し必要な事項を定めたものであって(一条)、同規程四条以下の庁舎等における諸行為の規制に関する規定も専らその趣旨で設けられたものであること、他方、右土地及び庁舎についての国有財産法一八条三項の規定によるいわゆる行政財産の目的外使用の許可については、別に、郵政事業特別会計規程……第一一編四条において、許可権者、許可の要件、その手続等に関する規定が設けられていることに照らすと、庁舎管理規程六条に定める庁舎管理者による庁舎等における広告物等の掲示の許可は、専ら庁舎等における広告物等の掲示等の方法によってする情報、意見等の伝達、表明等の一般的禁止を特定の場合について解除するという意味及び効果を有する処分であって、右許可の結果許可を受けた者において右のような伝達、表明等の行為のために指定された場所を使用することができることとなるとしても、それは、その者が許可によって禁止を解除され、当該行為をする自由を回復した結果にすぎず、右許可自体は、許可を受けた者に対し、右行為のために当該場所を使用するなんらかの公法上又は私法上の権利を設定、付与する意味ないし効果を帯有するものではなく……、もとより国有財産法一八条三項にいう行政財産の目的外使用の許可にも当たらないと解するのが相当である。そうすると、昭和郵便局長が庁舎管理規程六条の規定に基づいてした本件許可によっては、上告人は本件掲示板ないし庁舎壁面についての使用権ないし利用権を取得するものではないから、上告人の本訴請求のうち、かかる権利を有することを前提とする本件原状回復請求及び右権利に対応する債務の不履行を理由とする損害賠償請求は、いずれも理由がないというべきである。

また、昭和郵便局長が本件許可を撤回し又は本件掲示板を撤去するに至った経緯及び事情についての所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。そして、庁舎管理規程六条の定める許可の制度の先にみたような趣旨に徴すれば、庁舎管理者は、庁舎等の維持管理又は秩序維持上の必要又は理由があるときは、右許可を撤回することができるものと解すべきところ、原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、昭和郵便局長がした本件許可の撤回又は本件掲示板の撤去が違法ではないとした原審の判断も、正当として是認することができる。

【全逓大槌郵便局事件（最二小判昭五八・四・八労働判例四〇六号）】一九七三年の春闘時に、全逓岩手地区本部釜石支部書記長、同支部青年部長の二人が、他の組合員三人と四月一八日午後九時半ころ局舎に立ち入り、窓ガラスや机等に「スト権奪還」などと書いたビラ一〇〇〇枚を貼り、建造物侵入罪に当たるとして起訴された事件である。一審の盛岡地裁は、「本件立ち入り行為は、平穏を害するほどのものではなかった」として無罪とし、二審仙台高裁は、「管理者の意思に反して入ったかどうかで判断すべき」ものとし、「ビラ貼りは局舎の管理権を侵害、正当な組合活動を超えた疑いがあるが、局長は入口に立入り禁止の貼り紙をするなど十分な措置をとらず、その意思を外部に分るようにしていなかった」という理由で同じく無罪の判決をしていた。組合員によるビラ貼りについては、最高裁は最近、国労札幌駅事件（昭五四・一〇・三〇）において許可なしに定められた場所以外に貼ることを違法とし、全電通東北地本事件

（昭五七・三・一八）決定でも「建物の美観と威容を著しく傷つけるビラはりは建造物損壊罪に当たる」との判断を示していた。本事件において最高裁は、原審の無罪判決を破棄、建造物侵入罪の成立を認め、組合側に一段ときびしい姿勢を示した。

【判決要旨】

刑法一三〇条前段にいう「侵入シ」とは、他人の看守する建造物等に管理権者の意思に反して立ち入ることをいうと解すべきであるから、管理権者が予め立入り拒否の意思を積極的に明示していない場合であっても、該建造物の性質、使用目的、管理状況、管理権者の態度、立入りの目的などからみて、現に行われた立入り行為を管理権者が容認していないと合理的に判断されるときは、他に犯罪の成立を阻却すべき事情が認められない以上、同条の罪の成立を免れないというべきである。

ところで、原判決は、被告人らが、全逓の春季闘争の一環として、多数のビラを貼付する目的で、大槌郵便局局舎内に管理権者である中村局長の事前の了解を受けることなく立ち入ったものであること、局舎等におけるビラ貼りは、郵政省庁舎管理規程によると、法令等に定めのある場合のほかは、管理権者が禁止すべき事項とされていること、被告人らは、夜間、多人数で土足のまま局舎内に立ち入り、縦約二五糎、横約九糎大の西洋紙に「大巾賃上げ」「スト権奪還」などとガリ版印刷をしたビラ約一〇〇〇枚を局舎の各所に乱雑に貼付したものであり、被告人らの右ビラ貼りは、右庁舎管理規程に反し、前記中村局長の許諾しないものであることが明らかであること、右ビラ貼りは、その規模等からみて外形上軽犯罪法違反に該当する程度の評価が可能であり、それが組合の闘争手段としてなされたものであるとはいえ、庁舎施設の管理権を害し、組合活動の正当性を超えた疑いがあるから、管理権者としては、このような目的による立入りを受忍する義務はなく、これを拒否できるものと考えられる……。

しかるに、原判決は、中村局長が、被告人らのビラ貼り目的による局舎内への立入りを予測しながら、事前にこれを阻止するための具体的措置をとらなかったということなどから、本件においては、被告人らの立入りを拒否する管理権者の意思が外部に表明されていたとはいえないとし、被告人らの所為は、結局、管理権者の意思に反したといえないから、建造物侵入罪の構成要件に該当しないとしているのであって、右は、ひっきょう、法令の解釈適用を誤ったか、重大な事実誤認をした疑いがあり、原判決の右違法は、判決に影響を及ぼし、かつ、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

【日本原子力研究所事件（最二小判昭五八・六・一三労働判例四一〇号）】

原研は、一九六七年一一月、原研労組にたいし動力試験炉における直勤務基準の改正について協議を申し入れ、一二月末にかけて七回の団交がおこなわれたが妥結にいたらないまま、四班三交替制を内容とする規則改正をおこない、業務命令のかたちで翌年一月七日から強行実施した。組合は二月二一日無期限部分ストに入り、これにたいし原研側は、三月一日以降、ロックアウトを実施、組合側が同日午後一時、ストを解除した後もこれを継続し、三月四日の就労要求にたいしてもこれを拒否した。本件はこのロックアウトによって賃金カットされた組合員八五人が、ロックアウトを違法とし、カット賃金の支払いを求めたものである。最高裁第二小法廷は、本件ロックアウトを労使間の勢力の均衡を回復するための対抗防衛手段として相当なものではなかったとする一、二審の判決を支持した。

すでに同旨の判断を示す最高裁判決も出ているが、具体的事業に即した判断を要求されるこの種事件の先例としての意義は大きい。

【判決要旨】

思うに、個々の具体的な労働争議の場において、労働者の争議行為により使用者側が著しく不利な圧力を受けることになるような場合には、衡平の原則に照らし、労使間の勢力の均衡を回復するための対抗防衛手段として相当性を認められる限りにおいては、使用者の争議行為も正当なものとして是認されると解すべきであり、使用者のロックアウトが正当な争議行為として是認されるかどうかも、右に述べたところに従い、個々の具体的

な労働争議における労使間の交渉態度、経過、組合側の争議行為の態様、それによって使用者側の受ける打撃の程度等に関する具体的諸事情に照らし、衡平の見地から見て労働者側の争議行為に対する対抗防衛手段として相当と認められるかどうかによってこれを決すべく、このような相当性を認めうる場合には、使用者は、正当な争議行為をしたものとして、右ロックアウト期間中における対象労働者に対する個別的労働契約上の賃金支払義務を免れるものというべきである。

原審は、本件争議における原研労組と上告人との間の交渉態度、経過、原研労組が行った本件ストライキの態様、それによって上告人側の受ける打撃の程度等に関する具体的諸事情に照らし、衡平の見地から見て、本件ロックアウトは、本件ストライキに対する対抗防衛手段として相当と認めることはできないとして、その正当性を否定したのであって、原審の右判断は、前段の説示に照らし、正当として是認することができる。

【西日本重機事件（最一小判昭五八・二・二四）労働判例四〇八号）**】**一九七四年三月四日総評全金西日本重機分会長が始業前と昼休中従業員控室において無許可でビラを配布したとして会社は「警告書」を発し、また、同年夏季一時金について、会社は分会員が四回にわたって実施したストによる不就労を欠勤として扱った。被上告人福岡地労委は、右いずれの行為をも不当労働行為と認定し、上告人（会社）にたいして支配介入の禁止、ストによる不就労の欠勤扱いを取り消したうえでの一時金の支給等を命ずる救済命令を発した。その取り消しを求める行政訴訟において一・二審とも右命令を維持したので本件上告となった。

最高裁は、前掲の国労札幌駅事件（昭五四・一〇・三〇）において、会社施設内のビラ貼りについては原則として使用者の許可を要する旨の判決を出していること、ストによる不就労を一時金の出勤日数算定について通常の欠勤として扱うことの是非という新たな問題が問われていることから、最高裁の判断が注目されたが、多数意見は、「結論において」原審相当と認めた。ただし、後者の点については藤崎裁判官の反対意見が付されている。

【判決要旨】

所論の点に関し原審が認定した事実は、㈠上告人においては、従業員に対する夏季一時金等の賞与の金額は基本給に出勤率等を乗じて算出する計算式を用いており、欠勤日数の増加に対応して出勤率を減少させる方法をとっていたが、右出勤率を計算するに当たっては、年次有給休暇と特別休暇による休務日は出勤すべき日数に含まないとされていた、㈡右の計算式作成の際にはストライキの場合は全く予想されておらず、その後も出勤率を計算する場合にストライキによる不就労を欠勤と扱うべきか否かについて、労使間の合意や慣行は成立していなかった、㈢西重分会がはじめてストライキを実施したところ、上告人は、本件夏季一時金の算定の基礎となる出勤率を計算するに際して、年次有給休暇や特別休暇の例にならわず、右ストライキによる不就労を通常の欠勤と同一に取り扱った、㈣本件夏季一時金についての上告人と西重分会との間の団体交渉においては、基準支給額を基本給の何箇月分とするかについては交渉が行われたが、ストライキによる不就労の取扱いについては特段の議題とはならず、上告人が出勤率の計算に際してストライキによる不就労を欠勤として扱ったことは西重分会所属の各従業員の支給額が算出されはじめて判明したことであった、㈤上告人が右のように出勤率を計算するについてストライキによる不就労を通常の欠勤と同一に取り扱ったのは、上告人が前記のように従来従業員による組合結成を嫌忌し、組合員らに総評全国金属労働組合からの脱退を勧告していた等の事実に徴し、ストライキに対する制裁として行ったものと認められる、というのであり、右認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし、是認することができないではない。

そうすると、右認定の事実関係のもとにおいて、上告人が本件夏季一時金の算定の基礎となる出勤率を計算するに当たりストライキによる不就労を欠勤として扱った措置は労働組合法七条一号の不当労働行為にあたるとした原審の判断は、結論において正当というべきである。

【反対意見要旨】

原判決及びこれを是認する多数意見は、夏季一時金を算定するにあたりストライキによる不就労を通常の欠勤と同一に取り扱うことが事実関係のいかんによっては不当労働行為にあたることもありうるとの前提に立つものであるが、私にはそのような前提が成り立つとは考えられない。その理由は、次のとおりである。

㈠ 一般にストライキによる不就労を通常の欠勤と同一に取り扱うことが労働組合法七条にいう「不利益な取扱」にあたると解するとしても、通常の欠勤と同一の取扱ということであれば、ストライキによる不就労であるが故に不利益性が加重されていることはないわけであるから、同条にいう「労働組合の正当な行為をしたことの故をもって」する不利益取扱にはあたらないということになるであろう。このような考え方からすれば、通常の欠勤と同じ取扱であれば不当労働行為にあたらないことがすでに客観的に明らかであるということになり、個々の場合について不当労働行為にあたるか否かを判断するために、使用者の主観的意思その他の事実関係のいかんを問題にする必要はないことになるであろう。以上は、労働者に対する取扱一般についていえることであり、したがって、給与・賃金のみならず、一時金の算定等にも当然妥当することであると考える。

㈡ 原審の認定するところによれば、上告人においては従前から夏季一時金の算定にあたり基本給に諸要素の係数を乗ずる方式を用いており、出勤率がその要素の一つとされている。ところで、一般に一時金をいかなる性質のものとし、いかなる計算方式により算定するかについては、実定法上も理論上もこうでなければならないということはなにもないので、本件の夏季一時金の計算方式もそれ自体として別に問題とされる理由はなく、また、現に問題にされているわけでもない。

㈢ 要するに、㈠使用者は一時金の算定にあたり出勤日数を考慮に入れることを妨げられず、また、㈡一般にストライキによる不就労を通常の欠勤と同一に取り扱うことが不当労働行為にあたることはないという二つの点が認められれば、本件の結論はおのずから明らかであろうというのが私の考え方である。これに対して、多数意見の前提とするところには、一時金の算定にあたって通常の欠勤が減額の要素として計算に入れられている場合ストライキによる不就労を同じ取扱にしていいとは限らないとか、あるいは、ストライキによる不就労の場合給与・賃金についてはノーワーク・ノーペイの原則で割り切ることができるとしても、一時金については通常の欠勤なみに扱っても不当労働行為として問題になる余地がある、というような考え方が含まれていると思われるが、これらは私の納得しえないところである。

2 下級審重要判例

【布施自動車教習所・長尾商事事件（大阪地判昭五七・七・三〇労働判例三九三号）】 布施自動車教習所では労使関係が悪化し、一九七七年八月、組合にたいし事前協議条項をふくむ労働協約の破棄を通告、翌年三月事業所閉鎖を決議、全従業員を解雇した。解雇された組合員は、同教習所と親会社である長尾商事を相手に親会社の従業員たる地位の保全と賃金支払いの仮処分を申請した。判決は、法人格否認の法理が適用される二つの場合、すなわち①その法人格がまったく形骸に過ぎない場合、②会社の背後の実態が、子会社を意のままに支配する地位にあり、かつ、会社形態を利用するに当たって違法または不当な目的を有する場合のうち、本件を②の場合に当たると判断し、申請を認容した。いわゆる親・子会社における労使紛争事件について法人格否認の法理により子会社の従業員にたいし親会社の責任が認められたケースはこれまで若干あるが、認定のむずかしい問題であるだけに本判決の認定のしかたが注目される。

【判決要旨】

法人格否認の法理の適用をみる第二の場合、すなわち法人格の濫用を理由として会社の法人格を否認すべき場合には、その前提として、(イ)会社の背後の実体が、会社を自己の意のままに「道具」として用いることができる支配的地位にあり（支配の要件）、且つ（ロ）背後の実態が会社形態を利用するにつき違法又は不当な目的を有していること（目的の要件）を要するものと解されるが右（ロ）にいう「目的」は、必ずしも否認されるべき会社の設立当初から存在する必要はなく、その設立後に中途からこれを有するに至った場合であっても、法人格否認の法理を適用することを妨げないものというべきである。

被申請人長尾商事は、賃料名義による収益を保持しあるいは増加させるために、長尾豊をして被申請人布施教習所の増収を企図させたが、右増収のためには布施分会が障害になるとして布施分会を弱体化させる意図の下に、被申請人布施教習所をして実質的な団体交渉の拒否をさせ、労働協約・労働慣行の全面廃棄を申し入れさせ、夏季・冬季一時金の支払いを拒否させるなどしたのみならず、布施分会を屈服させるための手段として、被申請人布施教習所をして教習生の入所受付停止や転退校の措置を相次いでとらせた。

被申請人長尾商事の利益を守るには会社の解散しかないとして被申請人布施教習所をして解散させ、それに伴って被申請人布施教習所の業務継続に必要不可欠な教習員解雇させ、さらに、被申請人布施教習所従業員を全施設の賃貸借契約を解除して明渡訴訟を提起し、右訴訟において被申請人布施教習所をして請求の認諾をさせるに至ったのである。

被申請人長尾商事が被申請人布施教習所にさせた布施分会に対する以上の一連の行為が不当労働行為に当ることは明らかであり、その結果申請人ら被申請人布施教習所従業員の賃金債権の行使を困難にさせたのみならず、最終的には、被申請人布施教習所を解散に至らしめ、これに伴う全員解雇により申請人らの従業員たる地位を失わせたのであって、被申請人長尾商事は、被申請人布施教習所が別法人であることを奇貨として、前記のように、支配力を不当に行使したものといわざるを得ない。

従って、本件において、法人格の濫用があるものとして法人格否認の法理が適用されるべきであって、その結果、申請人らに対する関係では被申請人長尾商事は被申請人布施教習所と同一視され、被申請人長尾商事は被申請人布施教習所の申請人らに対する雇用契約上の責任と同一内容の責任を（不真正連帯の関係において）負うものと解すべきである。

【全逓福岡中央支部事件（東京高判昭五七・八・一七労働判例三九一号）**】**

全逓内部において福岡県地区本部と支部とのあいだに活動方針をめぐって対立が激化し、組合運営が困難となったため、中央本部は、一九七〇年二月一七日、指令により、支部組合員全員の組合員資格を一時停止し「私は全逓の綱領、運動方針、組合中央本部の組織指導九項目および指令第二二号を遵守し、組織の団結を固め闘うことを確認し、組合員の再登録を申請致します」と記載された「組合員再登録申請書」を同月二二日までに提出させ、中執の適格性審査に合格して再登録を承認された者を組合員と認めて支部の再建を図ることにした。支部役員であった原告二人は右申請書を提出しなかったので組合は組合員資格を自動的に喪失したものとして扱うことにした。そこで原告が組合員資格の剝奪を無効とし、組合員たる地位の確認を求める訴訟を提起したのが本件である。一審はこれを認容し、控訴審でも支持された。規約に定めのない再登録というかたちでの統制処分の適法性について示された判断として注目される。

【判決要旨】

一般に労働組合における組合員の資格の得喪及び組合員に対する製裁は、組合を構成する組合員に関する最も重要かつ基本的な事項であって、組合員は組合の規約に定める組合員資格の得喪の方式あるいは制裁の方式に関する明文の規定がある限り、これ以外の方式によってその資格を奪われあるいは制裁を科せられないことを保障されていると解すべきであるから、このような組合員資格の得喪及び組合員に対する制裁に関する規約の解釈については、特に厳格な態度を貫くべきである。仮に組合が組織的危

機に直面するなど、非常緊急の場合に限り、団結権の維持強化のため、組合の規約に明文の定めがなくても、統制処分として組合員資格を喪失させることが可能であるとする見解に従うとしても、規約上統制処分として組合員資格喪失の方式に関する定めがある以上、これによらず右以外の方式に基づく統制処分により組合員資格を喪失させる措置をとりうると解することは、組合員の地位の保障もまた団結権に由来しているのであり、規約を潜脱した措置が超規約的統制処分と称して組合員の地位を保障した規約を空文化するおそれがあるので、これを肯認することはできない。

これを本件についてみるに、控訴人組合の規約上、組合員がその意思に反して組合員資格を喪失する事由として定めるのは、除名の制裁を受けたときを除いてはないのであるから、組合員は右規約に定める除名の事由及びその手続によらないで、その意に反して組合員たる資格を失うことはないのである。してみれば、控訴人組合が本件再登録を実施した昭和四五年当時、組合規約に再登録申請手続に関する明文の規定がなく、また確立された慣習の存在も認められないにもかかわらず、控訴人組合が再登録申請書を提出期限内に提出しなかった被控訴人両名につき超規約的統制処分として組合員の資格を喪失したものとして取扱うことは許されないといわなければならない。

【日本鋼管鶴見造船所事件（東京高判昭五七・一〇・七労働判例四〇六号）**】** 解雇後、数年以上経過していることおよび、解雇の効力を肯定する判決が出されていることを理由とする団交拒否を不当労働行為とした救済命令が裁判所で維持された事例。一審判決も労委命令を支持して会社側の救済命令取り消し請求を棄却していた。

【判決要旨】

使用者側と労働者側との労働条件の意見の不一致について協議・決定するため団体交渉がなされるが、解雇に関する問題は労働者にとって最終的で最も重大な事項であるので、その解決方法として団体交渉ばかりでなく、苦情処理、労働委員会への提訴、裁判所への訴訟の提起等が考えられ、それが、それぞれ目的・機能を異にするものであるから、労働者がそのあらゆる手段を利用しようとするのは必然であって、その一を選択することによって他を選択し得なくなるものではない。たしかに訴訟は公正を期し得るものであり、最終的なものであるが、それは、当事者間の現在の権利関係ないし法律状態を確定することを目的とし、機能するものであるのに反し、団体交渉は労働条件等の争いを団体の団結権・争議権等の力をいし法律状態を形成しようとの目的及び機能を有するものであるから、これによって紛争の解決をはかることは労使関係にとって望ましいことであって、前者を選択したほかに、後者による解決方法をも採る意味は十分に存在するのである。

早川寛、小野隆については、控訴人主張のように長期間にわたる折衝があり、解雇の効力をめぐる問題については控訴人と深刻な対立関係にあることは十分にうかがうことができる。しかし、（証拠略）を総合すると、右両名が、前記のとおり参加人ら組合を結成し、かつ、これに加入し、参加人らからの団体交渉の申入れがなされてからは、控訴人と参加人らとの間に右解雇に関し実質的な団体交渉は何らなされていないことが認められるのであって、団体交渉の目的・機能が前記のようなものであることを考慮すると、右解雇に関する問題について訴訟による解決しか考えられず自主的交渉の余地のない行き詰り状態であるとみるのは相当でない。

以上の理由（原審判決の理由も含む。）を総合して考えるとき、早川寛、小野隆の解雇に関する問題について、団体交渉の申入れが著しく時機におくれたものとは認められず、控訴人に団体交渉に応ずべき義務が存在しないと言うことはできない。

【鈴鹿市職員事件（名古屋高判昭五八・四・二八労働判四〇八号）**】** 被控訴人は、一九四八年一二月一〇日控訴人鈴鹿市に事務員として採用され、五三年四月一日事務吏員となり、六六年一一月五日以降鈴鹿市消防本部に出向し、庶務係に勤務していた。本件は、被控訴人（一審原告）が、控訴人（一審被告）は、七〇年四月実施の職員の昇格に際し、昇格基準に関する規則上の要件を満たしている被控訴

人を、女子であることのみを唯一の理由として昇格させなかったものであると主張して、右不法行為による損害賠償として、①被控訴人は五等級一九号俸から四等級一三号俸に格付けされるべきであったので、その賃金差額三八万三七三〇円、②慰藉料一〇〇万円、③弁護士費用四〇万円の各支払いを求めたものである。一審は、右①の一部および②、③のすべてを認容した（津地判昭五五・二・二一労判三三六号）が、本判決は右請求をすべて棄却した。本判決は、「任命権者において何ら法的に合理的な理由もなく、恣意的に社会観念上著しく昇格に関する裁量権限を濫用して昇格を行わなかった場合、違法としてこれによって生じた損害賠償義務が認められる」とし、かつ、昇格に際し、「信条、性別、社会的身分等による不合理な差別や正当な職員団体活動等を理由とする不利益な取扱いをしてはならない」とする点で一審と基本的に変わるところはないが、結局、任命権者の裁量権の範囲についての両審の差異が結論を左右したとみられる。いずれにしても、女子公務員の「昇格差別」を争う本件において、訴訟の「壁」の厚いことが示された。

【判決要旨】

控訴人が昭和四五、四六年に実施した五等級職員の四等級への昇格にあたり、標準的職務内容のうち「特に高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行なう吏員の職務」に属する者の選考にあっては、一六号給以上の号給を受けている者を候補者にあげて、各自について係長や出先機関の長とおおむね同等の職務内容と責任をもって業務を処理している者あるいは係長に昇任させるにふさわしい者を指標において、その担当職務内容並びに研究心、熱意、正確性、迅速性、協調性及び企画力、指導力、判断力等の管理能力にわたって勤務成績や能力を判断するのであるが、その際に主として所属長から寄せられた資料や意見を尊重して審査することとし、まず職員課長において案件を調査し集約したうえ、これに総務部長、助役らが順次検討を加え、それらを経由して任命権者が裁量的判断をもって適任者を選考すること、また控訴人においては、右職務内容につき裁量的に定めているうえ、勤務成績や能力の実証に関する認定判断さえも任命権者の広範な裁量的判断に任せる制度をとっており、これに公務の能率の維持及び適正な運営の確保の目的に照らして裁量的判断を加えるとすれば、右昇格者選考において任命権者に対し付与せられた裁量権はかなり広範囲にわたるものといわざるをえないところ、昭和四六年四月実施の控訴人の昇格運用を全般的に見る限り、任命権者が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱しこれを濫用したと認められないこと、以上の事実が認められる。なお、昇格者数の比率上で男子と女子の間に前示格差があることをもって右認定を左右しない。

【参考資料】 (1)年度別の労働判例の概要については、秋田成就監修、八二・八三年版「重要労働判例総覧」雑誌『労働判例』特集号)、(2)労働委員会命令の概要については、中労委事務局監修「昭和五八年版　不当労働行為事件、労働争議調整事件の概況」(『中央労働時報』号外）および「労働委員会年報三六（昭和五七年版）参照。(3)『ジュリスト』(七九二号)「昭和五七年度重要判例解説」、『法律時報』「判例回顧」

VII　ILO

概要□総会と主要な会議――第六八回国際労働総会：総会の大要／社会保障権保全条約／雇用終了条約と勧告／農園条約改正／アパルトヘイト／条勧委報告／議題外決議／総会中の新加盟国／主要な会議：化学工業委員会／建設産業委員会／公務合同委員会／**中国問題**――**その他**――ブランシャール事務局長来日／結社の自由／日本でILO会議／ブランシャール事務局長三選／中谷事務局長補バンコクへ

概要

一、八二年六月の第六八回総会は、社会保障権保全条約、雇用終了条約と勧告、農園条約改正議定書を採択、条約数は一五八、勧告数は一六六となった。またポーランド、イスラエルなど政治的含みの問題で議論が紛糾し、条約勧告適用委員会報告は定足数不足で流産、議題外決議では結社の自由をめぐる論議で時間切れ審議未了となり、決議ゼロという異例の事態となった。そのためブランシャール事務局長は、総会がこのように紛糾したことを遺憾としILOは裁きの場ではなくカウンセラーなのだと注意を喚起した。日本の田中良一労働者代表（同盟書記長・ILO理事）は日本人初の副議長に選出され、その議長ぶりで「サムライ」の異名をとった。

一、総会以外の主な会議としては、化学工業委員会、米州諮問委員会、プランテーション労働委員会、教員憲章適用専門家委員会、建築土木公共事業委員会、公務合同委員会、訓練専門家会議、社会保障権保全専門家会議などがひらかれ、それぞれの分野における産業基準、地域基準が検討された。

一、中国は七一年一一月に代表権を得てから加盟国でありながらILO活動には参加していなかったが、八二年後半から参加再開の準備がすすみ、八三年六月の第六九回総会でそれまでの分担金未納

分（約三八〇〇万ドル）を免除され、常任理事国としてＩＬＯ活動への参加が一二年ぶりに実現した。

一、日本の協力による技術協力活動の一環として、八二年六～一二月に東京で、技能検定、労働者教育、賃金問題のそれぞれに関する会議、セミナーが開催された。

一、ブランシャール事務局長は、八三年一月東京でひらかれたアジア太平洋労働大臣会議に出席のため来日、政労使の首脳と会談したほか、最近における先進国の国際援助の消極的態度をとりあげて、『朝日新聞』と『アサヒ・イブニング・ニューズ』に「先進国よなぜ援助を渋る」と題する一文を寄せた。ブ事務局長はまた、八三年三月の理事会で三選され、八九年二月まで任期が延長された。

一、加盟国による条約批准数は八二年八月一〇日エジプトの船員健康検査条約批准で五〇〇〇の大台にのり、八三年五月六日現在五〇八四となった。

1　総会と主要な会議

1　第六八回国際労働総会

総会の大要　第六八回国際労働総会は、八二年六月二日から二三日までジュネーブのパレデナシオンにおいてひらかれ、一五〇の加盟国中、日本をはじめ一三八カ国から政労使三者の代表・顧問約一八〇〇人が出席した。日本からはビジティング・ミニスターとしての初村労相ほか四一人の三者構成代表団が出席した。総会の議題はつぎの八つであった。①理事会と事務局長の報告、②事業計画・予算案その他の財政問題、③条約・勧告の適用に関する情報と報告、④移民労働者の社会保障権保全、⑤使用者の発意による雇用の終了、⑥職業リハビリテーション、⑦農園条約・勧告の改正、⑧南アのアパルトヘイト。

総会では日本の田中良一労働者代表（同盟書記長・ＩＬＯ理事）が日本人初の副議長に選出された。また六月二日にはミッテラン仏大統領、一五日にはローマ法王パウロ二世が特別講演をおこなった。総会は前記の八議題を審議した結果、移民の社会保障権保全に関する条約、雇用終了に関する条約と勧告、農園条約改正の議定書を採択したほか、職業リハビリテーションに関する一次討議をおこない、南アのアパルトヘイトをめぐる諸問題も審議した。しかし、ポーランドなどの条約違反を問題とした条約勧告適用委員会の報告は、本会議で賛否の投票が定足数に達せず、不採択となった。また議題外決議を審議した委員会では、イスラエルとアラブの問題をめぐる議論が紛糾して審議未了に終わり、一つの決議も採択されないという異常な事態となった。

ミッテラン仏大統領は総会初日の二日に特別講演をおこない、つい目と鼻の先にあるフランスの元首がここに招かれるのに六三年もかかったが、ＩＬＯとの関係は深いとして、アルベール・トーマ初代事務局長、レオン・ジュオール、ポール・ラマディエら数人の名をあげ、フランスのＩＬＯへの貢献に言及した。大統領はさらに、

事務局長報告のテーマである若年者問題や南北問題にふれ、国際連帯と社会正義の必要性を強調し、一九二四年のアルベール・トーマ初代事務局長の名言「民主主義が平和のため不可欠の条件ならば、社会正義は民主主義にとって不可欠のものである」を引用して結びとした。

ローマ法王は一五日に演説し、前年の総会に出席を予定していたところ狙撃事件でそれが果たせなかった事情にふれたのち、労働の人間化、失業とくに若年者失業、社会正義のための連帯などに言及し、結社の自由については八七号条約の原則がおびやかされていると間接的にポーランド問題にふれた。

若年者問題をとりあげた事務局長報告をめぐる一般討議（いわゆる代表演説）には多くの代表・顧問が参加した。初村労相は六月七日に代表演説をおこない、世界経済の再活性化のためＩＬＯは技術革新と労働面で国際協力をすすめるべきだと指摘し、インフォメーション・センターとしてのＩＬＯの役割強化も必要だとするとともに、日本としてのＩＬＯ活動への積極的な貢献の姿勢を明らかにした。吉野衡使用者代表（日経連常任理事・ＩＬＯ理事）は一〇日に演説し、日本企業の雇用慣行の特色をとりあげて失業問題へのとりくみを述べ、ＰＩＡＣＴ（国際労働条件・労働環境改善計画）との関連で日本の安全対策の五〇年の歴史に言及したのち、基準設定活動については基準の普遍性と弾力性との関連をＩＬＯが考慮するよう求めた。

ブランシャール事務局長は二二日の本会議で回答演説をおこない、総会が労働組合権の問題で紛糾したことを遺憾とし、ＩＬＯは裁きの場ではなくカウンセラーなのだと注意を喚起した。また若年者問題については、彼らが教育、訓練、雇用、所得の最低保障を期待できるように努力し、一九八五年の国際若年者年までにそれが達成されるよう求めた。

社会保障権保全条約

社会保障権保全のための国際制度の創設に関する条約（一五七号）が採択された。この条約は欧米を中心に増加しつつある移民労働者とその家族の社会保障権の保全を目的とするもので、批准国は二国間または多国間の協定によって条約の規定を実施することになる。適用される社会保障部門は、医療、疾病、出産、廃疾、老齢、遺族、労災、失業、家族の九部とされる。この条約によって、労働者は居住地の如何をとわず社会保障の権利を保全することができるようになる。

条約は、一般規定、適用法令、取得途中の権利保全、既得権の保全と外国での給付支給、管理上の援助と被保護者への援助、雑則、経過規定と最終規定、の七部二八条にわけて規定している。この条約は賛成四〇四、反対〇、棄権二九で採択され、日本は政労使三者とも賛成した。

雇用終了条約と勧告

不当解雇から労働者を保護することを目的した使用者の発意による雇用の終了に関する条約（一五八号）とそれを補足する同名の勧告（一六六号）が採択された。条約は賛成三五六、反対九、棄権五四、勧告は賛成三七五、反対〇、棄権一六で採択され、日本は条約、勧告の双方につき三者とも賛成した。

条約は、実施方法、適用範囲、定義、一般的適用の基準（終了の妥当性、終了の手続き、提訴手続き、予告期間、解雇手当）、経済的・技術的・構造的理由の雇用終了（労働者代表との協議、当局へ

の通報)、最終規定にわけ二二条にわたり規定している。条約によると、労働者の能力や行為に関連する妥当な理由、企業運営上の妥当な理由がなければ解雇することができない。不当解雇されたと考える労働者は、公平な第三者に提訴することができる。不当解雇の挙証責任は労働者だけに負わされるのではなく、使用者または、当事者の提出した証拠につき結論をだすよう権限を与えられた機関のいずれか、もしくは両者に負わされることになる。

条約はとくにつぎのものは妥当な理由とならないと定めている。組合員たること、組合活動参加、人種、皮膚の色、性、婚姻関係、家族責任、妊娠、宗教、政治的見解、社会的出身、出産休暇中の休業。

条約を補足する勧告は、条約に定める原則を再言するほかさらに詳細に規定し、技術革新などによる人員整理の際の配慮事項として、新規採用の制限、一定期間にわたる自然減耗、部内配転、訓練と再訓練、早期退職、時間外労働規制、労働時間短縮などをあげている。新しい勧告は一九六三年の雇用終了勧告一一九号にとって代わるものとなる。

農園条約改正　一九五八年の農園条約一一〇号の第一条適用範囲を改正して、適用除外の範囲を広げるための議定書が採択された。この改正によって適用除外が可能となったものは、面積が五ha、労働者が五人をこえないものである。

アパルトヘイト　南アのアパルトヘイトに関する一九八一年総会の宣言の実施確保を目的とする報告が採択され、加盟国の政労使三者は、アパルトヘイト反対運動のためとった措置をILOに報告するよう求められた。またILOその他の国際機関や地域機関は、OAU(アフリカ統一機構)の認める解放運動、黒人労働者、南アの黒人労働組合にたいする援助を強化することを要請される。

条勧委報告　ポーランドなど数カ国における八七号条約の適用状況が総会の条約勧告適用委員会で問題となり、東西間の論議となった。委員会では全会一致で報告がまとまったものの、本会議では東欧圏とアラブ、アフリカ、中南米が棄権に回り、最終投票の結果、賛成二三〇、反対三、棄権一七三となり、賛否の合計が定足数(二四一)に八票不足し、きわどいところで報告不採択となった。

議題外決議　事前に提出されていた議題外決議案は一八あったが、類似のものは整理されて一一となり、委員会ではつぎの五つを優先審議することになった。①結社の自由、②パレスチナ人民との連帯日、③ILO総会への参加助成、④アフリカ難民への援助、⑤国際若年者年への協力。しかし第一順位の結社の自由の決議案をめぐる東西間の議論が紛糾し、結局は時間切れで審議未了となり、議題外決議はまったく採択されないことになった。

総会中の新加盟国　総会の期間中、サントーメ＝プリンシペ、ドミニカ、サンマリノの三カ国が加盟したことによりILO加盟国総数は一五〇カ国となった。サントーメ＝プリンシペは西アフリカのギニア湾にある島国で旧ポルトガル領、ドミニカはカリブ海の島国で旧英領、サンマリノは中部イタリアにある共和国。前二者は国連加盟国だったため、ILO憲章の義務の受諾によってILO加盟国となったが、サンマリノは国連加盟国ではなかったため総会の三分の二の多数決で加盟が承認された。

2　主要な会議

化学工業委員会

第九回化学工業委員会は、八二年九月二一日から三〇日までジュネーブのＩＬＯ本部でひらかれ、日本をはじめ二七カ国の政労使三者の代表・顧問が出席、①一般報告、②訓練、③労使関係の三議題を審議、②③のそれぞれに関する結論のほか、自由独立の組合活動、労働衛生などに関する四決議を採択した。

【訓　練】

化学工業は他のほとんどすべての産業と密接に関連しているので、職業訓練、向上訓練がとりわけ重要である。したがってＩＬＯは、化学工業における訓練の発展を重視し、訓練に関する経験、調査、教材、技法に関する情報センターとして役立つよう努力すべきである。化学工場は潜在的な危険をもつものであり、機械、設備の操作、保守などには慎重な態度が必要なので、職場で訓練するよりは訓練センターでの訓練の方が安全かつ経済的である場合が多い。また化学物質や技法は日新月歩であるため、常に変化を把握して訓練に反映する必要がある。そこで指導員訓練を優先しなければならない。

【労使関係】

各国の労使団体は、団体交渉を通じて公正な雇用条件を確保するためあらゆる努力を払うべきである。ＩＬＯ条約に定められた団体交渉の原則は関係当事者のガイドラインとなるものであり、政府は結社の自由に関するＩＬＯ基準の安全適用を計るため努力し、自由で独立した代表的な労使団体がそれを利用できるようにしなければならない。使用者は労働者代表に対して誠実に交渉上必要な情報を提供し、政府は労使間の交渉に介入することなくアドバイザーの役割を果すべきである。労働者の決定参加は通常労使関係改善に役立ちうるので、その促進が計られるべきだが、それが団体交渉にとって代わるようなことがあってはならない。

【その他の決議】

労働衛生――医学上の調査が進んで有毒な化学物質の危険が認識されてきたので、ＩＬＯは労働衛生の分野における活動を強化し、危険物質にさらされる限度の設定、モニタリングなどのため努力すべきである。

次期会合の議題――近年増加しつつある交代制勤務と新技術が労働者の安全衛生に与える影響をとりあげるよう求める。

自由独立の組合活動――自由で独立した化学工業労働組合の存在の重要性を再確認し、結社の自由、団結権、団交権に関するＩＬＯ条約（八七号と九八号）を各国政府が速やかに批准、適用することを求める。

建設産業委員会

第一〇回建築土木公共事業委員会は、八三年四月一二日から二一日までジュネーブのＩＬＯ本部でひらかれ、日本など二九カ国の政労使三者の代表・顧問が出席、①一般報告、②労働条件、③管理者訓練、の三議題を審議、②③のそれぞれに関する結論を採択した。

【労働条件】

建設業には臨時性、移動性、天候依存性、作業を中断されやすい事情など固有の条件があるので、労働時間短縮はこうした事情を考慮しておこなわれるべきだが、過度の長時間労働は労働者にとって危険であり、その家族や社会生活にも影響を与え、生産にもひびいてくる。労働時間、休憩、休日その他の労働時間編成は、労使間の交渉によって改善することができる。僻地の作業現場や飯場の場合には福祉の面で特別の対策が必要である。安全衛生については危険を最低限とするため政労使の三者が協議し、国内法令でこれを定める。職業訓練には安全衛生に関する事項を含むべきだが、それがない場合には使用者が採用後の訓練でこれをおこなうべきである。

【管理者訓練】

建築土木公共事業は設備投資の基礎をなすもので重要度が高い。また複合した技術、資材、技能がかかわっており、労働集約的で潜在的危険が多い。したがって安全と労働条件改善のため管理者訓練が必要であり、他産業と異なるとりくみが必要になる。建設業で十分な管理がおこなわれれば、顧客である政府機関と民間企業だけでなく建設企業、現場管理者、労働者のすべての利益につながるので、これらのすべてに対して訓練を実施する必要がある。労使団体の存在と承認はそのために重要な役割を果たす。管理者訓練の実施に当たっては、労使関係の重要性と安全福祉に関する事項を重視しなければならない。

【その他の決議】

委員会はこのほか、雇用拡大緊急対策、団体交渉、下請契約などに関する決議を採択した。

公務合同委員会　第三回公務合同委員会は、八三年五月三日から一一日までジュネーブのＩＬＯ本部でひらかれ、政府側、労働者側各二〇人、計四〇人の委員が出席（日本は政労双方の委員）、①一般報告、②公務の採用、訓練、③公務の技術進歩、の三議題を審議して議題に関連する三つの結論のほか二決議を採択した。

【婦人の地位向上】

多くの国で公務における労働力の相当な部分を婦人が占めており、婦人の雇用増は男子のそれを上回る。しかし婦人の大半は一時的な非常勤かパートタイムであり、管理監督レベルでは数少ない。婦人に不利な不均衡があるようなところでは事態改善が必要になり、その際ＩＬＯの関連基準である同一報酬条約、差別待遇条約、家庭責任労働者条約などがモデルになる。家庭責任をもつ婦人の場合はパートタイムが多くなるが、その場合フルタイムの労働者と同じ労働・雇用条件が提供されるべきである。訓練、再訓練についても性別に関係なく平等の機会が与えられるべきであり、昇進の可能性を高めるための配慮も必要である。

【技術進歩の影響】

目下進行中の新技術導入は大きな省力化の可能性をもっており、今後はオフィス・オートメーションが婦人の職場をうばうおそれもある。政府はこのような新技術の導入が関係労働者に与える悪影響を少なくするため積極的な措置をとるべきである。労働者代表は、技術変化の計画、実施において協議、交渉または団体交渉の権利をもつべきである。参加、協議、交渉の方法と手続きは、政府と労働者代表または労働者団体との間で合意すべきである。新技術導入は安全衛生に悪影響を与えるおそれがあるので、安全で健康的な作業環境が提供されねばならない。新技術との関連ではこのほか、採用、訓練、再訓練、キャリア、昇進手続きなどを含む総合的な人事政策の策定が必要になる。

【採用、訓練】

公務における雇用は、性、婚姻上の地位、宗教、労働組合加盟、政治またはイデオロギー上の信念などを根拠とする差別なくすべての者に開放されるべきである。職業訓練の基本目的の一つは、効果的に仕事をするのに必要な知識を職員に与えることにあるから、使用者はできるだけ完全な職業訓練を提供すべきである。訓練計画は公務における労働者の権利、義務および労使関係に関するコースを含み、訓練コース中に労働組合代表が講師となることを可能にすべきである。このような訓練は労使関係改善に役立ち、業務の良好な編成と運用に職員が寄与することを可能にする。職員は雇用の当初から退職年齢にいたる最終段階までの正当な昇進の展望を保障されるというキャリア制度の基礎となる基本原則が保持されるべきである。既存の職員の正当なキャリアの展望をそこなわないように横断的採用を阻止すべきである。あらゆる昇進のケースにおいて、職員は労働組合代表もしくはその他の労働者代表が参加する公平な機関に対して異議申立ての権利をもつべきである。

【その他の決議】

公務労組の権利――加盟国政府に対して公務労働関係条約（一五一号）その他の労働組合権に関する条約の批准、適用を求める。公務職員の労働組合の権利に関するＩＬＯ基準の実施状況報告を早い機会に総会に提出するよう求める。

今後のＩＬＯ活動――次期委員会で、賃金と雇用条件の決定に関する協

議、交渉、ならびに社会保障の問題を議題とすること。早い機会に「公務の懲戒規定と手続き」を議題として国際文書を採択すること。

2 中国問題

中国は一九一九年のＩＬＯ創立以来の加盟国だが、現政府は七一年一一月にＩＬＯで代表権を得てから一〇年余りＩＬＯ諸会議などの活動に参加していなかった。ブランシャールＩＬＯ事務局長は八〇年一〇月に訪中して以来、公式、非公式に中国の早期参加につき話し合いをすすめていたところ、八二年八月中国政府は、八三年六月のＩＬＯ総会からＩＬＯ活動への参加を再開する意向を明らかにした。これをうけて八二年一一月の第二二一回ＩＬＯ理事会は、中国を常任理事国とし、これまでの分担金未納分を免除する手続きをとることをきめ、参加再開への道をひらいた。

八三年六月の第六九回ＩＬＯ総会は、分担金未納分（約三八〇〇万ドル）を免除する決議を採択し、その直後、趙労相ほか二七人の三者構成代表団が席につき、一二年ぶりにＩＬＯ活動への再開が実現した。趙労相はこの決定に謝意を表明してつぎのように述べた。

「中国は目下のところ経済面でもおくれており生活水準も低いが、独立自尊の原則にもとづいて近代化をすすめ、労働関係法制の整備につとめている。そこで現行のＩＬＯ条約を検討し、それについてどのような決定を下すかが問題になるので、ＩＬＯの協力を求めたい。世界経済は今なお深刻な状況にあり、南北間に不均衡な現行の国際経済関係の代わりに、南北間の平等を基礎とする新しい国際経済秩序を確立することが急務である。そのため南北対話だけでなく南南対話が必要であり、この点につきＩＬＯの一そうの努力を期待する」。

また労使代表もそれぞれつぎのように述べた。

陳労働者代表「緊張と混乱の国際情勢は世界の平和と安定をおびやかし、低成長、インフレ、失業などのため第三世界の労働者はとりわけ困難な状況にある。われわれは世界平和を守り、正当で合理的な新国際経済秩序を確立し、社会進歩を促進するため戦わねばならない。これは社会正義の促進、世界平和の確立というＩＬＯ憲章の目的と一致するものであり、ＩＬＯは当然この分野で役割を果たしうる。中国ではここ四年間に実質賃金は一五％上昇し、三二〇〇万の雇用が創出され、雇用関係にある者の数は一億一〇〇〇万人となった。中国の労働者は近代的社会主義国建設のため努力しており、独立、平等、不干渉の原則に立って今後とも諸外国の労働者と友好を発展させていく」。

沙使用者代表「八一年末現在、中国の工業企業は三八万あり、生産高でみると国営が七八・三％、集団経営が二一％、自営などが〇・六％である。商業企業は二〇〇万をこえ取扱高でみると国営八七・七％、集団経営一〇・九％、自営など一・四％となっている。目下政府の指導下に企業再編が進行中である。企業には従業員代表制があって、主要事項は従業員代表大会の議をへて決定される。たとえば企業長、工場長、部課長などはこの大会で選出され、企業は

民主的に運営される。中国企業は対外的に門戸を開放し、各種の経済協力や技術交流をすすめており、今後も海外の企業が専門家を中国に派遣し、助言してくれることを歓迎する」。

中国は現在三七のＩＬＯ条約を批准しているが、このうち一四は中華人民共和国誕生（四九年一〇月一日）以前のもの、また残りの二三はその後代表権交代（七一年一一月一六日）までのものである。

3　その他

ブランシャール事務局長来日

ブランシャールＩＬＯ事務局長は、八三年一月一七日から一九日まで東京でひらかれた第九回アジア太平洋労働大臣会議に出席のため来日、一七日の開会と一九日の閉会の際にはＩＬＯ代表としてあいさつした。また一九日のアジア労相と国際自由労連アジア地域組織（ＩＣＦＴＵ・ＡＲＯ）代表との会議にも出席した。この間ブランシャール事務局長は大野労相はじめ政労使首脳とも会談し、一月二一日に離日した。

ブランシャール事務局長はまた、国際機関による技術協力の重要性を指摘して「先進国よなぜ援助を渋る」と題する一文を、一月一八日付『朝日新聞』、一月二五日付『アサヒ・イブニング・ニューズ』に寄せた。

南の途上国は、人口増加と大量失業で貧困層がふえ、今世紀末までに一〇億人分の仕事を生みださねばならぬのに、豊かな北の世界は悩み多き自分たちの問題にかまけて、こうした南の問題に目をむけていない。地球上で最も貧しい国々を抱えるアジア太平洋の労働大臣が最も豊かな首都の一つ東京で、一七日から三日間の会議を開いている。豊かな世界と貧しい世界との相互の結びつきを象徴する会議である。だが現在、欧米も日本も富める世界では人々が次第に共通の責任を回避しようとしている。先進諸国はＧＮＰの〇・七％というＯＤＡ（政府開発援助）の目標をいまだ達成していない。各種の保護主義は第三世界の輸出をおびやかし、インフレの高波が途上国の輸入向け支出を急騰させている。

私が最も懸念していることは、国際機関を通す技術協力の原資削減である。ＵＮＤＰ（国連開発計画）の原資をみると、一九八〇年には六七億一四〇〇万ドルだったものが八一年には五一億二四〇〇万ドルにへり今や二七億七〇〇〇万ドルに激減しようとしている。これでは二年前の五五％の仕事しかできないではないか。

北（先進諸国）のわれわれは、途上国の産物に市場を提供すればひいては彼らが北から商品を購入するのに必要な外貨が稼げることを忘れてはいまいか。われわれに不可欠な資源提供国の安定と平和にとって戦略的なニーズに、なぜ注意を払おうとしないのか。なぜ先進国は国際機関の基金への任意拠出を渋るのだろう。ただ不況だからという近視眼的な見方によるだけのものだろうか。途上国での援助の使われ方に対して幻滅感があるからだろうか。それともわれわれは、財源の先細りもあって技術援助や国連の役割に根本から失望してしまい、ある種の岐路に立っているのだろうか。

第二次大戦後の技術援助では、初期は技術移転が強調され外国人の専門家が現地に滞在し援助活動をおこなった。当時は工業化社会との格差縮小が念頭におかれ、提供援助も第三世界を先進国の姿に装わせようとするものだった。しかし七〇年代に入ってからは、新興独立国が自国の資源を活用して自前の方策を求めるようになり、その国の当局と国際専門家の共同

努力による技術協力に移行した。そして重点も、工業化や技術移転から貧困追放、農村開発、雇用創出、人的資源開発へと変ってきた。

国際機関による技術援助にはとかくの批判がある。国際協力で多くの費用を投じ自動車修理工養成の訓練校を作っても、卒業生が公務員になってしまうなど、そうした例である。また技術援助は資本援助と関連するので、その辺の配慮も問題になる。ＩＬＯは長年活動を続けているが、人間のやることには成功もあれば失敗もあることを承知しており、援助が受益国の文化、特色、目的にかなうよう努めている。各国政府がＩＬＯの「国際援助の実施機関」としての役割に信頼を寄せていることは、良き兆候である。二国間援助と国際援助を一そう関連させ、的確な援助を提供し、国際機関に蓄積された知識と技術の活用をはかることも重要である。

豊かな国と貧しい国のはざまに立つこのＩＬＯという国際機関の不十分さや欠点を、われわれは十分に承知している。われわれはまた、もしもＩＬＯが存在しなければ状況はもっと悪化し、こうした機関を新たに創設せねばならないことも知っている。」

結社の自由

日本の官公部門労組は、八二年八月に仲裁裁定の完全実施を求めて、また同年一〇月には人事院勧告の凍結に反対してその完全実施を求め、ＩＬＯに提訴した。前者は一一五一号案件として、後者は一一六五号案件としてそれぞれＩＬＯ理事会の結社の自由委員会において審査され、前者は同年一一月の第二二一回理事会、後者は八三年三月の第二二二回理事会において、それぞれ一応の結論をみるにいたった。

仲裁裁定の案件は国内的にも解決の方向で問題が処理されたが、人事院勧告は凍結が解除されず、結社の自由委員会でも議論が紛糾し、最終的につぎのような勧告が出されるにいたった。

【結社の自由委員会の勧告】

（結社の自由）委員会は、本件のように、不可欠な業務または公務において団体交渉権またはストライキ権のような基本的権利が禁止されまたは制限の対象となる場合には、その利益を守るための必須の手段をこのようにして奪われている労働者の利益を十分に保護するため、迅速かつ公平な調停および仲裁の手続きのような適切な保障が確保されるべきであり、その手続きにおいては、当事者があらゆる段階に参画することができ、かつ、裁定が一旦下されたときには完全かつ迅速に実施されるべきであるとの原則を想起する。

委員会は、政府が人事院勧告を尊重するとの基本方針を堅持し、かつ、将来においては人事院勧告を尊重するよう最善をつくす意向であるとの政府の保証に留意する。

委員会は、一九八二年において人事院勧告が実施されなかったことを遺憾とし、今後の人事院勧告が完全かつ迅速に実施され、団体交渉に関する労働組合権およびストライキ権に対し課された制限の代償措置を関係公務員に確保するようにとの強い希望を表明する。

他方、八三年三月ジュネーブでひらかれた条約勧告適用専門家委員会は、結社の自由、団結権、団交権に関するＩＬＯ条約八七号、九八号の実施状況を総合調査し、日本については消防職員、管理監督職、過酷な処分などに関して問題点を指摘し、仲裁裁定と人事院勧告に関しては理事会の結社の自由委員会で勧告された原則に政府の注意を再度喚起した。また平和的ストライキの場合に投獄という処罰を課すべきではないと考える、という従来なかった一項が入っていることは注目される。これらの内容をもつ専門家委員会報告は八三年六月の第六九回総会に提出されて審議の対象となり、日本問題に関しては、条約と国内法令との相違を解消するため政労間の建設的対話をつづけることが要望された。

日本でＩＬＯ会議

日本政府、労働四団体などの協力を得て、三つの会議、セミナーが東京で開催された。

〔ラジオＴＶ技能検定準備会議〕　ＡＰＳＤＥＰ（アジア太平洋技能開

発計画）は労働省の協力で八二年六月一四日から二七日まで東京で「ラジオTV技能検定基準作成準備会議」を開催した。この会議には、日本、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイから専門家が参加し、ラジオTV技能検定基準案を作成した。APSDEPはアジア太平洋諸国間の相互協力により、技能開発を進めて経済社会開発を促進するためILOが設立したものである。

〔労働者教育セミナー〕　労働四団体の協力で「労働組合、労使関係生産性に関する労働者教育セミナー」が八二年一〇月一三日から二六日まで東京でひらかれ、アジア太平洋一四ヵ国二四人の労働組合指導者が出席した。セミナーでは、生産性向上の要因、企業と従業員の関係、労働者教育における労働組合の役割などについて意見交換がおこなわれたほか、自動車、機械、電気通信などの企業訪問や現場の労使との討論もおこなわれた。

〔ASEAN賃金セミナー〕　労働省の協力で八二年一二月六日から一〇日まで東京でひらかれ、ASEAN五ヵ国から政労使の代表が参加、ILOが日本の援助でおこなったASEAN諸国の間接賃金調査や参加者の国別報告をめぐる意見交換や、自動車工場見学がおこなわれた。

人　事

〔ブランジャール事務局長三選〕　八三年三月ジュネーブでひらかれた第二二二回理事会で、フランシス・ブランシャール事務局長（仏人）が賛成四六、反対〇、棄権八、白票一という圧倒的多数で三選された。ブランシャール事務局長の任期は八四年二月二六日まで残っていたので、三選の結果その後さらに五年間（八九年二月二六日まで）事務局長をつとめることになる。

〔中谷事務局長補バンコクへ〕　八三年四月一日付で事務局長補に任命された中谷滋氏（中央職業能力開発協会常務理事）は同日バンコクのILOアジア太平洋地域事務所に赴任した。日本人として大野雄二郎、高橋展子、吉村一雄の三氏につぎ四人目の事務局長補となった中谷氏は、アジア太平洋地域内のILO活動について責任を負う。

中谷氏は昭和二年東京に生まれ、労働省審議官、統計調査部長などを歴任したのち中央職業能力開発協会常務理事となった。ILO関係では、総会、理事会、アジア地域会議に政府を代表して何回となく出席した。

【参考資料】(1)ILO東京支局『ニュースレター』、『ILOニュース』、(2)日本ILO協会『世界の労働』、(3)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(4)日経連『日経連タイムス』、(5)PTTI東京事務所『PTTIニュース』、(6)ILO（英文）『プレス』、『インフォメーション』

（オブ加盟）全電線，電通労連

218　全国労働組合総連合（総連合）　146万6455

1979年3月9日結成

役員（1981年11月11日・第4回総会選出）

議長　竪山利文（電機労連），　議長代行　小方鉄蔵（全機金），　副議長　岡村恵（食品労連）河合明博(新化学）田島良治(生保労連）池田明和(京滋地連)，事務局長　藁科満治(電機労連）

加盟組合（17組合，オブ加盟2組合）

中立労連傘下10単産，新産別傘下5単産，全国自労，全新潟，（オブザーバー加盟）電通労連，日立金属労組

219　全日本民間労働組合協議会（全民労協）

484万2741

1982年12月14日結成　「全民労協ニュース」逐次刊「全民労協・政策資料」逐次刊

役員（1982年12月14日・結成総会選出）

議長　竪山利文（電機労連），　副議長　浅野総一郎（全金同盟），塩路一郎（自動車総連），鈴木健勝（商業労連），田渕勲二（全日通），中村卓彦（鉄鋼労連），前川忠夫（全機金），事務局長　山田精吾（ゼンセン同盟）

加盟組合（54組合）

金炭鉱，非鉄金属労連，資源労連，鉄鋼労連，全金同盟，全機金，電機労連，全電線，造船重機労連，自動車総連，合化労連，全化同盟，新化学，全日本ゴム労連，紙パ総連合,石油同盟，全石油，全国ガス，全国セメント，全窯連，ゼンセン同盟，全食品同盟，食品労連,電通労連，建設同盟，全国自労，生保労連，相銀全労，電力総連，交通労連，運輸労連，全日通,新運転，海員組合，日本港湾，航空同盟，商業労連，基金労組，一般同盟，凸版労組，新産別京滋，全国金属，紙パ労連，繊維労連，日放労,全電力，私鉄総連，全自交労連，全海連，全民労,炭労，全造船機械，ホテル労連，全国自労（広島）

220　公益産業民間労働組合連絡会（公益民労）

70万5984

1983年4月21日結成

役員　選出せず

連絡責任者　岩田哲哉（電力総連）

加盟組合（8組合）

全国ガス，日放労，電力総連，全電力，私鉄総連，運輸労連，交通労連，航空同盟

委員長　喜屋武秀行（総合），副委員長　源河朝善（法務），書記長　仲原克三（法務）

【そ の 他】

209　総評全国一般労働組合(全国一般)　12万8424

1955年7月25日結成　「総評全国一般」月刊

役員（1982年8月2日・第32回大会一部改選）

委員長　森下貞雄（兵庫），副委員長　安田修三（富山），佐野明（本部）宮崎好一（愛媛），書記長　松井保彦（東京）

210　全国一般労働組合同盟(一般同盟)　11万6946

1966年2月27日結成　「一般同盟ニュース」月刊

役員（1982年2月16日・第17回大会改選）

会長　前川一男（本部），副会長　椎原国重(大阪）後藤恭利（愛知）黒岩文男（東京），書記長　佐藤伝（本部）

211　全国農業協同組合労働組合連合会
(全農協労連)　9万4151

1956年3月18日結成　「全農協労連」半月刊，「月刊労農のなかま」月刊

役員（1983年7月22日・第45回大会改選）

委員長　後藤英雄（岩手），副委員長　吉田弘和（富山），中村昭三（宮城），書記長　大橋豊吉（北海道）

212　全国生協労働組合連合会（生協労連）
1万6572

1968年9月8日結成　「生協のなかま」月刊，「季刊生協労連」季刊

役員（1983年8月25日・第16回大会改選）

委員長　北村佳三（京都），副委員長　大西憲慈（灘神戸）橘健三（共立社）五十嵐康二（本部），書記長　鈴木彰（本部）

213　全国山林労働組合（全山労）　公称5485

1972年9月2日結成　「全山労」月刊

役員（1982年10月1日・第11回大会改選）

委員長　鈴木政勝（北海道），副委員長　嶋原進（和歌山）山岡栄喜（高知），書記長　森尾茂光（奈良）

214　全国競走労働組合（全競労）　4万3638

1962年10月27日結成　「全競労」季刊

役員（1981年8月26日・第21回大会改選）

委員長　田畑清子（京都），副委員長　鈴木フジ子（湘南）高田美佐子（多摩川）他3名，書記長　多賀名愛子（神奈川）

【協議会，共闘組織】

215　多国籍企業問題対策労組連絡会議
(多国籍労組会議)　公称302万9221

1973年7月16日結成　「ニュース多国籍労組会議」月刊

役員（1982年12月13日・第10回拡大幹事会改選）

代表幹事　塩路一郎　宮田義二　竪山利文　中村卓彦，金杉秀信（IMF・JC）宇佐美忠信（ゼンセン同盟）　立花銀三（合化労連）田中良一（全化同盟）鈴木健勝（商業労連）

加盟組合（3協議会，11組合）

IMF・JC，IUF・JCC，電機労連，自動車総連，鉄鋼労連，造船重機労連，全金同盟，全機金，ゼンセン同盟，合化労連，全化同盟，商業労連，全日本ゴム労連，外資系労組連絡会議

216　統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）
公称150万

1974年12月結成　「統一労組懇」月刊，「統一労組懇ニュース」逐次刊

役員（1983年8月1日・1983年度年次総会）

代表委員　金子毅（日高教），後藤英雄（全農協労連），猿橋真（大阪統一労組懇），中西五洲（建設一般全日自労），内山昂（国公労連），引間博愛（運輸一般），松原新三郎(東京統一労組懇），松本道広（日本医労協），三浦利男（自交総連）遠藤泰三（全動労）岸本直美（婦人連絡会），事務局長　春山明（国公労連）

加盟組合

日本医労協，国公労連，自交総連，全動労，日高教，建設一般全日自労，全農協労連，地銀連，運輸一般，他

217　政策推進労組会議（政推会議）　公称500万

1976年10月7日結成

役員（1982年10月15日・第7回総会選出）

代表世話人　橋本孝一郎（電力労連）竪山利文（電機労連），運営委員　中村卓彦（鉄鋼労連）立花銀三（合化労連）宇佐美忠信（ゼンセン同盟）塩路一郎（自動車総連）斎藤健次郎（全機金）金杉秀信（造船重機労連）浅野総一郎（全金同盟）田中良一（全化同盟），事務局長　山田精吾（ゼンセン同盟）

加盟組合（26組合，5協議会オブ加盟2組合）

電機労連，自動車総連，ゼンセン同盟，全金同盟，鉄鋼労連，造船重機労連，全日海，電力総連，合化労連，全化同盟，商業労連，全日本ゴム労連，全機金，全石油，全国ガス，新化学，交通労連，食品労連，全食品同盟，紙パ総連合，一般同盟，資源労連，相銀全労，建設同盟，全窯連，航空同盟，全国民労協，全国アロイ労協，金属家具労協，車輌労協，チェーン労協

委員長　橋野国夫（職員局），副委員長　大谷登（関東）久保田昌宏（管理局）水本博孝（任用局），書記長　森崎三津男（給与局）

195　経済企画庁職員労働組合（経企労）　240

1948年1月17日結成　「せんく」不定期刊

役員（1979年12月13日・第36回大会改選）

委員長　広川健司（物価），副委員長　杉田伸樹（物価），書記長　佐野武之（経済研究所）

196　国会職員組合連合会（国会職連）　公称3200

1959年10月22日結成　「国会職連」不定期刊

役員（1983年9月13日・第25回大会改選）

委員長　丸山弘（衆議院），副委員長　佐藤勇（参議院）山本秀男（図書館），事務局長　朝妻正彦（図書館）

197　総理府労働組合連合会（総理府労連）　1422

1982年2月28日結成　「総理府労連」月刊

役員（1982年9月12日・第23回大会改選）

委員長　矢島俊良（統計局），副委員長　石垣照夫（公取），書記長　寺田重信（恩給局）

198　総理府統計局労働組合（統計労組）　1017

1962年5月21日結成　「統計労組」年2回刊

役員（1982年11月20日・第21回大会改選）

委員長　長谷川啓義，副委員長　高木豊明，田中伸明，書記長　吉越栄子

199　全行政管理庁職員組合（全行管）　856

1968年1月20日結成　「全行管」季刊

役員（1982年9月3日・第18回大会改選）

委員長　山崎信博（行監），副委員長　古池律雄（行監）森下章（和歌山），書記長　野村光好（行監）

200　地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労）　公称203万7000

1951年10月2日結成　「地公労情報」不定期刊

役員（1982年10月4日・第23回総会改選）

議長　待鳥恵（日教組），副議長　内木場忠巳（都市交）河村弘（全水道）相場実（日高教）阿南一七（都労連），事務局長　若林清太郎（自治労）

加盟組合（6組合）

自治労，日教組，都市交，全水道，日高教（一ツ橋），都労連

201　全日本自治団体労働組合（自治労）　127万6432

1954年1月29日結成　「自治労」旬刊，「自治労通信」半月刊，「自治労賃金資料」不定期刊，「カベシンブン」旬刊

役員（1981年8月29日・第40回大会補選）

委員長　丸山康雄（全道庁），副委員長　仲吉良新（沖縄県本部）若林清太郎（京都市職）藤井照生（横須賀市職），書記長　真柄栄吉（新潟県職）

202　全国自治団体労働組合連合（自治労連）　7173

1970年4月1日結成　「自治労連」月刊

役員（1983年5月27日・第14回大会改選）

委員長　島田道登（熊本市第一職労），副委員長　岩太郎（台東区役所）甲斐豪（釧路市職）上田克（全公営）松下宗行（下関市職），書記長　中島与四郎（本部）

203　全日本水道労働組合（全水道）　3万8426

1961年3月1日結成　「全水道」（新聞）半月刊，「全水道」（雑誌）不定期刊

役員（1982年7月22日・第33回大会改選）

委員長　加藤豊（広島），副委員長　河村弘（大阪），書記長　斎藤親仁（東京）

204　東京都労働組合連合会（都労連）　公称20万

1946年6月8日結成　「都労連新聞」半月刊

役員（1980年7月11日・第34回大会改選）

委員長　宮部民夫（都職労），副委員長　鹿山秀佳（都教組）松永竜成（東交）高田礼二（都高教），書記長　阿南一七（東水労）

205　政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協）　4万0061

1960年11月2日結成　「政労協」旬刊，「政労協調査時報」不定期刊

役員（1983年7月23日・第51回大会改選）

議長　滝沢幸一（全基労），副議長　渡辺信久（日航製労）遠藤洋一（退共労）伊藤正文（鉄公労），事務局長　西田龍正（情セン労）

加盟組合（69組合）

道公労，日住労，全総訓，ＤＳ労，水資労，首高労他63組合

206　社会保険診療報酬支払基金労働組合（基金労組）　5203

1964年5月1日結成　「うずしお」旬刊

役員（1982年3月26日・第20回大会改選）

委員長　長谷部正章（本部），副委員長　岩堤武（愛知），書記長　村越新作（本部）

207　全駐留軍労働組合（全駐労）　1万3965

1946年9月1日結成　「全駐労」不定期刊

役員（1983年7月17日・第38回大会改選）

委員長　及川陽（本部），副委員長　高木光雄（神奈川）松永角十（東京）神山操（沖縄），書記長　坂西栄蔵（本部）

208　沖縄国家公務員労働組合（沖縄国公労）　1913

1972年10月3日結成　「沖縄国公労」旬刊

役員（1982年10月2日・第17回大会改選）

(旭川)，書記長　岩村寛司（長野）

178　**日本林業労働組合**（日林労）　9140

1959年12月5日結成　「日林労新聞」旬刊

役員（1981年10月23日・第23回大会改選）

委員長　宇南山敏(本部)，副委員長　高畑次穂(本部)，書記長　内山啓一(本部)

179　**全建設省労働組合**（全建労）　8402

1949年7月9日結成　「全建労」旬刊

役員（1983年8月22日・第39回大会改選）

委員長　荒川昌男（東北），副委員長　山本守保（東海）庄司忠雄（東北）萩原有治（関東）佐々田修（中国）伊藤善和（北陸）西田祥文（東京），書記長　坂内亮（関東）

180　**建設省職員組合**（建職組）　公称5200

1970年6月1日結成　「建職組新聞」旬刊

役員（1979年6月24日・第10回大会改選）

委員長　柴山年氐（近畿），副委員長　浅野自由（東北），書記長　伊藤宣清（東北）

181　**全労働省労働組合**（全労働）　1万9781

1958年7月27日結成　「全労働」週刊，「資料全労働」不定期刊

役員（1983年9月22日・第26回大会改選）

委員長　原田純郎（本部），副委員長　福田幸雄（本部）加納巌（長野），書記長　藤田忠弘（本部）

182　**全司法労働組合**（全司法）　1万4885

1947年1月25日結成　「全司法新聞」週刊

役員（1983年7月30日・第39回大会改選）

委員長　有村一己（東地裁），副委員長　斉藤和雄（宮城），書記長　武藤敬一（静岡）

183　**全商工労働組合**（全商工）　9705

1948年7月22日結成　「全商工新聞」週刊

役員（1983年9月23日・第47回大会改選）

委員長　川島威（本部），副委員長　野村康秀（本省）須藤徹也（筑波），書記長　中者輝治（東海北陸）

184　**全法務労働組合**（全法務）　1万0454

1947年12月1日結成　「全法務新聞」月刊

役員（1983年9月16日・第38回大会改選）

委員長　寺田龍也（東京），副委員長　松江清史（宮崎）桂田正孝（京都），書記長　大健段司（大阪）

185　**全北海道開発局労働組合**(全開発)　1万1936

1951年8月22日結成　「月刊全開発」月刊

役員（1983年9月25日・第56回大会改選）

委員長　直田政二（函館），副委員長　河合洋（函館）二本柳幹雄（釧路），書記長　藤原仲之（室蘭）

186　**全運輸省労働組合**（全運輸）　1万0500

1962年6月26日結成　「全運輸」月刊

役員（1983年9月16日・第22回大会改選）

委員長　天野和治（中国陸運），副委員長　杉山紘（関東海運）田中茂富（近畿陸運）城戸克人（新潟海運）藤本博毅（羽田航空），書記長　松井孝治（近畿陸運）

187　**運輸省全港湾建設労働組合**（全港建）　2599

1949年7月9日結成　「全港建」旬刊

役員（1982年9月18日・第37回大会改選）

委員長　高島三郎（酒田港），副委員長　松末誠一（神戸港）平幸次（第一港湾），書記長　尾坐巧（第四港湾）

188　**全気象労働組合**（全気象）　481

1957年10月14日結成　「全気象」旬刊

役員（1983年9月28日・第27回大会改選）

委員長　野沢実（関中），副委員長　明石秀平（東京）丸山栄樹（関中），書記長　大西健二郎（関西）

189　**全厚生職員労働組合**（全厚生）　3436

1946年4月21日結成　「全厚生」旬刊

役員（1982年9月15日・第46回大会改選）

委員長　大倉修二(関中)，副委員長　尾崎金三郎（岡崎社会保険）小野寺満夫（統計情報部）書記長　伊東雅夫（本省）

190　**全電波労働組合**（全電波）　2205

1951年3月16日結成　「全電波」週刊

役員（1982年9月18日・第33回大会改選）

委員長　栗田昭二（本省），副委員長　冨永守（関東）小野智久（近畿），書記長　横山忠男（関東）

191　**文部職員労働組合**（文労）　1114

1946年10月30日結成　「文労」不定期刊

役員（1983年7月31日・第38回大会改選）

委員長　小島敏行（本省），副委員長　大石博昭（国文学研），書記長　安達直哉（本省）

192　**会計検査院職員労働組合**（会検労）　1050

1946年4月結成　「会検労」不定期刊

役員（1980年3月30日・80年度大会改選）

委員長　大野尚三(上席二部門)，副委員長　矢島伸一（上席科学）福田常司（建設三課），事務局長　市川啓次郎（上席建設）

193　**総理府恩給局職員組合**（恩給職組）公称355

1954年11月18日結成　「恩給職組」不定期刊

役員（1980年11月18日・第35回大会改選）

委員長　竹島治男，副委員長　志田吉男　小谷田吉男，書記長　河野進

194　**人事院職員組合**（人職）　300

1948年12月11日結成　「人職ウィークリー」週刊

役員（1982年3月25日・第39回大会改選）

組，建職労，新建労

164　全大蔵関係労働組合連絡協議会（全大蔵労連）　公称8万5672

1976年11月2日結成「大蔵統一懇」不定期刊

役員（1982年11月6日・第7回総会選出）

会長　清水卯一（全印刷），副会長　小泉泰則（税関労連）江代貞夫（大蔵職組）牧内研二（全専売）丹羽康雄（国税大阪）若木恭彦（国税会議），事務局長　白津吉英（国税会議）

加盟組合（3組合）

大蔵連盟，大蔵協議会，国税大阪

165　大蔵労働組合協議会（大蔵協議会）　公称4万6930

1965年8月16日結成　「大蔵協議会ニュース」不定期刊

役員（1983年9月24日・第19回幹事会改選）

議長　牧内研二（全専売），副議長　清水卯一（全印刷），渡辺春夫（大蔵職組）大木洋（国税中国）三沢澄男（全財務），事務局長　荒川洋一（大蔵職組）

加盟組合（6組合）

全専売，全印刷，全財務，国税中国，大蔵職組，全造幣

166　大蔵省公務員連盟（大蔵連盟）公称3万3605

1969年10月23日結成「大蔵連盟」不定期刊

役員（1981年11月7日・第13回評議員会改選）

会長　小泉泰則（税関労連），副会長　板倉道俊（国税会議）宮河良一（税関労連），事務局長　山本哲三（国税会議）

167　全国税労働組合（全国税）　1660

1950年1月25日結成「全国税」旬刊

役員（1983年8月28日・第41回大会改選）

委員長　吉本貢（東京西），副委員長　永沢晃（神奈川）金子哲人（新潟）井ノ上繁利（東京東）藤村俊也（東大阪）西田一雄（東京西），書記長　加々美勝（兵庫）

168　国税労働組合全国会議（国税会議）　2万8087

1962年10月29日結成「国税会議」旬刊

役員（1982年10月10日・第21回大会改選）

議長　若木恭彦（国税労組）副議長　渡辺康之（福岡国税）他12名，事務局長　西山正二郎（国税労組）

169　国税労働組合（国税労組）　公称1万1000

1959年8月8日結成

役員（1979年9月23日・第23回大会改選）

委員長　吉田勤（局），副委員長　藤森強（淀橋）甲斐田真道（中野）桑原盛一（局）若木恭彦（豊島），書記長　加藤征夫（麹町）

170　中国国税職員組合（国税中国）　公称2497

1950年11月26日結成「国税中国」不定期刊

役員（1982年10月24日・第41回大会改選）

委員長　大木洋（広島西），副委員長　安田功次（呉）香川正博（岩国），書記長　黒杭良雄（広島東）

171　全財務労働組合（全財務）　4002

1954年10月28日結成「全財務」旬刊

役員（1983年8月22日・第31回大会改選）

委員長　三沢澄男（熊本），副委員長　伊藤邦夫（大阪），書記長　吉野輝史（福岡）

172　全国税関労働組合（全税関）　731

1947年11月10日結成「全税関」旬刊

役員（1981年9月20日・第44回大会改選）

委員長　石黒昌孝（東京税関），副委員長　小泉欣一（横浜税関），書記長　中田一夫（本部）

173　税関労働組合全国連絡協議会（税関労連）　公称5582

1965年9月19日結成「税関労連」不定期刊

役員（1982年6月18日・第22回大会改選）

議長　小泉泰則（東京）副議長　三井洋（函館）小島武以（東京）水木正義（横浜）兵頭功（名古屋）細見俊三（大阪）安達省吾（神戸）木本郁雄（門司）小山田幸男（長崎）真謝永偉（沖縄），事務局長　水倉進（東京）

174　大蔵省職員組合（大蔵職組）　1651

1946年1月31日結成「大蔵」月刊

役員（1979年6月20日・第50回大会改選）

委員長　小栗蔵男（銀行），副委員長　鈴木康夫（証券）北島優（主計局），事務局長　椿原延二（本部）

175　全造幣労働組合（全造幣）　1471

1946年1月22日結成「全造幣」旬刊

役員（1979年8月31日・第28回大会改選）

委員長　木坂幸雄（広島），副委員長　平田定男（大阪）野田健治（東京），書記長　長尾勝（大阪）

176　全農林労働組合（全農林）　4万0942

1958年8月24日結成「農林新聞」週刊，「全農林調査時報」不定期刊，「農村と都市をむすぶ」月刊

役員（1982年7月16日・第26回大会改選）

委員長　江田虎臣（九州），副委員長　鈴木信夫（関東），書記長　成相静雄（中国）

177　全林野労働組合（全林野）　4万4480

1953年2月7日結成「全林野新聞」週刊，「ぜんりんや」不定期刊

役員（1983年7月21日・第36回大会改選）

委員長　川合勇（東京），副委員長　阿部保吉

1万1709

1948年3月28日結成 「ホテル労連」月刊

役員（1983 9月9日・第35回大会改選）

委員長 志村光祥（第一ホテル），副委員長 富永光（東京ヒルトン）渡辺哲夫（ニューグランドホテル）京英雄（オリエンタルホテル）小林康之（全都ホテル），書記長 沢田浩（帝国ホテル）

156 観光・航空貨物産業労働組合連合会（観光労連） 2万9685

1966年2月19日結成 「観光労連」不定期刊，「観光労連調査資料」不定期刊

役員（1980年8月8日・第10回大会改選）

委員長 尾崎成男（交通公社），副委員長 堀充博（近畿日本ツーリスト）井口六郎（京王観光）中道進武（阪急交通社），書記長 富塚信雄（本部）

157 全国商社労働組合連合会（全商社） 3万0750

1965年8月22日結成 「全商社調査時評」不定期刊，「全商社」月刊

役員（1983年9月11日・第20期大会改選）

議長 須藤誠（日岩），副議長 勘藤晋（兼江）上村哲嗣（ニチメン）西村佳章（稲畑）大石績（東食）山下絅哉（松坂貿易），事務局長 岩木仁平（ユアサ）

158 全日本商業労働組合（全商業） 公称3000

1965年8月22日結成 「全商業」月刊

役員（1981年9月6日・第15回大会改選）

委員長 山本達男（東京），副委員長 佐藤貢平（京都）中田勝男（大阪）野村康三（東京）藤沢和興（愛知），書記長 森岡時男（兵庫）

【公　務】

159 公共企業体等労働組合協議会（公労協） 83万9064

1953年10月28日結成 「公労協情報」不定期刊

役員（1982年10月15日改選）

代表幹事 武藤久（国労）小森正夫（全電通）古井戸龍介（全逓），事務局長 高橋富治（動労）

加盟組合（9組合，オブザーバー加盟1組合）

全電通，国労，全逓，全林野，動労，全専売，全印刷，全造幣，アル専，（オブザーバー加盟）政労協

160 全日本官公職労協議会（全官公） 公称17万3083

1959年9月4日結成 「全官公」旬刊

役員（1982年11月26日・第6回全国会議改選）

議長 福井秀政（全郵政），副議長 辻本滋敬（鉄労）宇南山敏（日林労） 長谷部正章（基金労組）若木恭彦（国税会議）小泉泰則（税関労連）菊地久盛（建職組）長谷川啓義（統計労組）土屋和彦（新教組）島田道登（自治労連），事務局長 塚本行弘（同盟）

加盟組合（11組合，オブザーバー加盟1組合）

鉄労，全郵政，日林労，電電労組，国税会議，建職組，自治労連，新教組，統計労組，沖縄開発労組，税関労連，（オブザーバー加盟）基金労組

161 日本公務員労働組合共闘会議（公務員共闘） 公称231万9000

1960年2月29日結成 「公務員共闘速報」不定期刊

役員（1983年9月9日・第26回共闘委員会改選）

議長 丸山康雄（自治労），副議長 久保正（都市交）内山昂（国公労連）加藤豊（全水道）鈴木信夫（国公労協），事務局長 小谷喜富（日教組）

加盟組合（14組合，オブザーバー加盟3組合）

国公労連，国公労協，会検労，国会職連，沖縄国公労，自治労，日教組，都市交，全水道，日高教一ツ橋，日高教麹町，都労連，全駐労，政労協，（オブザーバー加盟）全医労，国共病組，竹橋会館労組

162 日本国家公務員労働組合連合会（国公労連） 9万2788

1975年10月1日結成 「国公労新聞」旬刊，「国公労調査時報」月刊

役員（1983年9月1日・第17回大会改選）

委員長 内山昂（全労働），副委員長 春山明（全労働）松末誠一（全港建）荒川昌男（全建労）天野和治（全運輸）川島威（全商工），書記長 熊谷金道（全商工）

加盟組合（16組合，オブザーバー加盟4組合）

全労働，全司法，全商工，全運輸，全法務，全建労，全気象，全厚生，全港建，全電波，全国税，総理府労連，文労，全行管，全税関，人職，（オブザーバー加盟）日教組大学部，全医労，国共病組，竹橋会館労組

163 日本国家公務員労働組合協議会（国公労協） 公称6万1338

1975年10月30日結成「国公労協」月刊

役員（1981年10月16日・第6回大会選出）

議長 江田虎臣（全農林），副議長 玉井宏到（全財務）三浦行男（全開発）大河原照太郎（全農林）斉藤和海（国税中国），事務局長 小島良一郎（全農林）

加盟組合（7組合）

全農林，全開発，全財務，国税中国，大蔵職

土屋剛（OAS），事務局長　菊池富士夫（全日空）
加盟組合（38組合）
全日空，東亜国内，日航他35組合

【教　育】

144　日本教職員組合（日教組）　67万8625
1947年6月8日結成　「日教組教育新聞」週刊，「教育評論」月刊
役員（1983年9月3日・第58回大会改選）
委員長　田中一郎（山梨），副委員長　山本和夫（福島）待鳥恵（福岡）橋口和子（兵庫），書記長　中小路清雄（宮崎）

145　日本高等学校教職員組合（日高教・一ツ橋）　3万0934
1955年5月10日結成　「日高教情報」旬刊，「高教組時報」不定期刊
役員（1983年3月11日・第58回特別大会改選）
委員長　金子毅(群馬)，副委員長　相場実（北海道），書記長　館博通（滋賀）

146　日本高等学校教職員組合（日高教・麹町）　1万7262
1950年3月10日結成　「日高教ニュース」旬刊
役員（1981年2月26日・第50回大会改選）
委員長　金橋寿雄（愛媛），副委員長　森田忠夫（栃木）加納武佳（徳島），書記長　服部寛信（島根）

147　日本教職員連盟（日教連）　公称9万7000
1970年6月28日結成　「日教連教育新聞」月刊
役員（1983年2月20日・全国選挙改選）
委員長　田名後敬（愛媛），副委員長　山本豊（栃木）坂上元行（宮崎）高畠優（香川）平本光男（栃木）川崎哲夫，事務局長　佐藤清幸（徳島）

148　日本新教職員組合連合（新教組）　4693
1968年7月27日結成　「新教組教育新聞」月刊
役員（1983年2月28日・全国選挙改選）
委員長　弘中勝彦（山口），副委員長　中村賢二（東京）久保稔（広島）八木幸雄（和歌山），書記長　安雲昭治（山口）

【医　療】

149　日本医療労働組合協議会（日本医労協）　13万8882
1957年8月31日結成　「医療労働者」旬刊，「医療労働」月刊
役員（1983年7月21日・第32回大会改選）
議長　松本道広（全医労），副議長　米山忠治（全医労）青山貞一（全日赤）浅沼悟朗（岩手医労協），事務局長　仲恭男（東京医労協）
加盟組合（7組合ほか）
全医労，全厚労，全日赤，健保労連，全労災，国共病組，公共労，他398組合

150　全日本国立医療労働組合(全医労)　4万2834
1948年11月20日結成　「全医労新聞」週刊
役員（1983年7月15日・第37回大会改選）
委員長　松本道広（南岡山），副委員長　米山忠治（新潟）渡辺素良（東名古屋）藤井昭雄（富山病），書記長　遠山享（榊原）

151　放射線影響研究所労働組合（放影研労組）　329
1952年7月15日結成　「労組ニュース」不定期刊
役員（1982年7月20日・第41回大会改選）
委員長　上田登（広島），副委員長　宮地博之（長崎）中村勉（長崎）一田万次（広島），書記長　杉野文治（広島）

【商　業】

152　全国商業サービス事務職労働組合連絡会議（商サ事務労）　公称66万8573
1974年10月30日結成　「商サ事務労ニュース」不定期刊
役員（1982年10月11日・第9回総会改選）
代表幹事　宮本民雄（全商社）武内正夫（生保労連）渡辺哲夫（ホテル労連），事務局長　富塚信雄（観光労連）
加盟組合（18組合，オブザーバー加盟1組合）
生保労連，全国一般，全商社，駅・車販労協，全損保，観光労連，ホテル労連，生協労連，全倉運，全海連，全相銀連，住宅労協，給食労連，全農協労連，全商業，イズミヤ労組，京王ストア労組，国鉄共済労，（オブザーバー加盟）日建協

153　同盟流通労働組合共闘会議（同盟流通）　公称14万0605
1970年11月9日結成
役員（1978年9月・改選）
議長　勝木健司（ゼンセン流通），事務局長　曽我嘉三（同盟本部）
加盟組合
ゼンセン流通，一般同盟傘下流通部門の組合

154　日本商業労働組合連合会（商業労連）　9万6506
1969年10月25日結成　「商業労連タイムス」隔月刊，「季刊JUC」季刊
役員（1982年7月24日・第12回大会改選）
会長　鈴木健勝（全松屋），副会長　土井良泰（全ユニード），事務局長　山本勝一（伊勢丹）

155　全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連）

公称6万3059
1972年11月16日結成 「船労協新聞」不定期刊
役員（1979年3月18日・総会改選）
議長 天野和治（全運輸），副議長 須藤貞治（国労），事務局長 武田賢次（総評）
加盟組合（9組合）
全造船機械，国労船舶協議会，船通労，全港建，全気象，全港湾，全運輸，全海連，全電波

132 全日本海運労働組合連合会（全海連） 9080
1947年1月10日結成 「全海連」月刊
役員（1982年10月16日・第45回大会改選）
委員長 大森正史（昭和海運），副委員長 小原哲治（日本郵船）三原和雄（書記局）嘉根有幸（商船三井）皆川善一（川崎汽船）山田正樹（山下新日本汽船）天田光幸（マースクライン）上原宣二（共栄タンカー）佐竹皇一（昭和油槽船），書記長 喜多哲正（本部）

133 全日本海員組合（海員組合） 14万1590
1945年10月5日結成 「船員しんぶん」週刊，「海員」月刊
役員（1982年11月13日・第43回大会改選）
組合長 土井一清，副組合長 神島守 川村赳

134 船舶通信士労働組合（通信士組合） 公称1005
1972年1月30日結成 「通信士組合ニュース」月刊，「無線通信」隔月刊
役員（1983年5月25日・第14回大会改選）
委員長 原田豊，書記長 岸本勇夫

135 全国港湾労働組合協議会（全国港湾） 公称5万9523
1972年11月1日結成 「全国港湾」月刊
役員（1982年10月6日・第16回大会改選）
議長 吉岡徳次（全港湾），副議長 橋爪明信（日港労連）福田進（検数労連） 古川友三（全倉運），事務局長 植草秀夫（検定労連）
加盟組合（7組合，オブザーバー加盟1組合）
全港湾，全倉運，全海連，日港労連，検数労連，大阪港湾，検定労連，（オブザーバー加盟）全日通

136 港湾労働組合中央共闘会議（港湾共闘） 142万0106
1959年10月28日結成
役員（1981年10月・幹事会改選）
議長 吉岡徳次（全港湾），副議長 樋口緑（全港建） 福田進（検数労連） 植草秀夫（検定労連），事務局長 貝塚哲夫（全倉運）
加盟組合（10組合）
自治労，全日自労，全港湾，全倉運，全海連，全運輸，検数労連，全港建，検定労連，全税関

137 全日本港湾労働組合（全港湾） 2万3594
1946年7月27日結成 「港湾労働」半月刊
役員（1982年9月19日・第41回大会改選）
委員長 吉岡徳次（九州），副委員長 亀崎俊雄（関西），書記長 坂野哲也（北海道）

138 日本港湾労働組合同盟（日本港湾） 1963
1977年3月26日結成
役員（1983年1月28日・第7回大会改選）
会長 松本弘（三井三池港務所），会長代行 古郡隆男（栗林運輸），副会長 久本敏夫（扇港海運）小林一夫（栗林商会），書記長 千歳正后（本部）

139 日本港湾労働組合連合会（日港労連） 1万0410
1956年3月16日結成 「日港労連」旬刊
役員（1981年7月19日・第29回大会改選）
委員長 橋爪明信（浜港労連），副委員長 増井正行（神港労連）青木宗祐（全建労協）花田兼夫（浜港労連）出利葉覚（東港労組），書記長 大田良人（浜港労連）

140 全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運） 8613
1949年9月10日結成 「全倉運」半月刊，「全倉運調査資料」不定期刊
役員（1983年8月19日・第38回大会改選）
委員長 樋野朋之（三井），副委員長 大橋正義（住友）佐藤勤（三菱）木尾哲美（川西）藤本憲作（大阪埠頭），書記長 川端順一郎（本部）

141 鉄道弘済会労働組合（鉄弘労） 1万7210
1947年9月20日結成 「スクラム」旬刊
役員（1982年9月21日・第35回大会改選）
委員長 高野信幸（東京），副委員長 斎藤重雄（東京支部），書記長 村上輝幸（北海道支部）

142 全日本航空産業労働組合総同盟（航空同盟） 1万7247
1974年10月16日結成 「航空同盟新聞」旬刊
役員（1982年10月16日・第9回大会改選）
会長 歌川勝巳（全日航） 副会長 樋口啓一（日航生協労組）豊浜弘（南西航空），亀村明夫（AGS民労）小林攻（全日航）名井博明（全日航），事務局長 住谷亨三（全日航）

143 日本民間航空労働組合連合会（民航労連） 1万8907
1963年3月22日結成 「民航労連」旬刊
役員（1981年9月6日・第18回大会改選）
議長 西村正秀（東亜国内航空），副議長 宮田秀己（日本航空）松岡民生（ノースウェスト）

118　全国鉄動力車労働組合連合会（全動労）
公称3500
1974年3月31日結成　「全動労」半月刊，「全動労文化」不定期刊
役員（1983年9月8日・第10回大会改選）
委員長　遠藤泰三（札幌），副委員長　日下義男（札幌），書記長　貝澄昭三（大阪）

119　国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）
公称1246
1979年3月30日結成　「日刊動労千葉」
役員（1981年3月30日・第6回大会改選）
委員長　関川宰（成田），副委員長　永野正美（勝浦）山口敏雄（千葉運転区），書記長　中野洋（千葉運転区）

120　全国鉄施設労働組合（全施労）　2914
1971年4月27日結成　「全施労新聞」旬刊
役員（1983年8月31日・第14回大会改選）
委員長　杉山茂（高崎），副委員長　草刈収（大阪）小池義久（長野），書記長　滝口昭（東京西）

121　日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）
20万1188
1947年1月10日結成　「私鉄新聞」旬刊，「私鉄総連調査月報」不定期刊，「私鉄文化」不定期刊，「私鉄」不定期刊
役員（1982年7月15日・第46回大会改選）
委員長　黒川武（営団），副委員長　平田宏（北鉄）小林康房（東武），書記長　田村誠（南海）

122　全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）
10万7543
1964年11月9日結成　「交通労連」不定期刊
役員（1983年9月30日・第20回大会改選）
委員長　満岡宏夫（サンデン），副委員長　中野国保（全産交運輸）高橋正平（新潟交通）山田宗重（阪南近鉄），書記長　田村文一（本部）

123　日本都市交通労働組合（都市交）　4万9923
1947年1月26日結成　「都市交通」（新聞）不定期刊，「都市交通」（雑誌）不定期刊，「活動旬報」旬刊
役員（1983年7月14日・第48回大会改選）
委員長　久保正（大交），副委員長　高橋利男（仙台），書記長　折原有朋（東交）

124　全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）
12万9768
1968年11月13日結成　「運輸労連」半月刊，「月刊運輸労連」月刊
役員（1983年7月14日・第16回大会改選）
委員長　田井二郎（全日通），副委員長　石坂庚午（全日通）牧野功（京橋運送）森田武美（トナミ運輸），書記長　秋田哲也（全日通）

125　全日通労働組合（全日通）　5万1854
1946年4月20日結成　「日通労働」週刊，「全日通」不定期刊
役員（1983年7月23日・第38回大会改選）
委員長　田淵勲二（関西），副委員長　石坂庚牛（関東）大西三千雄（北海道），書記長　梅田義夫（中部）

126　全日本運輸一般労働組合（運輸一般）
1万8855
1977年9月22日結成　「うんゆ一般」旬刊，「月刊TGU」月刊，「運輸一般情報ファイル」月刊
役員（1983年9月3日・第13回大会改選）
委員長　引間博愛（東京），副委員長　上田正吉（兵庫）坂本勇治（東京）若松秀（大阪）平林正樹（東京）佐藤達雄（北海道），書記長　石沢賢二（東京）

127　全国自動車交通労働組合連合会
（全自交労連）　5万9504
1947年9月14日結成　「全自交しんぶん」月刊，「全自交情報」月刊，「全自交調査時報」不定期刊
役員（1981年10月15日・第37回大会改選）
委員長　鈴木長蔵（東京），副委員長　小川秋雄（東京）西口重司（東京）沖昭三（大阪）三増修（東京）中野幾蔵（愛知），書記長　金良清一（東京）

128　全国自動車交通労働組合総連合会
（自交総連）　3万2045
1978年10月13日結成　「自交労働者」半月刊，「自交労働者月報」月刊
役員（1982年10月17日・第5回大会選出）
委員長　三浦利男（神奈川地本），副委員長　森岡宏（東京地連）増田和幸（大阪地連）蒲池雅徳（福岡地連），書記長　福永主計（東京地連）

129　日本自動車運転士労働組合（自運労）　1851
1958年6月14日結成　「自運労」不定期刊
役員（1982年11月16日・第25回大会改選）
委員長　小黒七郎（東京），副委員長　吉野昌男（神奈川）住連川忠（大阪），書記長　金井仁（東京）

130　新産別運転者労働組合（新運転）　7520
1959年2月13日結成　「新運転」月刊
役員（1981年5月9日・大会改選）
委員長　柏原実（本部），副委員長　戸沢盛歌（埼玉）南都幸夫（関西）飛田正一（東京），書記長　中西敬（東京）

131　船舶関係労働組合協議会（船労協）

108　**全国証券労働組合協議会**（全証労協）
公称2300

1954年12月結成　「全証労協」月刊

役員（1981年８月24日・定期代表委員会改選）
議長　梅沢照治（東証），副議長　下田紀（大証），事務局長　江口茂（東証健保）

【電気産業】

109　**全日本電力労働組合協議会**（全電力）　3056

1965年10月27日結成　「全電力」不定期刊

役員（1982年10月６日・第18回評議員会改選）
議長　古賀勇一（全九電），副議長　清水英介（電産中国）鳴海治一郎（全北電）生駒勝司(九電検集労）渡部康一（四国電工），事務局長　宮崎守（全北電）

加盟組合（５組合）
全九電，電産，九電検集労，全北電，四国電工

110　**全国電力関連産業労働組合総連合**
（電力総連）　公称21万6404

1981年３月26日結成

役員（1982年11月29日・第２回大会改選）
議長　鈴木治（関東電力総連），副議長　富田義雄（検集労連）碇邦夫(電工同盟）関口邦夫(電保労連）長島秀道(東北電力総連）足立良平(関西電力総連）石田康彦（中国電力総連），事務局長　野田清二（電力労連）

加盟組合（５組合，10地方組織）
電力労連，検集労連，日電工労連，電工同盟，電保労連，北海道電力総連，東北電力総連，関東電力総連，中部電力総連，北陸電力総連，関西電力総連，中国電力総連，四国電力総連，九州電力総連，沖縄電力総連

111　**全国電力労働組合連合会**（電力労連）
13万7120

1954年５月27日結成　「電力労連」旬刊，「電力労連月報」月刊

役員（1983年９月30日・第30回大会改選）
会長　鈴木治（東京），会長代理　石田康彦(中国），副会長　細川喜八（北海道）他11名，書記長　野田清二（関西）

112　**全国電力検針集金労働組合連絡協議会**
（全国電力検集労連）　1万3517

1970年10月３日結成

役員（1982年10月３日・第13回大会改選）
会長　田崎以兄（東電常傭），議長　宮田義雄（東京），副議長　今野悟郎（東北検集）坂田武大（九州集検）依田時雄（中部検集），事務局長　山田艶子（東電常傭）

【交通運輸業】

113　**全日本交通運輸労働組合協議会**（全交運）
公称85万

1947年７月９日結成　「全交運新聞」不定期刊，「全交運情報」半月刊

役員（1983年９月22日・第40回大会改選）
議長　吉岡一雄(私鉄総連），副議長　酒井政治（国労）高橋利男（都市交）石坂庚牛（運輸労連）城石靖夫（動労）鈴木長蔵（全自交）平田宏（私鉄総連），事務局長　小久保昭治（国労）

加盟組合（14組合，オブザーバー加盟２組合）
国労，私鉄総連，運輸労連，全自交労連，都市交，動労，全港湾，観光労連，鉄弘労，運輸一般，全海連，全運輸，国鉄共済労，自運労，（オブザーバー加盟）全逓，日航労組

114　**同盟交通運輸港湾協議会**（同盟交運協）
43万5039

1979年２月19日日港労協と統合

役員（1983年３月18日・第５回総会改選）
議長　歌川勝巳(航空同盟），副議長　柴田阡八（全日海）松田忠吉（交通労連）辻本滋敬（鉄労）佐藤伝(一般同盟）松本弘(日本港湾），事務局長　佐藤昭治（鉄労）

加盟組合（８組合）
全日海，交通労連，鉄労，航空同盟，一般同盟，日本港湾，神戸港運労連，大阪沿岸

115　**国鉄労働組合**（国労）　23万8169

1947年６月５日結成　「国鉄新聞」週刊，「こくろう調査」不定期刊，「国労文化」月刊，「国労法対時報」不定期刊

役員（1983年８月23日・第45回大会一部改選）
委員長　武藤久（門司），副委員長　酒井政次（名古屋）小町喜三（東京），書記長　山崎俊一（大阪）

116　**国鉄動力車労働組合**（動労）　４万3316

1951年５月23日結成　「動力車新聞」週刊，「動く力」不定期刊

役員（1983年８月26日・第39回大会改選）
委員長　佐藤昭松（大阪），副委員長　城石靖夫（青函）吉崎邦男（宇都宮），書記長　福原福太郎（新潟）

117　**鉄道労働組合**（鉄労）　４万3050

1968年10月20日結成　「鉄労新聞」週刊，「蕩進」隔月刊

役員（1982年９月10日・第15回大会改選）
組合長　辻本滋敬（大阪），副組合長　小林要人（新潟）矢後希悦（金沢）間間良栄(新潟），書記長　志摩好達（大阪）

役員（1983年２月16日・第７回幹事会改選）
議長　野村英隆（全損保），副議長　岩崎正勝（全労金）斎藤幸蔵（全信労），事務局長　井上尚直（外銀連）
加盟組合（９組合）
全損保，全信労，全労金，全相銀連，全証労協，外銀連，地銀連，全信保労連，日本信託労組

96　全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）
公称19万6701
1957年５月25日結成
役員（1982年５月14日・第26回総会改選）
議長　松井慶人（市銀連），副議長　安藤勇（全信連），事務局長　宮川肇（市銀連）
加盟組合（４組合）
市銀連，全信連，外銀連，地銀連

97　市中銀行従業員組合連合会（市銀連）
17万1095
1956年７月28日結成　「市銀連ニュース」半月刊
役員（1983年８月30日・第28回大会改選）
委員長　寺岡宜洋（三和），副委員長　小松英士郎（富士）大井順三（第一勧銀），事務局長　朝日奈千秋（住友）

98　全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）
公称610
1956年７月27日結成　「ちぎん」半月刊
役員（1982年10月18日・第37回大会改選）
委員長　鈴木和夫（泉州），副委員長　平田貞治郎（本部）竹下史朗（青森），書記長　御嶽友一（本部）

99　外国銀行従業員組合連合会（外銀連）
公称1100
1956年８月31日結成　「外銀連ニュース」不定期刊
役員（1982年12月12日・第34回大会改選）
委員長　成舞春雄（オランダ），副委員長　中条茂（チェース）高橋信栄（香港上海）平田忠明（香港上海），書記長　井上尚直（本部）

100　全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）
7006
1953年８月８日結成　「相銀のなかま」半月刊
役員（1982年９月９日・第33回大会改選）
委員長　酒寄基男（東陽），副委員長　速水健二（第三）串間郁夫（宮崎），書記長　関輝雄（北洋）

101　相互銀行全国労働組合連合会議（相銀全労）
２万9295
1972年２月16日結成　「ぜんろう」不定期刊
役員（1981年９月８日・第11回大会改選）
議長　那須俊彰（福徳），副議長　玉木康夫（福島）島田勝年（関西）小島瑞蓬（東京）他３名，事務局長　河田安弘（近畿）

102　全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）
２万3896
1957年12月21日結成　「信託のなかま」不定期刊
役員（1981年８月26日・拡大中央委員会改選）
議長　安藤勇（三井），副議長　増田道生（安田）足立勲一郎（三菱）岸本六蔵（住友），書記長　渋井和夫（三井）

103　全国信用金庫信用組合労働組合連合会（全信労）
１万5443
1954年11月20日結成　「全信労」旬刊
役員（1982年９月21日・第27回大会改選）
委員長　田中光雄（昭和），副員委長　播磨力雄（東武）田中清志（福岡）中村稔（豊中），書記長　斎藤幸蔵（東京）

104　全国信用保証協会労働組合連合会（全信保労連）
公称3300
1961年11月４日結成　「ゼンシン」旬刊
役員（1982年10月16日・第22回大会改選）
委員長　佐藤巧（京都），副委員長　黒田幸夫（東京）村田利喜弥（大阪），事務局長　比諭（京都）

105　全国生命保険労働組合連合会（生保労連）
34万2637
1969年10月17日　「生保労連」月刊
役員（1983年８月24日・第15回大会改選）
委員長　田島良治（東邦），副委員長　高橋寿雄（第一外）武内正夫（千代田）竹内正紀（東京）宇佐美諭（三井内）長田政義（日団営）富田勝（第百）江口昭（日本）渋谷則之（住友）大川善道（朝日外）醍醐勝治（明治外），書記長　田中賢一（第一内）

106　全日本損害保険労働組合（全損保）３万3444
1949年11月５日結成　「全損保」週刊，「損保調査時報」月刊
役員（1983年９月27日・第40回大会改選）
委員長　小西勝男（千代田），副委員長　杉田教夫（大正）山野健治（大成）徳本政幸（日新）坂本林（日動外勤），書記長　金山幸晴（日産）

107　損害保険労働組合連合会（損保労連）
２万3903
1967年２月15日結成　「損保労連」半月刊
役員（1983年９月21日・第18回大会改選）
委員長　山倉武男（住友），副委員長　杉本佳市（同和）岡野昭夫（興亜）大村秀紀（住友）宮村民彦（東亜）石井守雄（東海）高橋正敏（安田），書記長　西山徹（安田）

役員（1982年7月23日・第35回大会改選）
委員長　山岸章（大阪中央），副委員長　野田豊次郎（東京），書記長　小森正夫(栃木)

82　日本電信電話労働組合（電電労組）　41

1966年8月14日結成　「電電労組」不定期刊
役員（1983年9月10日・第18回大会改選）
委員長　山田真彩（九州），副委員長　大蔵正男（四国），書記長　藤本昌俊（大阪）

83　国際電信電話労働組合（国際電電労組）5155

1953年4月1日結成　「国際電電」月刊
役員（1982年7月16日・第39回大会改選）
委員長　依田哲夫（本部），副委員長　関義信（本部）森満樹（大阪電報），書記長　松尾修治（本社）

84　全国電気通信共済会労働組合（電済労）
1万1891

1954年6月29日結成　「電済労」月刊
役員（1982年8月3日・第29回大会改選）
委員長　井関精二（中央），副委員長　立野至男（関東），書記長　岡本義男（東海）

【建 設 業】

85　全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会（建設労連）　63万7328

1971年6月3日結成　「建設労連ニュース」月刊
役員（1980年9月12日・総会改選）
代表幹事　加藤忠由（全建総連），酒井松雄(国労建協）初田一夫（建設一般全日自労）
加盟組合（14組合）
全建総連，全国一般，全水道，全国セメント，建設一般全日自労，全開発，全建労，国労建協，建設関連協，全日建，日住労，全港建，水資労，首高労，農開労

86　全国建設労働組合総連合（全建総連）
30万9098

1960年11月24日結成　「全建総連」旬刊
役員（1982年10月22日・第23回大会改選）
委員長　江口利作（長崎），副委員長　浅田源三郎(京都）長田美夫（徳島）羽島一雄（山形）三枝満滋郎（東京），書記長　加藤忠由（東京）

87　建設産業労働組合同盟（建設同盟）1万0424

1978年10月28日結成
役員（1982年10月23日・第5回大会選出）
委員長　鈴木芳雄（本部），副委員長　千葉直彦（東亜建設）東海林豊敬（東亜道路）山田史郎（大末建設）立石正孝（不動建設），事務局長　永田幹穂（本部）

88　総評全日本建設産業労働組合（全日建）
1万7515

1971年4月18日結成　「全日建ニュース」月刊
役員（1981年10月11日・第11回大会改選）
委員長　門野三郎(関西），副委員長　遠藤伸男（新潟），書記長　長谷川武久（東京）

89　日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）
6万4904

1954年12月12日結成　「日建協ニュース」半月刊，「日建協調査時報」不定期刊
役員（1983年8月24日・第56回大会改選）
議長　本蔵修（清水），副議長　野沢幹一郎（間）岡野昭（飛島）山辺俊二（西松）高野浩（奥村），事務局長　佐々木貞夫（フジタ）

90　電工労連（電工労連）　3万7704

1983年9月22日結成　「電工労連」月刊
役員（1983年9月22日結成大会選出）
会長　横山実（東海），会長代理碇邦夫（東北）他10名，副会長　石堂直哉（中国）大河原鎮雄（関東）他2名，書記長　飯田兼敏（九州）

91　全日自労建設一般労働組合（建設一般全日自労）
7万3859

1947年6月30日結成　「じかたび」週刊，「季刊学習」不定期刊
役員（1983年8月22日・第46回大会改選）
委員長　中西五洲（三重），副委員長　内田基大（愛知）初田一夫（福島）鈴木敏之（東京）大村優（福岡），書記長　酒井謙弥（本部）

92　全国民主自由労働組合（全民労）　6193

1955年10月22日結成
役員（1982年5月28日・第28回大会改選）
委員長　新田仁臣（福岡），副委員長　佐藤光明（福島）小柳文男（神奈川），書記長　馬場大静（東京）

93　全国自由労働組合連合会（全国自労・広島）
5840

1966年9月24日結成　「全国自労」旬刊
役員（1982年6月6日・第17回大会改選）
委員長　中村一（鹿児島），副委員長　杉島健市（熊本），事務局長　鈴岡教宏（広島）

94　全国自由労働組合（全国自労・福岡）　3752

1966年9月24日結成
役員（1982年5月23日・第15回大会改選）
委員長　福田三郎（福岡），副委員長　馬場忠（香川）梅野正（福岡），事務局長　小山田政保（神奈川）

【金 融 業】

95　全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）
7万3095

1961年11月10日結成　「金融のなかま」旬刊

労連）堀江毅（映演共闘）荒川恒行(広告労協)大島次郎（新聞労連）浜坂福夫（日演協)，事務局長　隅井孝雄（民放労連）

加盟組合（8組合）

新聞労連，全印総連，日放労，出版労連，民放労連，映演共闘，広告労協，ユニオン日演協

69　全国映画演劇労働組合（全映演）　1144

1947年5月7日結成　「教宣ニュース」不定期刊

役員（1981年10月15日・第38回大会改選）

委員長　膳師豊（東宝)，副委員長　遠藤直之(東宝)，事務局長　渋谷純広（東宝）

70　映画演劇労働組合総連合（映演総連）　2724

1952年3月25日結成　「総連ニュース」不定期刊

役員（1982年10月8日・第31回大会改選）

議長　堀江毅（全東映)，副議長　間島三樹夫(舞芸）関谷光弘（大映）小林義明（全東映）吹田勇（松竹)，事務局長　原田由一（共同映画）

71　全印刷局労働組合（全印刷）　6311

1947年4月1日結成「全印刷」旬刊

役員（1983年9月2日・第49回大会改選）

委員長　清水卯一（滝野川)，副委員長　橋田和夫（虎ノ門)，書記長　星宮文雄（本局）

72　全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）　1万3761

1953年4月25日結成　「全印総連」半月刊，「資料印刷出版」不定期刊

役員（1983年7月12日・第32回大会改選）

委員長　高橋武（共同)，副委員長　大東清人(コクヨ）小野塚敬一（銀座)，書記長　比留間長一（共同）

73　日本出版労働組合連合会（出版労連）　1万3183

1958年3月15日結成　「出版労連」隔週刊

役員（1983年7月23日・第49回大会改選）

委員長　楢橋国武（講談社)，副委員長　後藤勝治（岩波書店）森下昭平（平凡社）宮園治信(啓林館)，書記長　渡辺起造（東京出版合同）

74　日本新聞労働組合連合（新聞労連）　4万2988

1950年6月30日結成　「新聞労連」半月刊

役員（1983年7月22日・第61回大会改選）

委員長　大島次郎（朝日)，副委員長　村上春夫（大読)，岩松博（河北)，1名欠員，書記長　小倉三千雄（東京）

75　日本放送労働組合（日放労）　1万3307

1948年3月2日結成　「日放労」月3回刊

役員（1982年10月6日・第75回大会改選）

委員長　須藤安三（管理・地域系列)，副委員長　佐々木潤（管理・地域系列）村七郎（北海道支部)，書記長　奥田良胤（放送系列）

76　日本民間放送労働組合連合会（民放労連）　1万0198

1953年7月12日結成　「民放労連」月3回刊，「放送レポート」不定期刊

役員（1983年7月24日・第56回大会改選）

委員長　竹村冨弥（北海道放送)，副委員長　隅井孝雄（日本テレビ）石川舜（テレビ朝日）西山清雄（朝日放送）井上至久(日本テレビ)，書記長　朝比奈太郎（東京放送）

77　日本音楽家労働組合（日音労）　公称3800

1970年10月22日結成　「ミュージシャン」月刊

役員（1982年10月24日・第13回大会改選）

委員長　芦田ヤスシ，副委員長　吉原敏章，大森勝多郎，小沢秀夫，書記長　安並克磨

【通 信 業】

78　全逓信労働組合（全逓）　18万4685

1946年5月31日結成　「全逓新聞」週刊，「全逓調査時報」不定期刊，「全逓の文化活動」不定期刊

役員（1982年7月18日・第36回大会改選）

委員長　太田清治（東京中部)，副委員長　沖永鯛一（福岡）清野正士（旭川)，書記長　古井戸龍介（愛知）

79　全日本郵政労働組合（全郵政）　6万3905

1965年10月17日結成　「全郵政新聞」週刊，「全郵政ジャーナル」月刊

役員（1982年6月9日・第18回大会改選）

委員長　福井秀政（大阪中央)，副委員長　松田義央（東京中部）森田一男（東京北部)，書記長　牧野喜蔵（中央本部）

80　電気通信情報産業労働組合連合（電通労連）　33万0419

1962年10月8日結成　「電通労連」月刊，「電通労連レポート」月刊

役員（1982年7月2日・第22回大会改選）

委員長　及川一夫(全電通)，副委員長　依田哲夫（国際電電労組）井関精二（電済労）山岸章(全電通）西川忠男（全国通建）田村誠造（全電印）早川和明(都築電気)，書記長　橋本さとし（全電通）

加盟組合（3組合ほか）

全電通，電済労，国際電電労組，全国通建，全電印，その他32組合

81　全国電気通信労働組合（全電通）　28万9607

1950年9月29日結成　「全電通」週刊，「月刊全電通」月刊，「あすど」隔月刊

役員（1982年9月2日・第34年次大会改選）
委員長　中村雅則（黒崎窯業），副委員長　川口廣（播磨耐火）石川敏男（鳴海製陶）丹羽浩介（日本碍子），書記長　岩田国夫（本部）

57　全国砥石産業労働組合連絡協議会（全砥労協）公称3120

1962年10月13日結成　「全砥労協ニュース」不定期刊

役員（1982年10月30日・第21期大会改選）
議長　平本一義（クレノートン），副議長　松本邦彦（瑞穂研磨）奈良六郎（東邦窯業），事務局長　大矢昌弘（ノリタケ）

58　全国製靴産業労働組合連合会（全靴労連）公称1267

1953年9月13日結成　「靴労連」不定期刊

役員（1982年10月25日・第26回大会改選）
委員長　山路進久（スタンダード東京），副委員長　石井光幸（パラマウント），事務局長　又辺建二（スタンダード東京）

59　全国皮革産業労働組合連合会（全皮労連）公称1750

1962年10月6日結成　「全皮労連」旬刊

役員（1981年9月20日・第21回大会改選）
委員長　寺前米巳（ニッピ），副委員長　石田定三（新田）伊原忠雄（明治），事務局長　浅見弘夫（ニッピ）

【繊維産業】

60　日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）8682

1947年2月12日結成　「繊維労連」月刊，「調査時報」不定期刊

役員（1983年9月26日・第42回大会改選）
委員長　池田友次（本部），副委員長　湯本稔夫（本部），書記長　中島道治（本部）

61　ゼンセン同盟　47万0715

1946年7月31日結成　「ゼンセン新聞」週刊，「月刊ゼンセン」月刊，「友愛」月刊

役員（1982年9月22日・第42回大会改選）
会長　宇佐見忠信（本部），副会長　勝木健司（ダイエー）問谷荒祐（帝人）菅野泰太郎（東洋紡）射庭良治（レナウン）島田安親（日毛）中村弘（本部）山田精吾（本部），常石憲豊（本部），書記長　芦田甚之助（本部）

【食品産業】

62　全専売労働組合（全専売）　3万0125

1949年6月28日結成　「全専売新聞」週刊，「オルグ手帖」月刊

役員（1982年7月20日・第38回大会改選）
委員長　牧内研二（長野），副委員長　小原毅（仙台），書記長　椎名成雄（東京）

63　アルコール専売労働組合（アル専）　708

1952年12月19日結成　「アル専週報」週刊

役員（1981年10月8日・第30回大会改選）
委員長　大森忍（東京），副委員長　箱守一男（本省），書記長　重信満夫（大阪）

64　全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）4万2264

1947年10月6日結成　「全食品同盟」月刊，「調査資料食品労働」不定期刊

役員（1982年10月14日・第36回大会改選）
委員長　早田芳昭（三楽オーシャン），副委員長　北林英二（宝酒造）大竹正俊（雪印食品）河本志郎（木村屋）中村好秀（ヤマサ醤油）東慎哉（本部），書記長　串畑平（本部）

65　全日本食品労働組合連合会（食品労連）7万1796

1965年9月29日結成　「食品労連」半月刊，「食品労連時報」不定期刊

役員（1983年9月9日・第19回大会改選）
委員長　田村憲一（雪印乳業），副委員長　斎藤達夫（キッコーマン）佐藤賓明（明治製菓）高牟礼通信（サッポロビール）大堀訓啓（全森永）沢木清成（日本水産），書記長　高田英治（不二家）

66　全国麦酒労働組合連合会（全国ビール）1万4022

1949年5月19日結成　「全国ビール」月刊

役員（1983年9月7日・第35回大会改選）
委員　森田健一（キリン），副委員長　水谷照（アサヒ），高牟礼通信（サッポロ），書記長　武田充広（アサヒ）

67　食品同業労組連絡会議（同業労組）公称6020

1968年8月13日結成　「食品同業タイムス」旬刊

役員（1983年2月25日・第9回総会改選）
議長　中道久次（全中村屋），副議長　加藤義雄（アートコーヒー）他7名，事務局長　加藤伸一（日文）

【文化産業】

68　マスコミ・文化労働組合共闘会議（マスコミ・文化共闘）　10万9437

1963年11月9日結成

役員（1981年10月2日・第20回総会改選）
議長　樽橋国武（出版労連），副議長　高橋武（全印総連）須藤安三（日放労）竹村冨弥（民放

郎（日本ゼオン）

43　全国フェロアロイ産業労働組合協議会
（全国アロイ労協）　公称4万1000
1978年10月31日結成
役員（1982年11月9日・第5回総会選出）
議長　今岡雄（日本重化学），副議長　加藤覚（日本電工）並川汎（昭和電工），事務局長　窪田松雄（日本重化学）

44　新産別全化学産業労働組合連合（新化学）
1万1495
1950年9月29日結成　「新化学」年3回刊
役員（1982年7月15日・第32回大会改選）
委員長　河合明博（鉄興社），副委員長　荒木紘一（徳山曹達）須能則和（呉羽化学），書記長　竹田立一（本部）

45　全日本ゴム産業労働組合総連合
（全日本ゴム労連）　5万0508
1974年1月30日結成　「全日本ゴム労連」月刊，「ゴム労働情報」不定期刊
役員（1982年9月9日・第18回大会改選）
委員長　鈴木久夫(横浜)，副委員長　西松義夫（住友）石引晃（横浜）樋口俊郎（日本ゴム）和田時典（三ツ星），書記長　松谷栄（東洋ゴム）

46　全国油脂産業労働組合協議会（全国油労協）
1万2593
1962年8月16日結成　「油労協通信」旬刊
役員（1981年8月24日・第20回大会改選）
議長　森沢芳雄（旭電化），副議長　押尾良和（ミヨシ油脂）竹田重夫（日清製油），事務局長　渡辺正美（日本油脂）

47　全日本塗料労働組合協議会（全日塗）　9877
1956年2月23日結成　「全日塗」月刊
役員（1981年8月25日・第21回大会改選）
委員長　中本賢（日油），副委員長　今川喜裕（関ペ）鈴木邦男（日ペ）伊藤宏行(大日本）荒木敏彦（水谷ペ），書記長　山下嘉昭（本部）

48　全国紙パルプ産業労働組合連合会(紙パ労連)
2万9506
1947年4月6日結成　「紙パ労連」旬刊，「月刊紙パ」月刊
役員（1982年7月15日・第70回大会改選）
委員長　土橋昭富（奥関），副委員長　土居有臣(十条）藤田良光(鶴崎）窪田貢市（大昭和），書記長　青山陽一（高崎）

49　全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合
（紙パ総連合）　2万5763
1972年11月7日結成　「紙パ総連合」半月刊，「紙パ総連合調査政策情報」不定期刊
役員（1983年7月15日・第13回大会改選）
委員長　細川英香（王子新），副委員長　内田久雄（北越）高木幸一（本州）原司（三菱）川本善造（紀州）露木栄（特種），書記長　遠藤好佑（レンゴー）

50　石油産業労働組合連絡会（石油労組連絡会）
公称3万4062
1982年3月19日結成
役員（1982年3月19日・結成総会選出）
代表幹事　田口学（全石油）小泉中成（石油同盟）細井富蔵（全シェル），事務局長　小林博美（全石油）

51　同盟石油産業労働組合連絡協議会
（同盟石油労協）　1万1907
1971年12月7日結成
役員（1983年2月23日・第12回総会改選）
議長　小泉中成（石油同盟），副議長　大窪喜八郎（資源労連），事務局長　上村章三（石油同盟）

52　全国石油産業労働組合同盟（石油同盟）3110
1978年10月1日結成
役員（1983年7月9日・第5回大会改選）
委員長　小泉中成（共石），副委員長　秋山健（モービル），書記長　河野伸一（エッソ）

53　全国石油産業労働組合協議会（全石油）
2万6102
1953年2月26日結成　「全石油」半月刊，「全石油月報」月刊
役員（1983年7月22日・第52回大会改選）
委員長　田口学（日石），副委員長　後藤実(大協）白仁（三石），書記長　北條明利(アジア)

54　全国ガス労働組合連合会（全国ガス）
2万5577
1946年7月2日結成　「全国ガス労働」旬刊
役員（1983年7月26日・第39回大会改選）
委員長　岡田一夫(東京)，副委員長　金井信夫(東京)村上戦司（西部）加藤信彦（東邦）鹿野清人（全北）舛田剛（広島），書記長　龍居靖幸（東京）

55　全国セメント労働組合連合会
（全国セメント）　1万9494
1946年7月25日結成　「全国セメント」半月刊，「月刊全国セメント」不定期刊
役員（1983年8月23日・第39回臨時大会改選）
委員長　一番ケ瀬宗幸（麻生セ），副委員長　吉田俊一（孰賀セ），書記長　青木常治（第一セ）

56　全国窯業労働組合連合会（全窯連）2万5593
1949年4月27日結成　「ぜんようれん」月刊

1952年10月結成 「機産協」年2回刊
役員（1982年10月24日・第21回大会改選）
議長 藤井慶介（大隈鉄工），事務局長 大沢一雄（日立精機）

32 車輛産業労働組合協議会（車輛労協）
1万5698
1972年12月20日結成 「車輛労協」旬刊
役員（1982年12月17日・第11回大会一部改選）
委員長 関口定三（東急車輛），副委員長 玉田義雄（（日本エヤーブレーキ）滝田孝雄（若松車輛），事務局長 藤原当道（近畿車輛）

33 航空機産業労働組合協議会（航空労協）
4万1466
1967年10月25日結成 「航空労協」不定期刊
役員（1982年12月9日・第16回大会改選）
議長 横田幸雄（三菱名工），副議長 斎藤覚（全日航）中野好弘（川崎重工） 鈴木真一（富士重工），事務局長 田島勝弘（川崎重工）

34 全日本労働総同盟三菱自動車工業労働組合
（同盟三菱自工労組） 2万2765
1970年9月1日結成 「菱自労報」月刊
役員（1982年9月24日・第15回大会改選）
委員長 山本昭助（東自），副委員長 笠井晃（名自），書記長 灘波英明（水自）

35 全国金属家具産業労働組合協議会
（金属家具労協） 1万3000
1973年10月10日結成
役員（1982年10月24日・第10回大会改選）
議長 佐藤敬治（岡村），副議長 高橋哲夫（全内田洋行）白石博彦（日本ファイリング）久保優（コクヨ），事務局長 桜井武(岡村)

36 全国ミシン労働組合協議会（全ミ労）
公称5011
1953年2月1日結成 「全ミ労情報」不定期刊
役員（1982年10月23日・第29回大会改選）
議長 矢木治人（アイシン），副議長 島田治（リッカー）魚谷昇一（ペガサス），事務局長 浅原道美（ジャノメ）

【化学産業】

37 全国化学産業労働組合協議会（全国化労協）
31万5406
1953年9月20日結成 「化学のなかま」月刊
役員（1982年10月7日・第21回全体会議改選）
議長 道善夫（合化労連），副議長 小林博美（全石油）青木常治（全国セメント），事務局長 竹田立一（新化学）
加盟組合（8組合）
合化労連，食品労連，紙パ労連，全石油，全国セメント，全国ガス，新化学，全日塗

38 日本化学エネルギー労働組合協議会
（化学エネルギー労協） 66万9527
1977年9月21日結成 「ニュース・化学エネルギー労協」旬刊
役員（1983年10月4日・第8回総会選出）
議長 橋本孝一郎（電力労連），副議長 田中良一（全化同盟）立花銀三（合化労連），事務局長 久村晋（ゼンセン同盟）
加盟組合（11組合）
電力労連，合化労連，全化同盟，ゼンセン同盟，全日本ゴム労連，紙パ総連合，新化学，全石油，全国ガス，化学総連，化学研，

39 同盟化学部門連絡協議会（同盟化学協）
77万0851
1969年11月13日結成
役員（1983年9月現在）
議長 田中良一（全化同盟），事務局長 池畑英雄（同盟本部）
加盟組合（7組合）
ゼンセン同盟，一般同盟，全化同盟，全食品同盟，紙パ総連合，凸版労組，石油同盟

40 合成化学産業労働組合連合（合化労連）
12万1559
1950年12月8日結成 「合成化学」半月刊，「合化労連資料」不定期刊
役員（1982年8月24日・第66回続開大会改選）
委員長 立花銀三（日東化学），副委員長 小川荘六（東洋曹達）中村次郎（富士フィルム）寺田由則（化学一般関東）宮内留吉(日本油脂)山口幸二（日産化学）本道善夫（日本化薬），書記長 佐々木健（藤沢薬品）

41 全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）
10万5649
1951年11月18日結成 「全化同盟」旬刊，「資料と情報」月刊
役員（1982年9月16日・第31回大会改選）
会長 本田廣市（大阪ガス），副会長 黒部正也（薬粧部会）安島将 （協和醗酵） 大山隆二（関東労組）三橋米人（小西六），書記長 上野嘉一（本部）

42 全国化学労働組合総連合（化学総連）
7万8075
1978年9月30日結成 「化学総連」不定期刊
役員（1983年9月30日・第6回大会改選）
会長 香月二郎(三菱化成)，副会長 成元国雄（旭硝子），大洲博康（三井東圧）高部正彦（ダイセル）雲丹亀重勝（住友化学）泉正幸（昭和電工）石黒章（積水化学），事務局長 清田節

泉昭（本部）

18　全国機械金属労働組合（全機金）　3万3892

1950年2月8日結成　「全機金」月刊

役員（1982年7月20日・第33回大会一部改選）

委員長　前川忠夫（日本精工），副委員長　内藤近衛（豊和工業）百沢武(不二越)，書記長　斎藤健次郎（本部）

19　全日本アルミニウム産業労働組合協議会（全日アルミ労協）　公称6万5597

1977年9月19日結成

役員（1981年12月4日・幹事会改選）

代表幹事　並川汎（軽金属製錬労協）伊藤勉（軽圧労協）西山直輝（アルミ労協），事務局長　藤原裕巳（軽金属製錬労協）

加盟組合（3協議会）

軽金属製錬労協，軽圧労協，アルミ労協

20　全国アルミ産業労働組合協議会（アルミ労協）　3万3078

1976年11月22日結成　「アルミ労協」旬刊

役員（1982年8月31日・第7回大会改選）

会長　西山直輝（日本アルミ），副会長　永島菊夫（不二サッシ）南信弘（三協アルミ）野中工友（日鉄カーテンオール）石井保（日本建鉄）田熊侔之（日本軽金属），事務局長　西川孝一（昭和アルミ）

21　軽金属圧延労働組合協議会（軽圧労協）　公称8650

1976年10月15日結成

役員（1982年10月12日・第4回拡大幹事会改選）

代表幹事　伊藤勉（住友軽金属），事務局長　家森新一（三菱アルミ）

22　軽金属製錬労働組合協議会(軽金属製錬労協)　公称2万2833

1977年7月18日結成

役員（1982年10月1日・第6回大会改選）

代表幹事　並川汎(昭和電工)，事務局長　藤原裕巳（日本軽金属）

23　全国伸銅労働組合連合会（全銅連）　8018

1949年6月24日結成　「全銅連」不定期刊

役員（1981年9月27日・第32回大会改選）

会長　吉田和男（日本伸銅），副会長　伊藤勉（住友軽金属）吉田弘毅（紀長伸銅），書記長　小山昌治（三谷伸銅）

24　全日本光学工業労働組合協議会（光学労協）　公称3万7000

1953年7月22日結成　「光学労協」不定期刊

役員（1981年9月18日・第32回大会改選）

議長　高野守(小西六)，副議長　木村治郎（キャノン）増沢邦男（オリンパス），事務局長　佐藤秀太郎（専従）

25　全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）　57万4975

1953年6月1日結成　「電機労連」半月刊，「調査時報」不定期刊，「季刊電機労連」季刊，「賃金資料」不定期刊，「調査資料月報」月刊

役員（1982年7月9日・第30回大会改選）

委員長　竪山利文（東芝），副委員長　小林幸男（日立），書記長　藁科満治（富士通）

26　全日本電線工業労働組合（全電線）4万1322

1946年7月2日結成　「全電線」月刊

役員（1983年7月21日・第37回大会改選）

委員長　木川寛（藤倉），副委員長　阿部孝臣（古河）市原道博（住友），書記長　伊勢輝明（昭和）

27　全日本造船機械労働組合（全造船機械）　7515

1946年9月1日結成　「全造船機械」旬刊

役員（1982年9月3日・第47回大会改選）

委員長　久保建三（函館），副委員長　小田部敏郎（三菱福工），書記長　石川秀夫（浦賀）

28　全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）　17万9030

1972年2月2日結成　「造船重機」半月刊，「調査季報」季刊，「季刊造船重機」季刊

役員（1982年8月27日・第13回大会改選）

委員長　金杉秀信（石播重工），副委員長　藤井久米雄(日立造船）桐山忠之（三菱重工），書記長　永井昭二（川崎重工）

29　全日本自動車産業労働組合総連合会（自動車総連）　64万4275

1972年10月3日結成　「自動車総連」月刊，「自動車総連調査季報」不定期刊

役員（1982年9月4日・第11回大会改選）

会長　塩路一郎（自動車労連），副会長　梅村志郎（全トヨタ労連）勝川俊三（三菱自動車労連）大曽根哲夫(全国マツダ労連)，事務局長　得本輝人（全トヨタ労連）

30　日本自動車産業労働組合連合会(自動車労連)　22万0583

1955年1月23日結成　「自動車労連」旬刊，「月刊自動車労連」月刊

役員（1982年10月9日・第16回大会改選）

会長　塩路一郎（日産），副会長　田淵哲也(販労）栗林卓司（日産）赤木省三（販労）畑良雄（日産）渡辺安雄（日産），事務局長　清水春樹（日産）

31　全国機械産業労働組合協議会（機産協）　公称2万8700

岡新一（全炭鉱）鈴木照生（炭職協），事務局長　小山和衛（全炭鉱）
加盟組合（3組合）炭労，全炭鉱，炭職協
6　日本炭鉱労働組合（炭労）　1万4798
1950年4月23日結成　「炭労新聞」不定期刊
役員（1983年9月30日・第104回大会改選）
委員長　野呂潔（芦別），副委員長　橋本亮(高島)相沢秀雄(空知).事務局長　大江静夫(赤平)
7　全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）
1954年4月21日結成　「全炭鉱」半月刊
役員（1983年5月30日・第38回大会改選）
委員長　岡新一（松島），副委員長　高木治男（三池），書記長　小山和衛（三池）
8　全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協）5097
1957年10月25日結成
役員（1981年9月27日・第31回大会改選）
議長　鈴木照生（本部），地方議長　木本亮博（北炭）福永清八郎（三井石炭），事務局長　武田昭治（三井石炭）
9　日本非鉄金属産業労働組合連合会（非鉄金属労連）　1万7254
1982年9月29日結成
役員（1982年9月29日・結成総会選出）
議長　姫野庄三(三菱金属労連)，副議長　平田東助（住友金属労連），事務局長　田村敏男(住友金属労連)
10　全日本資源産業労働組合連合会（資源労連）8798
1965年3月5日結成　「資源労連」半月刊
役員（1982年2月26日・第18回大会改選）
委員長　畠中辰夫（釈迦内），副委員長　大窪喜八郎(日鉱）吉田茂（東邦亜鉛），書記長　中西敬一郎（日鉱）

【金属産業】

11　中央金属労協（中央金属）　21万1670
1953年12月21日結成　「中央金属」月刊
役員（1982年10月19日・幹事会改選）
議長　平沢栄一（全国金属），副議長　増岡克彦(全電線).事務局長　小田部敏雄（全造船機械）
加盟組合（3組合）
全国金属，全電線，全造船機械
12　全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）　197万0190
1964年5月16日結成　「IMF・JC金属」（新聞）月刊，「IMF・JC金属」(雑誌）不定期刊，「国際労働ニュース」不定期刊
役員（1983年9月8日・第22回総会一部改選）
議長　宮田義二（鉄鋼労連），副議長　小林幸男（電機労連）中村卓彦（鉄鋼労連）塩路一郎（自動車総連）金杉秀信（造船重機労連）藤原厳（全金同盟）斎藤健次郎（全機金），事務局長　瀬戸一郎（本部）
加盟組合（14組合）
電機労連，自動車総連，全金同盟，鉄鋼労連，造船重機労連，全機金，キャタピラー三菱労組，キャノン労組，三協労組，全岡村労連，小松インター労組，NCR労組，日本オーチス労組，小西六労組
13　日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）22万5469
1951年3月1日結成　「鉄鋼労連」旬刊.「調査時報」不定期刊
役員（1982年9月26日・第67回大会改選）
会長　宮田義二（新日鉄），委員長　中村卓彦（新日鉄），副委員長　斎藤安正（住友金属）千葉利雄（本部），書記長　千葉登（日本鋼管）
14　機械金属労働組合連絡会（連絡会）公称11万7684
1981年10月25日結成「連絡会ニュース」不定期刊
役員（1982年10月6日改選）
代表幹事　井上文仁（ダイキン工業）高橋昭悟（全新潟鉄工），事務局長　井上正夫（島津）
15　全日本エンジニアリング産業労働組合協議会（CEU）　公称9000
1968年1月20日結成
役員（1982年10月5日・第16回大会改選）
会長　吉富和義（栗田工業），副会長　竹内清（千代田化工建設），事務局長　川野部修（東洋エンジニアリング）
16　全国金属労働組合（全国金属）　16万2833
1950年10月8日結成　「全国金属」週刊，「金属労働資料」月刊
役員（1982年9月1日・50第回大会改選）
委員長　橋村良夫(東京)，副委員長　古家久光（東京）武本明夫（大阪）　後出進一郎（石川）屋敷英雄（愛知）竹内徹（愛媛），書記長　平沢栄一（本部）
17　全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）29万3297
1951年3月18日結成　「全金同盟」旬刊.「全金同盟調査時報」不定期刊
役員（1983年8月31日・第33回大会改選）
組合長　藤原厳（本部），副組合長　服部光朗（埼玉）榎正司（大阪）　中津清次（東京）星野貞信（神奈川）江口享（久保田）宮崎舜（セイコー）菅沼喜久次（日本ビクター），書記長　今

【中央組織】

1　日本労働組合総評議会（総評）　455万0279

1950年7月12日結成　「総評新聞」週刊，「月刊総評」月刊，「総評調査月報」月刊，「労働ニュース」週2回刊，「総評組織局情報」不定期刊，「総評弁護団会報」不定期刊，「時短共闘委員会資料」不定期刊，「Sohyo News」不定期刊

役員（1983年7月28日・第69回大会改選）

議長　黒川 武（私鉄総連），副議長　及川一夫（電通労連）橋村良夫（全国金属）丸山康雄（自治労）江田虎臣（全農林）清水卯一（全印刷）吉岡徳次（全港湾）田淵勲二（全日通）斉藤安正（鉄鋼労連）太田清治（全逓）加藤豊（全水道）立花銀三（合化労連）牧内研二（全専売），特別副議長　富塚三夫（国労）事務局長　真柄栄吉（自治労）

加盟組合（50組合，オブザーバー加盟1組合）

鉄鋼労連，全国金属，私鉄総連，全国一般，合化労連，日本医労協，建設一般全日自労，全日通，全自交労連，新聞労連，紙パ労連，全港湾，鉄弘労，炭労，全鉱，政労協，全印総連，全駐労，繊維労連，日放労，運輸一般，ホテル労連，全造船機械，全海連，全日建，全電力，自運労，放影研労組，電通労連，国労，全逓，全林野，動労，全専売，全印刷，全造幣，アルコール専売，都市交，全水道，自治労，日教組，国公労連，全農林，全開発，全財務，沖縄国公労，大蔵職組，会検労，全競労，（オブザーバー加盟）住宅労協

付　総評民間単産会議　147万9942

1966年12月17日結成　「民間単産会議情報」不定期刊

役員（1981年10月26日・第16回総会改選）

議長　黒川武（総評），副議長　田村誠（私鉄総連）平沢栄一（全国金属）藤瀬逸也（鉄鋼労連）立花銀三（合化労連）田村敏男（全鉱）石坂庚牛（全日通）橋本さとし（電通労連）土橋昭富（紙パ労連）須藤安三（日放労）森下貞雄（全国一般），事務局長　三嶋静夫（総評）

加盟組合（29組合）

鉄鋼労連，全国金属，私鉄総連，全国一般，合化労連，建設一般全日自労，全日通，日本医労協，全自交労連，新聞労連，電通労連，紙パ労連，全港湾，鉄弘労，炭労，全鉱，政労協，全印総連，繊維労連，日放労，運輸一般，ホテル労連，全造船機械，全海連，全日建，全電力，自運労，放影研労組，総評全日建

2　全日本労働総同盟（同盟）　219万6641

1964年11月11日結成　「同盟新聞」週刊，「同盟」月刊，「教宣資料」不定期刊「Domei Information」不定期刊

役員（1982年1月28日・第18回大会改選）

会長　宇佐美忠信（ゼンセン同盟），副会長　金杉秀信（造船重機労連）塩路一郎（自動車労連）土井一清（海員）辻本滋敬（鉄労）浅野総一郎（全金同盟）橋本孝一郎（電力労連）福井秀政（全郵政）本田廣市（全化同盟），書記長　田中良一（全化同盟）

加盟組合（31組合ほか）

ゼンセン同盟，全金同盟，造船重機労連，自動車労連，全日海，一般同盟，電力労連，全化同盟，交通労連，全食品同盟，同盟三菱自工労組，航空同盟，紙パ総連合，資源労連，全民労，全炭鉱，凸版労組，基金労組，日本港湾，全映演，石油同盟，鉄労，全郵政，日林労，建設同盟，全国電力検集労連，電電労組，国税会議，自治労連，新教組，統計労組，ほかに地方・地区同盟直属組合

3　全国産業別労働組合連合（新産別）　6万4367

1949年12月10日結成　「新産別」旬刊

役員（1980年10月22日・第33回大会改選）

委員長　小方鉄蔵（全機金），副委員長　河合明博（新化学）池田明和（京滋地連）飛田正一（新運転），書記長　富田弘隆（本部）

加盟組合（4組合ほか，オブザーバー加盟1組合）

全機金，新化学，新運転，京滋地連，その他（オブザーバー加盟）全施労

4　中立労働組合連絡会議（中立労連）143万8876

1956年9月3日結成　「中立労連」月刊，「中立労連情報・資料」不定期刊

役員（1983年9月27日・第10回大会改選）

議長　竪山利文（電機労連），副議長　加藤忠由（全建総連）田口学（全石油）田島良治（生保労連）木川寛（全電線）岡田一夫（全国ガス）一番ケ瀬宗幸（全国セメント）田村憲一（食品労連），事務局長　藁科満治（電機労連）

加盟組合（10組合）

電機労連，生保労連，全建総連，食品労連，全電線，全窯連，全石油，全国ガス，全国セメント，映演総連

【鉱　業】

5　石炭労働三団体政策推進会議（炭政会議）　2万5094

1980年11月10日結成

役員（1982年10月1日改選）

議長　松橋茂（炭労），代表幹事　野呂潔（炭労）

主要な労働組合の現状

（1983年9月末現在）

労働組合名(略称)，結成年月日，組合員数（1982年6月末現在労働組合基本調査，または公称）「機関紙・誌」（刊行頻度）
役員（改選年月日・改選機関）三役役職員氏名（出身組合）
加盟組合（この項は中央組織，協議会，共闘組織のみ）

中央組織

1. 総　評
付 総評民間単産会議
2. 同　盟
3. 新産別
4. 中立労連

鉱　業

5. 炭政会議
6. 炭　労
7. 全炭鉱
8. 炭職協
9. 非鉄金属労連
10. 資源労連

金属産業

11. 中央金属
12. ＩＭＦ・ＪＣ
13. 鉄鋼労連
14. 連絡会
15. ＣＥＵ
16. 全国金属
17. 全金同盟
18. 全機金
19. 全日アルミ労協
20. アルミ労協
21. 軽圧労協
22. 軽金属製錬労協
23. 全銅連
24. 光学労協
25. 電機労連
26. 全電線
27. 全造船機械
28. 造船重機労連
29. 自動車総連
30. 自動車労連
31. 機産協
32. 車輌労協
33. 航空労協
34. 同盟三菱自工労組
35. 金属家具労協
36. 全ミ労

化学産業

37. 全国化労協
38. 化学エネルギー労協
39. 同盟化学協
40. 合化労連
41. 全化同盟
42. 化学総連
43. 全国アロイ労協
44. 新化学
45. 全日本ゴム労連
46. 全国油労協
47. 全日塗
48. 紙パ労連
49. 紙パ総連合
50. 石油労組連絡会
51. 同盟石油労協
52. 石油同盟
53. 全石油
54. 全国ガス
55. 全国セメント
56. 全窯連
57. 全砥労協
58. 全靴労連
59. 全皮労連

繊維産業

60. 繊維労連
61. ゼンセン同盟

食品産業

62. 全専売
63. アル専
64. 全食品同盟
65. 食品労連
66. 全国ビール
67. 同業労組

文化産業

68. マスコミ・文化共闘
69. 全映演
70. 映演総連
71. 全印刷
72. 全印総連
73. 出版労連
74. 新聞労連
75. 日放労
76. 民放労連
77. 日音労

通 信 業

78. 全　逓
79. 全郵政
80. 電通労連
81. 全電通
82. 電電労組
83. 国際電電労組
84. 電済労

建 設 業

85. 建設労連
86. 全建総連
87. 建設同盟
88. 全日建
89. 日建協
90. 電工労連
91. 建設一般全日自労
92. 全民労
93. 全国自労・広島
94. 全国自労・福岡

金 融 業

95. 金融共闘
96. 全銀総連
97. 市銀連
98. 地銀連
99. 外銀連
100. 全相銀連
101. 相銀全労
102. 全信連
103. 全信労
104. 全信保労連
105. 生保労連
106. 全損保
107. 損保労連
108. 全証労協

電気産業

109. 全電力
110. 電力総連
111. 電力労連
112. 全国電力検集労連

交通運輸業

113. 全交通
114. 同盟交運協
115. 国　労
116. 動　労
117. 鉄　労
118. 全動労
119. 動労千葉
120. 全施労
121. 私鉄総連
122. 交通労連
123. 都市交
124. 運輸労連
125. 全日通
126. 運輸一般
127. 全自交労連
128. 自交総連
129. 自運労
130. 新運転
131. 船労協
132. 全海連
133. 海員組合
134. 通信士組合
135. 全国港湾
136. 港湾共闘
137. 全港湾
138. 日本港湾
139. 日港労連
140. 全倉運
141. 鉄弘労
142. 航空同盟
143. 民航労連

教　育

144. 日教組
145. 日高教（一ツ橋）
146. 日高教（麹町）
147. 日教連
148. 新教組

医　療

149. 日本医労協
150. 全医労
151. 放影研労組

商　業

152. 商サ事務労
153. 同盟流通
154. 商業労連
155. ホテル労連
156. 観光労連
157. 全商社
158. 全商業

公　務

159. 公労協
160. 全官公
161. 公務員共闘
162. 国公労連
163. 国公労協
164. 全大蔵労連
165. 大蔵協議会
166. 大蔵連盟
167. 全国税
168. 国税会議
169. 国税労組
170. 国税中国
171. 全財務
172. 全税関
173. 税関労連
174. 大蔵職組
175. 全造幣
176. 全農林
177. 全林野
178. 日林労
179. 全建労
180. 建職組
181. 全労働
182. 全司法
183. 全商工
184. 全法務
185. 全開発
186. 全運輸
187. 全港建
188. 全気象
189. 全厚生
190. 全電波
191. 文　労
192. 会検労
193. 恩給職組
194. 人　職
195. 経企労
196. 国会職連
197. 総理府労連
198. 統計労組
199. 全行管
200. 地公労
201. 自治労
202. 自治労連
203. 全水道
204. 都労連
205. 政労協
206. 基金労組
207. 全駐労
208. 沖縄国公労

そ の 他

209. 全国一般
210. 一般同盟
211. 全農協労連
212. 生協労連
213. 全山労
214. 全競労
215. 多国籍労組会議

協議会，共闘組織

216. 統一労組懇
217. 政推会議
218. 総連合
219. 全民労協
220. 公益民労

全日本労働総同盟島根地方同盟	松江市御手船場町567	0852—23—3300
全日本労働総同盟岡山地方同盟	岡山市春日町5—5 勤労者福祉センター	0862—24—8227
全日本労働総同盟広島地方同盟	広島市南区金屋町1—17 労働会館	082—261—4207
全日本労働総同盟山口地方同盟	山口市下湯田大橋	08392—2—3202
全日本労働総同盟徳島地方同盟	徳島市昭和町3—3 昭和会館	0886—25—1801
全日本労働総同盟香川地方同盟	高松市番町3—5—15 労住協第12ビル	0878—34—4045
全日本労働総同盟愛媛地方同盟	松山市宮西町132 愛媛県勤労会館	0899—31—7313
全日本労働総同盟高知地方同盟	高知市本町4—1—32	0888—23—0585
全日本労働総同盟福岡地方同盟	福岡市中央区大手門3—3—3 大手門会館	092—741—8207
全日本労働総同盟佐賀地方同盟	佐賀市大財4—1—48	0952—24—5738
全日本労働総同盟長崎地方同盟	長崎市元船町10—7 長崎県友愛会館	0958—27—4300
全日本労働総同盟熊本地方同盟	熊本市新屋敷1—2—37	0963—64—1328
全日本労働総同盟大分地方同盟	大分市寿町1—3 労働福祉会館	0975—36—2468
全日本労働総同盟宮崎地方同盟	宮崎市別府町3—9 労働福祉会館	0985—28—5151
全日本労働総同盟鹿児島地方同盟	鹿児島市平之町1—18	0992—23—0840
全日本労働総同盟沖縄地方同盟	那覇市東町1—1 労働福祉会館	0988—68—7536

【新産別系地方組織】

新産別山形地方協議会	山形市双葉町1—2—19	0236—43—4108
新産別群馬地方協議会	前橋市鳥羽町78	0272—52—3630
新産別東京地方協議会	東京都港区西新橋3—9—7 高橋ビル	03—434—3084
新産別神奈川地方協議会	横浜市磯子区杉田町508	045—771—6270
新産別新潟地方協議会	長岡市東蔵王1—1—1 全機金津上長岡支部	0258—36—7881
新産別富山地方労働組合協議会	富山市石金20 不二越労組内	0764—25—2934
新産別東海地方協議会	愛知県西春日井郡新川町大字須ケ口1600 全機金豊和支部内	0560—40—2158
新産別滋賀地方協議会	大津市晴嵐1—16—1	0775—34—0762
新産別大阪地方連絡協議会	東大阪市橋本1—1 近畿車輛労組内	06—744—8881

【中立労連系地方組織】

北海道中立労働組合連絡会議	札幌市中央区北二条東1—5 久米ビル	011—222—2162
宮城県中立労働組合連絡会議	仙台市郡山6—7—1	0222—48—2024
栃木県中立労働組合連絡会議	宇都宮市平出工業団地3—3	0286—63—1122
群馬県中立労働組合連絡会議	群馬県邑楽郡大泉町寄木戸金塚611	0276—63—0469
埼玉県中立労働組合連絡会議	熊谷市銀座1—104 繊維労連会館	0485—24—3551
東京地方中立労働組合連絡会議	東京都港区三田1—10—3 電機労働会館	03—455—5522
長野県中立労働組合連絡会議	長野市県町529 県町ビル	0262—34—3271
静岡県中立労働組合連絡会議	静岡市春日町2—8—101	0542—55—8110
三重県中立労働組合連絡協議会	津市栄町1—147—5 勤労者福祉会館	0592—26—7892
滋賀県地方中立労働組合連絡会議	大津市瀬田1—1—1	0775—45—8990
広島県中立労働組合連絡会議	呉市宝町2—11	0823—21—3319
愛媛県中立労働組合連絡会議加盟組合懇談会	愛媛県温泉郡川内町南方2131	0899—66—2111
福岡県中立労働組合連絡会議	福岡市博多区竹下3—1—1	092—473—8966
長崎県中立労働組合連絡会議	長崎市丸尾町6—14	0958—61—6211
中立労連佐賀地方協議会	佐賀市大財北町1—1	0952—24—4126

【その他・地方組織】

地方民労協全国連絡協議会（全国民労協）	港区芝浦3—1—43 東京電力労組内	03—451—1816

日本労働組合総評議会香川県地方評議会	高松市丸の内7—18	0871—51—2362
日本労働組合総評議会愛媛県地方労働組合評議会	松山市宮西町132 愛媛県勤労会館	0899—41—4500
高知県労働組合総評議会	高知市本町4—1—32 労働会館	0888—75—7274
福岡県労働組合評議会	福岡市中央区大手門3—3—3 大手門会館	092—712—0525
佐賀県労働組合総評議会	佐賀市柳町2—9 労働会館	0952—24—6221
長崎県労働組合評議会	長崎市桜町9—6 地区労会館	0958—23—7281
熊本県労働組合総評議会	熊本市九品寺1—17—9 熊本県労働会館	0963—71—6226
大分県労働組合評議会	大分市寿町1—3 労働福祉会館	0975—34—3300
宮崎県地方労働組合評議会	宮崎市別府町3—9 労働福祉会館	0985—29—1212
鹿児島県労働組合総評議会	鹿児島市平之町9—26 労働会館	0992—23—5201
沖縄県労働組合協議会	那覇市東町1—1 労働福祉会館	0988—62—3888

【同盟系地方組織】

全日本労働総同盟北海地方同盟	札幌市中央区南大通り西16—1—19	011—641—4621
全日本労働総同盟青森地方同盟	青森市本町3—3—11 労働福祉会館	0177—23—1999
全日本労働総同盟岩手地方同盟	盛岡市大沢川原2—2—32	0196—24—4310
全日本労働総同盟宮城地方同盟	仙台市上杉1—5—13 労働福祉会館	0222—61—4292
全日本労原総同盟秋田地方同盟	秋田市川尻御休町9—33 秋田同盟会館	0188—64—8511
全日本労働総同盟山形地方同盟	山形市香澄町2—9—40	0236—31—7740
全日本労働総同盟福島地方同盟	福島市宮町3—14 労働福祉会館	0245—23—4674
全日本労働総同盟茨城地方同盟	水戸市新荘3—5—6 竹内ビル	0292—26—0534
全日本労働総同盟栃木地方同盟	宇都宮市中央3—1—2	0286—35—9511
全日本労働総同盟群馬県同盟	前橋市本町1—6—2	0272—24—7722
全日本労働総同盟埼玉地方同盟	浦和市常盤9—24—13 労働会館	0488—33—9137
全日本労働総同盟千葉地方同盟	千葉市千葉港4—4 労働者福祉センター	0472—42—5505
全日本労働総同盟東京地方同盟	東京都渋谷区千駄ケ谷1—7—4	03—403—0711
全日本労働総同盟神奈川地方同盟	横浜市磯子区中原1—1—17	045—774—3011
全日本労働総同盟新潟地方同盟	新潟市花園2—1—7 福祉センター	0252—41—2166
全日本労働総同盟富山地方同盟	富山市桜町2—2—29 労働福祉会館	0764—32—9828
全日本労働総同盟石川地方同盟	金沢市長田本町ロ14	0762—23—5468
全日本労働総同盟福井地方同盟	福井市宝永2—1—24 労働福祉会館	0776—24—4284
全日本労働総同盟山梨地方同盟	甲府市相生2—7—17 労農福祉センター	0552—37—2269
全日本労働総同盟長野地方同盟	長野市鶴賀2141—3 信光ビル	0262—34—0397
全日本労働総同盟岐阜地方同盟	岐阜市西駒爪町14	0582—62—6991
全日本労働総同盟静岡地方同盟	静岡市春日町2—3—10	0542—54—8344
全日本労働総同盟愛知地方同盟	名古屋市中区大井町6—26愛知同盟会館	052—322—6111
全日本労働総同盟三重地方同盟	津市栄町1—147—5 勤労福祉会館	0592—28—6108
全日本労働総同盟滋賀地方同盟	大津市馬場町3—13—28 ゼンセン同盟	0775—23—2701
全日本労働総同盟京都地方同盟	京都市中京区壬生仙念町30—2 京都市労働者総合会館	075—811—3361
全日本労働総同盟大阪地方同盟	大阪市西区土佐堀1—6—3	06—448—0151
全日本労働総同盟兵庫地方同盟	神戸市中央区下山手通5—9—3 兵庫勤労文化会館	078—341—1511
全日本労働総同盟奈良地方同盟	奈良市西木辻町93—6 奈良労働会館内	0742—23—4851
全日本労働総同盟和歌山地方同盟	和歌山市畑屋敷中の丁9—1 ゼンセン会館	0734—31—7546
全日本労働総同盟鳥取地方同盟	鳥取市戎町110 中央労働福祉会館	0857—26—2481

国際音楽放送映画演劇労組連盟（ＩＳＥＴＵ）	渋谷区宇田川町4—8	476—0971
国際食品労連（ＩＵＦ）日本事務所	中央区京橋1—15—1 味の素室町ビル	561—4540
国際郵便電信電話労連（ＰＴＴＩ）東京事務所	千代田区神田駿河台3—6 全電通会館	251—3371
国際運輸労連（ＩＴＦ）日本事務所	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	231—3876
国際商業事務技術労連（ＦＩＥＴ）日本加盟組織連絡協議会（ＪＬＣ）	渋谷区代々木2—23—1 ニューステートメナー商業労連内	370—4121

地方組織

【総評系地方組織】

全北海道労働組合協議会	札幌市中央区北四条西12丁目 北労ビル	011—231—4157
青森県労働組合会議	青森市本町3—3—11 労働福祉会館	0177—75—2041
岩手県労働組合総連合	盛岡市大沢川原2—2—32 労働福祉会館	0196—23—9201
宮城県労働組合評議会	仙台市上杉1—5—13 労働福祉会館	0222—22—9181
秋田県労働組合会議	秋田市中通6—7—36 労働会館	0188—33—8355
山形県労働組合評議会	山形市香澄町2—9—40 福祉センター	0236—41—5515
福島県労働組合協議会	福島市宮町3—14 労働福祉会館	0245—22—6101
茨城県労働組合連盟	水戸市梅香町2—1—39 労働福祉会館	0292—21—7178
栃木県労働組合会議	宇都宮市中戸祭町821 福祉センター	0286—22—0567
群馬地方労働組合評議会	前橋市大手町3—5—4	0272—31—4266
埼玉県労働組合評議会	浦和市高砂町4—3—5	0488—63—1561
千葉県労働組合連合協議会	千葉市千葉港4—4 労働者福祉センター	0472—41—7141
東京地方労働組合評議会	東京都港区芝浦3—18—15	03—452—4611
神奈川県地方労働組合評議会	横浜市磯子区中原1—1—28	045—773—2250
新潟県労働組合評議会	新潟市花園2—1—7 福祉センター	0252—44—5454
富山県労働組合協議会	富山市桜町2—2—29	0764—31—8756
石川県労働組合評議会	金沢市昭和町5—23 石川県評会館	0762—33—2170
福井県労働組合評議会	福井市宝永2—1—24 労働福祉会館	0776—21—5321
山梨県労働組合総連合会	甲府市相生2—7—17 労農福祉センター	0552—35—3161
長野県労働組合評議会	長野市県町532 労働会館	0262—34—2116
岐阜県労働組合評議会	岐阜市西駒爪町14 県評会館	0582—65—4678
静岡県労働組合評議会	静岡市南町16—23	0542—82—4121
愛知県地方労働組合評議会	名古屋市昭和区鶴舞3—8—10 愛知労働文化センター	052—741—2266
三重県労働組合協議会	津市栄町1—147—5 三重県勤労福祉会館	0592—27—0154
日本労働組合総評議会滋賀地方評議会	大津市梅林1—4—15 教育会館	0775—22—4644
日本労働組合総評議会京都地方評議会	京都市中京区壬生仙念町30—2 京都労働者総合会館	075—801—2308
日本労働組合総評議会大阪地方評議会	大阪市北区天神橋3—9—27	06—358—0281
日本労働組合総評議会兵庫県地方評議会	神戸市中央区中町通り4—1—19	078—341—1016
奈良県地方労働組合総評議会	奈良市西木辻町93—6 労働会館	0742—26—3983
和歌山県地方労働組合評議会	和歌山市小松原通り3—1 教育会館	0734—23—1952
鳥取県労働組合総評議会	鳥取県戎町110	0857—23—2391
島根県労働組合評議会	松江市御手船場町549—4 福祉センター	0852—23—3300
岡山県労働組合総評議会	岡山市春日町5—5 勤労福祉センター	0862—25—1441
広島県労働組合会議	広島市南区金屋町1—17 県労会館	082—261—9255
山口県労働組合評議会	山口市亀山町5—2	0839—22—1841
徳島県労働組合評議会	徳島市昭和町3—35—1 労働福祉会館	0886—23—2108

全気象労働組合（全気象）	千代田区大手町1—3—4 気象庁内	212—4008
全厚生職員労働組合（全厚生）	千代田区霞ガ関1—2—2 厚生省内	501—4881
全電波労働組合（全電波）	港区北青山2—7—14	401—1822
文部職員労働組合（文労）	千代田区霞ガ関3—2—2	581—4211
会計検査院職員労働組合（会検労）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—3251
総理府恩給局職員組合（恩給職組）	新宿区若松町95	602—1111
人事院職員組合（人職）	千代田区霞ガ関2—1—2 人事院ビル	581—5311
経済企画庁職員労働組合（経企労）	千代田区霞ガ関3—1—1	581—4086
国会職員組合連合会（（国会職連）	千代田区永田町1—7—1 衆議院内	581—5111
総理府労働組合連合会（総理府労連）	新宿区若松町95 総理府統計局内	202—1111
総理府統計局労働組合（統計労組）	新宿区若松町95 総理府統計局内	202—1111
全行政管理庁職員組合（全行管）	千代田区霞ガ関3—1—1 行政管理庁内	581—6361
地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労）	千代田区六番町1 自治労会館	262—1576
全日本自治団体労働組合（自治労）	千代田区六番町1 自治労会館	263—0261
全国自治団体労働組合連合（自治労連）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—7963
全日本水道労働組合（全水道）	文京区本郷1—4—1 全水道会館	812—4221
東京都労働組合連合会（都労連）	千代田区丸の内3—6—2 都庁内	212—6931
政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館	251—6621
社会保険診療報酬支払基金労働組合（基金労組）	港区西新橋2—39—8 鈴丸ビル	437—9726
全駐留軍労働組合（全駐労）	港区芝3—41—8	455—5971
沖縄国家公務員労働組合（沖縄国公労）	那覇市旭町34 官公労共済会館	0988—67—2414

そ の 他

総評・全国一般労働組合（全国一般）	千代田区神田三崎町3—5—6 造船会館	230—4071
全国一般労働組合同盟（一般同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5969
全国農業協同組合労働組合連合会（全農協労連）	渋谷区代々木2—5—5 新宿農協会館	370—8327
全国生協労働組合連合会（生協労連）	渋谷区千駄ケ谷4—1—13 生協会館	408—0067
全国山林労働組合（全山労）	文京区大塚3—28—7 全林野会館	945—6385
全国競走労働組合（全競労）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館	253—9309

協議会・共闘組織

多国籍企業問題対策労組連絡会議（多国籍労組会議）	中央区八重洲2—6—21 三徳八重洲ビル IMF・JC内	274—2461
統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）	北区滝野川3—3—1 ユニオン・コーポ	940—0401
政策推進労組会議（政推会議）	港区三田2—7—15 電力労働会館	455—4086
全国労働組合総連合（総連合）	港区三田1—10—3 電機労連会館	455—6804
全日本民間労働組合協議会（全民労協）	港区三田1—10—3 電機労連会館	456—3061
公益産業民間労働組合連絡会（公益民労）	港区三田2—7—15	455—0231

在日国際労働組織連絡事務所

世界労連（WFTU）東京事務所	港区芝5—26—30 専売会館	451—6451
国際自由労連（ICFTU）日本加盟組織連絡協議会（LC）	港区新橋2—12—18 及川ビル	508—1351
国際労働組合連合（WCL）東京事務所	豊島区目白3—7—4	953—5930
国際金属労連（IMF）東アジア事務所	中央区八重洲2—6—21 三徳八重洲ビル	274—2461
国際化学エネルギー一般労連（ICEF）東京事務所	千代田区富士見2—10—28 フジボウ会館	230—1448
国際繊維被服皮革労働同盟アジア地域組織（ITGLW F・ARO=TWARO）	千代田区九段4—8—16 ゼンセン会館	265—7521

日本新教職員組合連合（新教組）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—5724

医　　療

日本医療労働組合協議会（日本医労協）	台東区入谷1—9—5 日本医療労働会館	875—5871
全日本国立医療労働組合（全医労）	新宿区四谷4—10—3	355—0601
放射線影響研究所労働組合（放影研労組）	広島市南区比治山公園5—2	082—261—1873

商　　業

全国商業サービス事務職労働組合連絡会議（商サ事務労）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	230—1721
同盟流通労働組合共闘会議（同盟流通）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
日本商業労働組合連合会（商業労連）	渋谷区代々木2—23—1 ニューステートメナー	370—4121
全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	230—1381
観光・航空貨物産業労働組合連合会（観光労連）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	230—1721
全国商社労働組合連合会（全商社）	大阪市南区長堀橋筋1—44—1 グランドピア長堀橋	06—244—9201
全日本商業労働組合（全商業）	渋谷区千駄ケ谷5—12—9	352—4323

公　　務

公共企業体等労働組合協議会（公労協）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館内	251—7471
全日本官公職労協議会（全官公）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—7963
日本公務員労働組合共闘会議（公務員共闘）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館内	251—6263
日本国家公務員労働組連合協議会（国公労連）	港区西新橋3—6—2 ツカサビル	436—1261
日本国家公務員労働組議合協議会（国公労協）	千代田区霞ガ関1—2—1 全農林内	508—1395
全大蔵関係労働組合連絡協議会（全大蔵労連）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4111
大蔵労働組合協議会（大蔵協議会）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4111
大蔵省公務員連盟（大蔵連盟）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4111
全国税労働組合（全国税）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—3678
国税労働組合全国会議（国税会議）	千代田区霞ガ関3—1—1 国税庁内	581—2573
国税労働組合（国税労組）	千代田区大手町1—3—2 東京国税局内	213—7952
中国国税職員組合（国税中国）	広島市中区上八丁堀6—30広島国税局内	082—221—9211
全財務労働組合（全財務）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4882
全国税関労働組合（全税関）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4111
税関労働組合全国連絡協議会（税関労連）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4111
大蔵省職員組合（大蔵職組）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—3725
全造幣労働組合（全造幣）	大阪市北区天満1—1—79	06—351—5361
全農林労働組合（全農林）	千代田区霞ガ関1—2—1 農林省内	502—8111
全林野労働組合（全林野）	文京区大塚3—28—7 全林野会館	945—6385
日本林業労働組合（日林労）	千代田区霞ガ関1—2—1 林野庁内	580—8891
全建設省労働組合（全建労）	北区堀船1—12—19 現業労協会館	919—7901
建設省職員組合（建職組）	港区芝2—20—12 友愛会館	455—3005
全労働省労働組合（全労働）	千代田区霞ケ関1—2—2中央合同庁舎第5号館労働省内	593—1211
全司法労働組合（全司法）	千代田区隼町4—2 最高裁内	264—8111
全商工労働組合（全商工）	千代田区霞ガ関1—3—1 通産省内	580—5707
全法務労働組合（全法務）	千代田区霞ガ関1—1—3	580—0584
全北海道開発局労働組合（全開発）	札幌市中央区三条西4丁目合同庁舎	011—261—0443
全運輸省労働組合（全運輸）	千代田区霞ガ関2—1—3	580—4244
運輸省全港湾建設労働組合（全港建）	千代田区霞ガ関2—1—3 運輸省内	580—3111

損害保険労働組合連合会（損保労連）	中央区八重洲2—7—9 相模ビル	273—7874
全国証券労働組合協議会（全証労協）	中央区日本橋茅場町2—1—1 第2証券会館	666—5450

電気産業

全日本電力労働組合協議会（全電力）	調布市緑ケ丘1—6	308—9151
全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）	港区三田2—7—15 電力労働会館	454—5478
全国電力労働組合連合会（電力労連）	港区三田2—7—15 電力労働会館	454—0231
全国電力検針集金労働組合連絡協議会（全国電力検集労連）	港区芝浦3—1—43 礎会館	455—8181

交通運輸業

全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	215—0681
同盟交通運輸港湾協議会（同盟交運協）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
国鉄労働組合（国労）	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	231—4651
国鉄動力車労働組合（動労）	品川区西五反田3—2—13 動力車会館	491—7191
鉄道労働組合（鉄労）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—9081
全国鉄動力車労働組合連合会（全動労）	北区滝野川3—3—1 ユニオンコーポ303	940—2671
国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）	千葉市要町2—8	0472—22—7207
全国鉄施設労働組合（全施労）	千代田区丸の内1—8—1 東京鉄道管理局旧庁舎内	212—6311
日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）	港区高輪4—3—5 私鉄会館	473—0166
全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—7243
日本都市交通労働組合（都市交）	港区麻布十番2—8—13	451—5221
全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）	千代田区霞ガ関3—3—5 全日通労働会館	580—9155
全日通労働組合（全日通）	千代田区霞ガ関3—3—5 全日通労働会館	581—2261
全日本運輸一般労働組合（運輸一般）	北区滝野川3—3—1	910—1536
全国自動車交通労働組合連合会（全自交労連）	渋谷区千駄ケ谷3—7—9	408—0875
全国自動車交通労働組合総連合会（自交総連）	台東区根岸2—18—2 永谷マンション201	875—8071
日本自動車運転士労働組合（自運労）	目黒区中目黒2—3—12	711—9387
新産別運転者労働組合（新運転）	新宿区西早稲田3—29—20	202—3503
船舶関係労働組合協議会（船労協）	千代田区霞ガ関2—1—3 全運輸内	580—4244
全日本海運労働組合連合会（全海連）	港区新橋2—20 新橋駅前ビル1号館	573—2401
全日本海員組合（全日海）	港区六本木7—15—26	403—6251
船舶通信士労働組合（通信士組合）	港区芝浦1—14—8	451—0464
全国港湾労働組合協議会（全国港湾）	品川区南大井6—24—14 第5下川ビル	768—1350
港湾労働組合中央共闘会議（港湾共闘）	大田区山王2—31—4 全港湾内	774—4141
全日本港湾労働組合（全港湾）	大田区山王2—31—4	774—4141
日本港湾労働組合同盟（日本港湾）	港区海岸3—1—11	451—2343
日本港湾労働組合連合会（日港労連）	品川区南大井6—24—14 第5下川ビル	768—4681
全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）	中央区日本橋兜町16—1	667—9481
鉄道弘済会労働組合（鉄弘労）	千代田区麹町6—1—18 共栄ビル	262—9709
全日本航空産業労働組合総同盟（航空同盟）	大田区羽田空港1—6—3 日航機装ビル	747—7642
日本民間航空労働組合連合会（民航労連）	大田区羽田空港1—6—6 全日空労組内	747—5742

教　　育

日本教職員組合（日教組）	千代田区一ツ橋2—6—2 日本教育会館	265—2181
日本高等学校教職員組合（日高教）（一ツ橋）	千代田区一ツ橋2—6—2 日本教育会館	230—0284
日本高等学校教職員組合（日高教）（麹町）	千代田区九段北1—9—12 谷内ビル	261—0422
日本教職員連盟（日教連）	千代田区麹町4—7 逢阪ビル	264—3861

文化産業

マスコミ・文化労働組合共闘会議（マスコミ・文化共闘）	新宿区三栄町17 木原ビル	355—0461
全国映画演劇労働組合（全映演）	千代田区有楽町1—8—1 日比谷パークビル	201—4476
映画演劇労働組合総連合（映演総連）	港区新橋2—10—9 ダイワビル	591—3039
全印刷局労働組合（全印刷）	北区西ケ原3—59—12 全印刷会館	910—7131
全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）	文京区春日2—1—5第2荒井ビル	812—4007
日本出版労働組合連合会（出版労連）	千代田区神田駿河台1—8 お茶の水ビル	294—2478
日本新聞労働組合連合（新聞労連）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	265—8641
日本放送労働組合（日放労）	渋谷区神南2—2—1 NHK内	465—1647
日本民間放送労働組合連合会（民放労連）	新宿区三栄町17 木原ビル	355—0461
日本音楽家労働組合（日音労）	品川区南品川5—13—16	472—1081

通信業

全逓信労働組合（全逓）	文京区後楽1—2—7 全逓会館	812—4261
全日本郵政労働組合（全郵政）	渋谷区千駄ケ谷1—20—6	478—7101
電気通信情報産業労働組合連合（電通労連）	千代田区神田駿河台3—6 全電通会館	253—3214
全国電気通信労働組合（全電通）	千代田区神田駿河台3—6 全電通会館	257—1551
日本電信電話労働組合（電電労組）	杉並区天沼2—26—12	398—0931
国際電信電話労働組合（国際電電労組）	新宿区西新宿2—3—2 KDDビル	347—6862
全国電気通信共済会労働組合（電済労）	港区虎ノ門1—23—10 山県ビル	502—0531

建設業

全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会（建設労連）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館	251—0311
全国建設労働組合総連合（全建総連）	新宿区高田馬場2—7—15	200—6221
建設産業労働組合同盟（建設同盟）	港区芝2—14—5 加藤ビル	454—0951
総評全日本建設産業労働組合（全日建）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館	251—0311
電工労連	文京区本郷3—39—5	816—3021
日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）	渋谷区千駄ケ谷1—30—8 千駄ケ谷第7大京ビル	403—7976
全日自労建設一般労働組合（建設一般全日自労）	豊島区雑司ケ谷3—22—10	987—0711
全国民主自由労働組合（全民労）	港区芝海岸通3—2—1	452—0547
全国自由労働組合連合会（全国自労・広島）	広島市南区旭1—15—2	082—251—6491
全国自由労働組合（全国自労・福岡）	福岡市博多区吉塚町5—5—15	092—611—2497

金融業

全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）	港区南青山5—3—2全銀総連会館	400—4295
全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）	中央区八重洲1—3—8 井田ビル	271—6971
市中銀行従業員組合連合会（市銀連）	中央区八重洲1—3—8 井田ビル	274—5611
全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—0411
外国銀行従業員組合連合会（外銀連）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—0444
全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—0447
相互銀行全国労働組合連合会議（相銀全労）	中央区日本橋小伝馬町16—8 共同ビル	661—4886
全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）	中央区日本橋3—3—5 新日東ビル	281—2595
全国信用金庫信用組合労働組合連合会（全信労）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—8512
全国信用保証協会労働組合連合会（全信保労連）	京都市右京区西院東中水町17	075—314—7221
全国生命保険労働組合連合会（生保労連）	渋谷区広尾1—3—18 広尾オフィスビル	446—2031
全日本損害保険労働組合（全損保）	中央区京橋2—7—19 守随ビル	535—6491

同盟三菱自動車工業労働組合（同盟三菱自工労組）	港区芝2—20—12 友愛会館	455—5266
全国金属家具産業労働組合協議会（金属家具労協）	横浜市中区弁天通2—25	045—212—1071
全国ミシン労働組合協議会（全ミ労）	小金井市本町1—14—25 蛇の目ミシン労組内	0423—83—1212

化学産業

全国化学産業労働組合協議会（全国化労協）	港区芝5—26—30 専売会館	454—4459
日本化学エネルギー労働組合協議会（化学エネルギー労協）	千代田区富士見2—10—28 フジボウ会館	239—3033
同盟化学部門連絡協議会（同盟化学協）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
合成化学産業労働組合連合（合化労連）	港区芝5—26—30 専売会館	452—5591
全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—3801
全国化学労働組合総連合（化学総連）	港区三田1—10—3 電機労連会館	454—2491
全国フェロアロイ産業労働組合協議会（全国アロイ労協）	中央区日本橋小網町8—2 日本重化学工業労組内	668—5628
新産別全化学産業労働組合連合（新化学）	港区西新橋3—9—7 高橋ビル	433—6486
全日本ゴム産業労働組合総連合（全日本ゴム労連）	豊島区目白2—3—3	984—5656
全国油脂産業労働組合協議会（全国油労協）	中央区日本橋室町2—8 古河ビル	241—0392
全日本塗料労働組合協議会（全日塗）	大阪市淀川区西中島4—5—9 浅井ビル	06—304—7756
全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）	港区北青山2—12—4	402—7656
全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合（紙パ総連合）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—2513
石油産業労働組合連絡会（石油労組連絡会）	港区芝1—4—9 平和会館	451—4986
同盟石油産業労働組合連絡協議会（同盟石油労協）	千代田区永田町2—11—2 星ケ丘ビル	580—3163
全国石油産業労働組合同盟（石油同盟）	千代田区永田町2—11—2 星ケ岡ビル	580—3163
全国石油産業労働組合協議会（全石油）	港区芝1—4—9 平和会館	451—4986
全国ガス労働組合連合会（全国ガス）	墨田区緑2—13—7	632—1238
全国セメント労働組合連合会（全国セメント）	港区新橋5—29—2	436—3666
全国窯業労働組合連合会（全窯連）	名古屋市瑞穂区平郷町3—11 窯連会館	052—882—4562
全国砥石産業労働組合連絡協議会（全砥労協）	名古屋市西区則武新町3—1—36 ノリタケカンパニー労組内	052—561—7111
全国製靴産業労働組合連合会（全靴労連）	足立区興野1—18—41 スタンダード靴労組内	852—2251
全国皮革産業労働組合連合会（全皮労連）	足立区千住緑町1—1	888—5111

繊維産業

日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）	中央区京橋3—1—2 片倉ビル	281—4806
ゼンセン同盟	千代田区九段南4—8—16 ゼンセン会館	265—7521

食品産業

全専売労働組合（全専売）	港区芝5—26—30 専売会館	453—2191
アルコール専売労働組合（アル専）	港区虎ノ門3—5—1虎ノ門37森ビル	433—7126
全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—3486
全日本食品労働組合連合会（食品労連）	渋谷区広尾1—3—18 広尾オフィスビル	446—2082
全国麦酒労働組合連合会（全国ビール）	港区南青山3—18—4	408—6241
食品同業労組連絡会議（同業労組）	渋谷区笹塚1—47京王重機ビル全中村屋労組内	460—7560

労働組合名簿

（1983年9月30日現在）

中央組織

日本労働組合総評議会（総評）	千代田区神田駿河台3—2—11	251—0311
全日本労働総同盟（同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
全国産業別労働組合連合（新産別）	港区西新橋3—9—7 高橋ビル	433—3461
中立労働組合連絡会議（中立労連）	港区三田1—10—3 電機労連会館	455—6801

鉱　業

石炭労働三団体政策推進会議（炭政会議）	港区新橋2—3—7 中ビル	580—0370
日本炭鉱労働組合（炭労）	中野区中央3—9—2 炭労会館	371—9151
全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—4721
全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協）	中央区日本橋室町2—1—1 三井ビル	241—6838
日本非鉄金属産業労働組合連合会（非鉄金属労連）	品川区東五反田5—21—15 全鉱会館	441—7191
全日本資源産業労働組合連合会（資源労連）	港区西麻布1—3—8 中山ビル	402—6666

金属産業

中央金属労協（中央金属）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	265—1921
全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）	中央区八重洲2—6—21 三徳八重洲ビル	274—2461
日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）	品川区東大井3—6—5	762—0421
機械金属労働組合連絡会（連絡会）	京都市中京区西ノ京桑原町1 島津労組内	075—802—4101
全日本エンジニアリング産業労働組合協議会（CEU）	船橋市東船橋6—12—10 東洋エンジニアリング労組内	0474—24—0111
全国金属労働組合（全国金属）	渋谷区桜が丘15—11	463—4231
全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—2141
全国機械金属労働組合（全機金）	港区西新橋3—9—7 高橋ビル	434—3084
全日本アルミニウム産業労働組合連絡協議会（全日アルミ労協）	中央区銀座7—3—5 日軽ビル日軽金労組内	574—3495
全国アルミ産業労働組合協議会（アルミ労協）	堺市海山町5—200—1 昭和アルミ労組内	0722—33—0996
軽金属圧延労働組合協議会（軽圧労協）	裾野市平松85 三菱アルミ労組内	05599—2—4302
全国伸銅労働組合連合会（全銅連）	堺市三室町8—374	0722—33—1161
全日本光学工業労働組合協議会（光学労協）	板橋区相生町5—7 コパル労働会館内	937—2302
全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）	港区三田1—10—3 電機労連会館	455—6911
全日本電線工業労働組合（全電線）	品川区旗の台1—11—6	785—2991
全日本造船機械労働組合（全造船機械）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	265—1921
全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—6783
全日本自動車産業労働組合総連合会（自動車総連）	港区芝公園2—6—15 黒龍芝公園ビル	434—7641
日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）	港区海岸1—4—26	434—4721
全国機械産業労働組合協議会（機産協）	我孫子市我孫子1	0471—85—0039
車輌産業労働組合協議会（車輌労協）	東大阪市橋本1—1 近畿車輌内	06—744—8881
航空機産業労働組合協議会（航空労協）	各務原市川崎町1 川崎重工労組岐阜支部内	0583—82—5711

上げ要求・妥結状況 265
第94表 国民春闘共闘会議・傘下単産別賃上げ妥結状況 266
第95表 同盟・傘下単産別妥結状況 267
第96表 国民春闘共闘会議・同盟共同集計結果 267
第97表 全民労協・傘下単産別主要登録組合の妥結状況 268

Ⅱ—Ⅸ 労働者福祉運動
第98表 労働金庫の組織状況 334
第99表 労働金庫の事業概況 334
第100表 労働金庫の年度間新規貸出および残高の使途別内訳 334
第101表 財形貯蓄実施状況 337
第102表 全労済加入・給付状況 340
第103表 1982年度日本生協連購買・医療生協の総合概況 342

Ⅱ—XⅢ 政 党
第104表 国会の勢力分野（1982年11月24日現在） 401
第105表 国会の勢力分野（1982年12月26日現在） 402
第106表 各党別議員当選者数の前回比 406
第107表 道府県議会選挙得票数・得票率推移 408
第108表 道府県議選挙候補者数・当選者数推移 408
第109表 「政令指定都市」市議選得票数・得票率推移 409
第110表 「政令指定都市」市議選候補者数・当選者数推移 409
第111表 一般市議候補者数・当選者数推移 410
第112表 市長選当選者数 410
第113表 区議候補者数・当選者数 411
第114表 町村議候補者数・当選者数 411
第115表 第13回参議院選挙党派別得票数・得票率 413
第116表 第13回参議院選挙党派別当選者数 413
第117表 社会党と市民グループとの主な政治契約 426
第118表 都道府県別『週刊民社』普及度 441

Ⅲ—Ⅰ 政府の労働政策
第119表 1983年度労働省主要予算概要 463
第120表 1982年労働省予算重点施策（主要事項） 463

Ⅲ—Ⅱ 雇用政策
第121表 経済情勢と経済政策の諸指標 475
第122表 定年制実施状況の推移 481
第123表 規模別，産業別高齢者雇用状況 483
第124表 身体障害者の規模別，産業別雇用状況 485

Ⅲ—Ⅲ 賃金政策
第125表 人事院勧告の推移 492
第126表 官民較差と改善の内訳 492
第127表 人事院勧告の等級別改善率 492
第128表 1982年度地域別最低賃金実施状況 494
第129表 決定方式別の最低賃金実施状況（1983年1月末） 494
第130表 地域別・産業別の最低賃金平均額 494

Ⅲ—Ⅳ 社会保障
第131表 社会保障制度見直し，支出削減 500
第3図 自民党公的年金等調査会の年金改革日程 504
第132表 共済年金保険料率の予想（ごく粗い試算） 506
第133表 21世紀年金額と保険料 507

員別標準生計費 155
第49表 厚生省の生活保護基準 156
第50表 社会指標体系 157
第51表 1981年社会指標試算値 158

Ⅰ—Ⅴ 農家の状態と農民の生活
第52表 農家人口と農家数の推移 163
第53表 経営耕地規模別農家数の推移 164
第54表 専兼業別農家数の推移 165
第55表 農業就業人口の推移 166
第56表 年齢別・男女別基幹的農業従事者数 167
第57表 兼業種類別男女別兼業従事者数 168
第58表 雇用兼業種類別兼業従事者数 168
第59表 農家の形態別人口異動 170
第60表 農家労働力の産業間異動状況 172
第61表 農家世帯員の出稼ぎ状況 173
第62表 農家子弟新規学卒者数の推移 174
第63表 農家経済の推移（全国1戸当たり平均） 175
第64表 経営耕地規模別農家経済（都府県1戸当たり平均） 176
第65表 農家の費目別家計費の推移（全国1戸当たり平均） 178
第66表 農家と勤労者世帯の所得の比較（全国平均） 179

Ⅱ—Ⅰ 労働組合の組織現状と組織運動
第67表 労働組合数，組合員数および推定組織率の推移 184
第68表 産業別労働組合員数および推定組織率 186
第69表 企業規模別労働組合員数（民営企業） 188
第70表 新設，解散労働組合数および組合員数 189
第71表 産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（1982年） 190
第72表 民営企業における企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（1982年） 190
第73表 地域および組合の種類別連合団体数 191
第74表 主要団体別労働組合員数の推移 192
第75表 産業別労働組合員数の主要団体別構成比 193
第76表 適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比 193
第77表 都道府県別労働組合員数 194

Ⅱ—Ⅲ 労働争議
第78表 年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数 224
第1図 半日未満および半日以上の同盟罷業の件数ならびに行為参加人員の推移 225
第2図 月間行為参加人員の推移 226
第79表 春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合 226
第80表 産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議） 228
第81表 産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移 228
第82表 産業別労働組合員1000人当たり行為参加人員および労働損失日数の推移 229
第83表 企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員（民営企業のみ） 229
第84表 企業規模別，労働組合員1000人当たり行為参加人員および労働損失日数の推移（民営企業のみ） 230
第85表 主要団体別労働争議件数の推移 231
第86表 主要団体別争議行為をともなう争議の行為形態別行為参加人員および労働損失日数の推移 231
第87表 労働争議の主要要求事項別件数の推移 233
第88表 要求事項および継続期間別労働争議解決件数 234
第89表 労働争議の解決状況 234

Ⅱ—Ⅳ 賃金闘争
第90表 1982年民間主要企業年末一時金要求・妥結状況 240
第91表 年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移 241
第92表 労働省調査による民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況 264
第93表 日経連調査による主要企業賃

統計図・表索引

Ⅰ－Ⅰ 雇用構造と労働市場

第1表　労働力状態　81
第2表　第1次，第2次，第3次産業別就業者数　85
第3表　非農林業産業別就業者数　86
第4表　就業者の従業上の地位別構成　88
第5表　おもな産業の雇用者数　89
第6表　雇用者の産業別構成比　91
第7表　非農林業雇用者の企業規模別構成比（官公をのぞく）　91
第8表　雇用者の職業別構成　91
第9表　産業別常用雇用指数　94
第10表　一般職業紹介状況　99
第11表　技能労働者の不足数　100
第12表　雇用保険業務取扱状況　101

Ⅰ－Ⅱ 賃金と労働時間

第13表　学歴別初任給および学歴間・男女間格差　105
第14表　調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移　107
第15表　産業別平均月間現金給与支給額　108
第16表　製造業規模別賃金格差　110
第17表　製造業における規模別1人平均月間現金給与額　110
第18表　調査産業計，製造業における都道府県別平均賃金指数　111
第19表　常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1カ月現金給与額　112
第20表　常用労働者の性別1カ月平均現金給与額　112
第21表　企業規模別にみた年齢別賃金格差　113
第22表　基準内賃金の構成比　113
第23表　常用労働者1人1カ月当たり「きまって支給する給与」の推移　115
第24表　調査産業計，製造業における特別に支払われた給与の現金給与総額のなかに占める割合　115
第25表　労働時間の推移　116
第26表　製造業規模別労働時間数と格差　117
第27表　規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）　118
第28表　主な週休制の形態　119

Ⅰ－Ⅲ 合理化の現状と労働災害・職業病

第29表　機械器具部門従業者1000人あたり機械保有台数　125
第30表　産業大・中分類別労働災害度数率・強度率の推移　134
第31表　規模別労働災害度数率・強度率および平均労働損失日数の推移　135
第32表　産業大・中分類別労働災害による死傷者1人当たり平均労働損失日数の推移　136
第33表　産業用ロボットによる労働災害の発生年別件数　137
第34表　年次別業務上疾病発生状況の推移　137
第35表　1981年の産業および疾病の種類別業務上疾病発生状況　138

Ⅰ－Ⅳ 労働者の生活

第36表　物価指数　142
第37表　消費者物価費目別対前年度上昇率および寄与度・寄与率　142
第38表　生計費指数上昇率の推移　144
第39表　実際の消費者物価指数と実感との比較　145
第40表　勤労者世帯の家計所得動向　146
第41表　勤労者世帯の実収入増加に対する寄与率　147
第42表　夫の所得階層別妻の有業率　147
第43表　勤労者世帯の家計消費動向　149
第44表　労働者世帯の家計黒字の動向　150
第45表　83年度の名目収入と実質可処分所得の動向　151
第46表　首都県労働者一般世帯の1世帯当たり1カ月の家計収支　152
第47表　首都県労働者世帯支出の伸び率　153
第48表　人事院算出の費目別，世帯人

労働省「賃金構造基本統計調査」 114
労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」 119
労働省予算 462
労働大臣の所信表明 464
労働生産性 107
「労働戦線統一」 197
労働戦線統一推進会
——の基本構想 197, 198
労働戦線統一準備会 197
——への3単産加盟問題 198
労働争議
——の件数 224
——の労働損失日数 224
——の参加人員 224
産業別規模別にみた—— 227
主要要求別——と解決状況 231
主要連合団体別にみた—— 230
とくに注目される—— 231
労働日数 118
労働白書 466
労働分配率 107
労働問題研究委員会報告 499, 511
——への労働側の反論 252
労働問題研究センター 200
労働4団体 189
——の産業別組織状況 192
——の適用法規別組織状況 192
——の都道府県別組織状況 195
——の賃上げ要求基準問題 243
——と全民労協の会合 253
——の春闘における歯止め設定 255
労働力需給 86, 487
労働力人口 80, 82
ロボット 125, 289
産業用——による労働災害 135
労働力率 80, 82
労務管理対策の動向 517
ロッキード疑獄追及 397

民間個人消費の増加 474
民間設備投資の停滞 474
民間準拠問題 72
民間単産会議東南アジア諸国組織代表団 351
民間先行の労戦統一に対する経過と当面の態度について 197, 207
民間労組共同行動会議 199
民社党
——の役員 439
——の党員数 440
——青年隊 440
——の婦人党員 440
——の定期刊行物 440
——の財政 441
——第28回定期全国大会 442
——の83年度運動方針 444
——の83年度政策大綱 445
——の国際活動 447
「むつ」廃船東日本集会 392
名目賃金 105
明治精糖労組 284
メカトロニクス化 123
メーデー（第54回） 384
——宣言 385
——統一集会 384
モンゴルメーデー 351

ヤ 行

役職者の賃金 114
ユーゴスラビア労働総同盟大会 352, 355
輸出の停滞 474
ヨーロッパ労働組合連盟ETUC 348

ラ 行

ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議CPUSTAC 348
離職率 100
臨時給与 115
臨時行政改革推進審議会
——の緊急提言 70
臨時行政調査会
——の基本答申（第3次） 503
——の最終答申（第5次） 498
——と公害・環境行政 309
——にたいする公害被害者のたたかい 310
——と農政の動向 365
——と職安行政 485
レバノン人民との国際連帯労組集会 351
老人医療行政の画一化 501
老人保健法 501
——抗議闘争 324
労働安全衛生規則の改正 468
労働環境・労働条件の改善 468
労働基本権と代償制度 72
労働行政の重点と予算（83年度） 461
労働金庫
——の預金増加率・預貸比率の低下と収支構造の悪化 333
——のビジョン形成へのとりくみ 335
——の中央事務センターの発足 336
——の財形へのとりくみ 336
——のクレジット・カード会社設立構想 336
——のサラ金対策キャンペーン 336
労働金庫運動 333
労災職業病防止中央討論集会 291
労働組合
——の連合体 189
——の主要連合体 189
労働組合員数 187
産業別—— 186
企業規模別—— 187
都道府県別—— 195
企業規模別実質的新設・解散—— 188
新設—— 188
解散—— 188
労働組合推定組織率 185
——の国際比較 185
産業別—— 187
——の収益事業課税問題 339
労働災害 133
企業規模別——度数率・強度率 135
産業別——度数率・強度率 133
重大——発生状況 135
労働災害防止計画（第6次） 468
労働時間 116, 118
——の動向 116
労働時間短縮闘争 292
労働者家計の収入と支出 145
首都圏の—— 151
労働者共済運動 338
労働者住宅運動 344
労働者種類別賃金格差 111

——の財政 419
——第37回定期全国大会 421
——1983年度運動方針 423
——の労働組合との関係 426
——の長期構想 424
——の自治体行動綱領 425
——の政治契約の試み 426
——の国際活動 427
日本生産性本部「生涯総合福祉プラン」 499
日本木材製板産業労組会議 196
乳価共闘会議 372
入職率 100
年次有給休暇 120
年末一時金闘争（1982年） 241
年末一時金妥結状況 241
年齢別賃金格差 112
農家経済 175, 363
経営耕地規模別—— 176
農家所得 178
農家数 162
経営耕地規模別—— 163
農家子弟学卒者の動向 174
農家人口 162
——の異動 169
農家と勤労者世帯の所得比較 178
農家の費目別家計費 177
農家労働力の産業間異動 171
農業就業人口 166
農業従事者 166
農業情勢と農政の動向 363
農業団体
——の農畜産物の輸入自由化反対運動 368
——の米価運動 370
——の畜産対策 373
農村労連（農村労働組合連合会） 380, 381
農業労賃と農村内外諸賃金の比較 179
農産物市場開放要求 363
——と農民運動 366
農畜産物輸入拡大反対運動 367
農民団体 381
——共闘 369
——共闘畜産対策 372
——の税金対策 378
能力開発 517

ハ　行

麦価要求運動 379
葉たばこ対策共闘会諸 374
畑作物価格要求運動 374
82年世界大会決議実践日本原水協集会 389
パートタイム労働者 304
「パートタイム労働対策について」（労働省） 304
パートタイマー賃金差別訴訟 305
パートタイマー雇入通知書 486
パートバンク 486
パート労働者組織化方針（同盟） 305
はり灸制限撤回要求行動 291
反核・軍縮・平和のための大阪行動 391
非鉄金属労協（非鉄金属産業労組総連合協議会） 115
非鉄金属労連 195
ビキニデー
——焼津集会 390
——日本原水協集会 390
非消費支出の負担増大 150
被爆37周年原水禁大会 388
日雇労働者健康保険制度廃止の動き 503
日雇健保廃止反対改善闘争 325
標準生計費 154
人事院の—— 154
フィリピン関連業務労組TUPAS 351
平戸第２核燃料再処理工場設備反対闘争 321
フィジー労組会議 355
不況業種・地域雇用安定法 470
富士山麓総行動 394
布施自動車教習所・長尾商事事件 524
物価上昇感に関する世論調査 144
ブルガリア労組代表団 352
平和都市をめざす都民大集会 392
北炭夕張 288
細川活版所争議 285
ホーム・ヘルパー制度の改正 508
ポーランドの新労組法 352
ポーランド労組“連帯” 354, 355
——代表団の来日 353
——と連帯する合同国際労組会議 360

マ　行

松岡英夫氏擁立 405
繭糸価格運動 374
マレーシア官公労組会議セミナー 351
三井精糖労組 284
水俣病闘争 317
ミニ新党 411

賃金水準 105
チリの人権・労組権に関する国際会議 360
追加就業希望 96
通勤手当 115
通商産業政策 479
手当 114
定期給与 115
定年延長 480
定年制導入 518
TUC招待 352
出稼ぎ 173
出稼連 379，381
鉄鋼労連第67回定期大会 221
転職希望 96
電機労連
——第30回定期大会 222
——「マイクロエレクトロニクス革命と産業政策」 302
ドイツ民主共和国との交流計画 353
統一地方選挙 405
——の概況 405
——の投票率 406
統一労組懇 199，222
——の春闘方針 244
——の春闘総括 277
党外候補 412，429
東京都知事選 403
——の都知事候補えらび 403
東京都知事問題緊急各界懇談会 404
東芝アンペックス労組 282
東南アジア視察団 356
道府県議選 407
同盟 191
——第19回年次全国大会 210
——拡大中央評議会 198
——の賃金白書 246
——の83年賃闘方針 259
——の3.25中央総決起集会 260
——の賃闘ヤマ場の設定 260
——の賃闘終盤の状況 262
——の賃闘におけるストライキ 262
——の賃闘総括 271
——の「合理化」対処方針 281
——のパート労働者組織化方針 305
——ゆたかな老後をつくる運動 330
——の国際連帯活動方針 353
——第2次訪中団 355
同盟・生産性本部共催のフォーラム 356
特別給与 116

ナ 行

名古屋新幹線公害訴訟と国労組合員の処分 319
ナショナル・センターのあり方を考える労働者懇談会 199
日教組第57回定期大会 217
日経連
——第36回定時総会 514
——労働問題研究委員会報告 499，511
——の「今後の行政指導のあり方についての要望」 516
——の公務員スト権付与論 516
——の人事院と公労委制度批判 514
——の福祉見直し論 512
西日本重機事件 523
日産労使のロボット協定 289
日ソ労働組合交流委員会（第17回） 353
日米人物交流計画 356
日米共同実動演習反対全国集会 395
日米実動陸上演習反対・東富士行動 395
日弁連の水俣病実態調査報告書 317
日本環境会議（第4回） 318
日本共産党 448
——の新役員 452
——の党員数 450
——の機関紙 450
——の定期刊行物 450
——の財政 450
——第16回大会 451
——第16回大会決議 453
——の政策・声明・論文 455
——の国際活動 456
『日本共産党の60年』 449
日本鋼管鶴見造船所事件 526
日本原子力研究所事件 522
日本ケミファ事件 315
日本社会党 415
——の党内抗争 415
——の「馬場おろし」 416
——平林書記長急死 416
——の飛鳥田委員長退任 417
——馬場書記長更迭 422
——の派閥 418
——党員数 417
——の機関紙発行部数 418
——の定期刊行物 418

——第35回総評議会 358
——第28回執行局会議 357
——第29回執行局会議 358
瀬戸内沿岸住民集会（第８回） 316
戦争犠牲者追悼式典 393
全印総連 285
専兼業別農業構成 165
専業農家 165
全港湾のＥＤＢ闘争 292
全国印刷労協 196
全国公害被害者総行動デー 311
全国金属 283，294
——第50回定期大会 220
——第51回臨時大会 220
全国保育要求統一行動（5・20） 331
全施労 196
千住労組 285
ゼンセン同盟第38回定期大会 221
全造船機械玉島分会 282
全逓第35回定期大会 217
全逓大槌郵便局事件 521
全逓昭和郵便局事件 520
全逓福岡中央支部事件 552
全電通第35回定期大会 216
全日農 381
——の農畜産物輸入自由化反対闘争 367
——の米闘方針 369
全農総連 381
——の農畜産物輸入自由化反対闘争 368
——米審改組要求 371
専門店ユニオン連合会 197
全民懇 199
全民労協（全日本民間労働組合協議会） 192，197，222
——結成総会 199
——への８単産参加 200
——賃金闘争委員会 243
——の賃金闘争方針 249
——の賃闘ヤマ場設定 255
——の賃闘総括 275
全労済 338，339
騒音公害闘争 319
造船重機労連第13回定期大会 220
総評 191
——第66回定期大会 197，203
——第67回臨時大会 208
——第68回臨時大会 209
——の統一推進会の基本構想への５項目補強見解 198
——1982年運動方針 203
——の国民春闘方針 209
——の春闘総括 270
——の秋季年末闘争方針 208
——の「合理化」対処方針 279
——時短共闘会議 292
——の「技術革新と労組」 302
——の年金改革案 329
——の国際連帯活動方針 349
——とブルガリア労評の協定 352
総評３顧問 200
総評・日雇健保共闘会議 325，503
総評訪中代表団 351
総連合第５回総会 215
ソ連邦結成60周年記念行事 353
ソ連メーデー 353

タ　行

退職者医療制度 503
台糖労組 284
大日本製糖労組 283
短時間就業者の産業別増減状況 96
田中辞職決議案 402
多摩川の自然と清流を取りもどすための集い 316
男女別賃金格差 111
炭労 288
地域雇用開発推進事業 486
地域別賃金格差 110
知事選 405，406
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案要綱 505
中央社保協 327
中央労農会議 382
中間地方選挙 405
中華民国総工会 356
仲裁裁定不実施問題 297
中道結集問題 402，438
中立労連 192
——第９回定期大会 212
——の国際連帯・交流活動 349
——の年金改革案 238
長時間就業者の産業別増減状況 96
町村議選 410
賃金格差 107
賃金構成比率 114
賃金支払形態 114

新展開」 508
社会指標試算 154
社会保険審議会「高額療養費自己負担限度額の改定についての答申」 502
社会福祉の動向 508
社会保障
——政策の転換 497
財界の——政策方針 499
社会保障長期問題懇談会「社会保障の長期展望について」 497
社会保障費削減 500
社会保障予算拡充闘争 323
社会保障学校 331
秋季年末闘争（1982年） 236
総評——方針 208
週休二日制 119
就業構造 84
就業人口 84
就業者
——の産業別構成 84
——の従業上の地位別構成 87
非農林部門——の従業上の地位別構成 88
短時間—— 96
長時間—— 96
住宅手当 115
春季闘争（1983年） 241
——の諸要求 250
——前段のとりくみ 251
——における2.27減税・賃上げ決起集会 253
——における金属労協への回答 257
——私鉄大手決着 258
——公労協への回答 258
——賃上げ額と率 106
——妥結状況 263
——総括 269
人事院勧告凍結と—— 66
障害者運動 330
生涯所得の官民格差問題 72
消費者物価 141
——の動向 141
——の動向とその影響度 143
生活実感から見た—— 144
職業病 137
職業安定行政 479，485，488
職業紹介状況 98
職場活性化 517
食品労連 283
食管制度を守る運動 369
女子労働力の戦力化 517
所定外労働時間 116
シリア労働総同盟第20回大会 351
人事院 48
——の給与勧告制度 49
——の公務員制度改革案 493
人事院勧告 49，490
——の社会的影響 73
——の変せん 50
——をめぐる時期区分 50
82年—— 62
83年—— 69
83年——への政府・労働側の対応 71
人事院勧告制度 48
人事院勧告凍結 61，237，400
——にいたる経過と背景 61
——の決定 63
——にたいする労働組合，野党の対応 64～66，68
——と83春闘 66
——とＩＬＯ 67，254，297，536
——に関する政労会談 237
——にたいする公務員共闘の行動 253
新産別 191
——第35回定期全国大会 214
身体障害者の雇用対策 484
新規学卒者の需給状況 97
新自由クラブ民主連合 403
侵略を反省し反戦を誓う集い 393
診療報酬引き上げ要求運動 326
水質汚染公害闘争 315
鈴鹿市職員事件 526
スト権奪還闘争 297
スモン闘争 314
生活協同組合
——の中計づくり 344
——の国際活動 344
生活協同組合運動 341
生活の「質」の測定とその動向 154
生活保護等の「適正化」と見直し 509
生活保護基準 154
生計費指数 143
政策推進労組会議 199
生産性基準原理 511
青年移民労働者に関するセミナー 359
世界労連ＷＦＴＵ 348

国際金属労働者会議 357
国際鉱山労連第44回大会 360
国際鉱山エネルギー労組創立準備会 361
国際公務員会議（第７回） 357
国際産業別組織ＩＴＳ 348，354
国際自由労連ＩＣＦＴＵ 348
——第82回執行委員会 360
——第13回世界大会 361
国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯ 354
——第41回執行委員会 360
——地域会議 359
——労働者教育に関する第３回アジア会議 360
国際自由労連・国際産業別組織多国籍企業作業部会 359，360
国際繊維・衣服・皮革・毛皮労働組合会議 357
国際反戦デー（10・21） 393
国際労働組合組織 348
——への日本労働組合の加盟関係 349
国際労連ＷＣＬ 348
国鉄
——の現場協議制 299
——の労務政策の変更 299
——における兼職議員の禁止 300
——における運転検査旅費の返還問題 300
——における勤務時間内入浴問題 300
——における活動家にたいする処分 300
——における組合活動抑制 300
国鉄共済労 196
国鉄再建監理委員会 133，301
国民医療適正化総合対策推進本部 501
国民春闘共闘会議
——の発足 241
——の春闘白書 244
——のヤマ場設定 254
——の3.30決起集会 256
——の４.４決起集会 256
——の家計調査 151
——の生計費指数 143
国民生活白書 159
国労
——第44回定期大会 219
小松基地の日米合同軍事演習反対・石川県集会 395
雇用減 123
雇用構造 80
雇用者
——の企業別構成 90
——の雇用形態 92
——の産業別構成 89
——の就業時間別構成 93
——の職業別構成 92
——人口 89
雇用政策 473
——の展望 487
雇用の見通し 487
雇用調整の特徴 477
雇用保険の諸指標 110
これからの老人問題を考えるシンポジウム（第２回） 330

サ　行

最高裁判所の判例 520
財政政策 477
財政非常事態宣言 63，500
最低賃金 493
地域別——の改定 493
——の適用状況と水準 495
桜井鉄工労組 283
参議院「一の会」 400，401
参議院選挙（第13回） 411
——の投票率 411
——結果 412
——の総括 412
参議院選全国区制改革問題 400
産業別賃金格差 107
産業別労働組合インタナショナル 348
三里塚（成田）空港廃港闘争 375
産労懇の仲裁・人勧制度についての議論 252
ＣＦＬ・同盟・ＦＫＴＵ・ＨＫＴＵＣ定期会談 355
「市場福祉」原理 508
下町反戦集会 394
自治労第42回定期大会 221
市長選 405，407
私鉄総連 286
——第46回定期大会 218
——第47回臨時大会 218
実質賃金 106
自民党「公的年金等調査会」 505
志村化工労組 284
社会経済国民会議経済政策問題特別委員会「行政改革の推進と財政危機の打開に関する緊急提言」 499
社会経済国民会議「日本型企業福祉の

共済年金の統合化の動き 505
勤住協（日本勤労者住宅協会） 345
行政改革
——と公務員制度 74
業務上疾病
——の産業別種類別発生状況 139
——の発生状況年次別推移 137
金属労協
——第21回定期大会 216
——の賃金白書 248
——の賃闘総括 274
金大中氏救出，日韓連帯活動 396
金融環境 333
金融機関の第２土曜休業実現 293，469
金融政策 478
区議選 410
区長選 410
景気動向と労働市場 97
経済基調 122，474
経済協力開発機構労組諮問委員会
TUAC 354
経済審議会 461
京成労組 284
経団連稲山会長のベアゼロ発言 251
兼業従事者 166
兼業農家 165
原水爆禁止1982年世界大会 386
原発反対闘争 320
憲法擁護運動 398
公益民労 197
公害・環境行政 309
第２臨調・行政改革と—— 309
公害・環境破壊の実態 308
公害健康被害補償制度の見直し 310
公共職業訓練の実施状況 487
拘禁２法反対運動 397
厚生省「21世紀の年金を考える」 505
厚生年金の見直し 506
公的年金制度の改革と再編 504
神戸精糖労組 283
公務員共闘 239
——時限スト 237
——のスト権立法構想 298
——の人勧凍結解除要求行動 64～65，253
公務員の年休制度改訂の動向と対策 293
公務員制度の見直し 493
公明党 429
——の党員数 430
——の議員数 430
——の機関紙 430
——の定期刊行物 430
——の財政 431
——第20回全国大会 433
——第20回大会活動方針 436
——83年基本政策 436
——の生命工学５原則提唱 437
——の労働組合との関係 437
——の国際活動 438
公労委の83春闘の収拾案 259
公労協 239
『高齢化社会の雇用と生活』 467
高齢者雇用率の推移 482
高齢者対策 480
高齢者大集会（9.15） 237，329
合化労連 283，284
合成洗剤追改全国集会（第９回） 315
合理化 122
主要産業における——の実態 132
鉄鋼業の—— 123
自動車産業の—— 124
電機産業の—— 126
造船業の—— 127
化学産業の—— 129
紙・パルプ産業の—— 130
繊維産業の—— 131
公務員の—— 131
国鉄の—— 132
「合理化」反対闘争 278
全国金属の—— 283
紙パ労連の—— 285
私鉄総連の—— 286
全造船機械の—— 282
食品労連の—— 283
合化労連の—— 283，284
全印総連の—— 285
国会
——の勢力分野 401
——と各党の動向 400
第97—— 401
第98—— 402
第98——における労働関係法案 469
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案要綱 505
国公共済年金等総合法案反対闘争 326
国際運輸労連ＩＴＦ 349
国際映画放送労連 348

事項索引

ア　行

ＩＬＯ
——第68回国際労働総会　529
——総会中の新加盟国　531
——総会の議題外決議　531
——アパルトヘイト　531
——化学工業委員会　532
——結社の自由委員会　536
——建設産業委員会　532
——公務合同委員会　533
——雇用終了条約(158号)と勧告(166号)　530
——社会保障権保全条約（157号）　530
——条約勧告適用委員会報告　531
——の人事　537
——農園条約改正　531
——と中国問題　534
——ブランシャール事務局長来日　535
——，仲裁裁定の完全実施を求める　239
——の人事院勧告早期実施勧告　67，254，536
ＩＬＯ会議（日本での）
ラジオＴＶ技能検定準備会議　536
労働組合・労使関係・生産性に関する労働者教育セミナー　537
ＡＳＥＡＮ賃金セミナー　537
ＩＭＦ・ＪＣ→金属労協
アジア公務員労組会議（第４回）　359
アジア地域労組セミナー　350
アジア太平洋地域労働者共済セミナー　339
アフリカ労働組合統一機構ＯＡＴＵＵ　348
——結成10周年　352
厚木基地公害訴訟判決　320
アメリカ労働事情視察　352
アラブ国際労働組合連合ＩＣＡＴＵ　348
伊方原発増設公開ヒアリング阻止闘争　321
石川地方同盟　290
池貝鉄工の指名解雇問題　294
一般市議選　407
医療制度の動向　501
医療の「適正化」　502
医療保障闘争　324
右翼労戦不参加・金属機械労組連絡会　196
運輸インター第34回執行委員会　358
ＭＥ・ＦＡ問題　127，289
——と権利問題　301
——に関する総評の方針　302
——に関する電機労連の方針　302
ＡＦＬ＝ＦＡ・同盟定期会議（第14回）　354
F16三沢配備反対青森県集会　395
エンタープライズ寄港抗議行動　396
大阪空港公害訴訟　319
大阪行動　391
オーストラリア労組連合代表団　350

カ　行

開拓連（全日本開拓者連盟）　381
下級審重要判例　524
核艦船の入港・母港化反対佐世保集会　395
核禁会議全国集会　389
家計調査報告　145
家族手当　114
カネミ油症　312
紙パ労連　285
環境行政の後退　309
『環境白書』　308
官公労部門の労戦統一　196
関西電力労組　291
関西経営者協会「企業年金制度について」　507
関西経済同友会社会福祉委員会「21世紀超高齢化社会への提言」　499
完全失業者（率）　83，123
韓国労組総連盟ＦＫＴＵ　355，356
韓国元豊毛織労組　351
基幹的農業従事者　167
企業間賃金構造　107
企業内賃金構造　111
技能労働者の需給状況　99
企業養鶏進出反対運動　379
企業別組合についての研修　355
北富士軍事基地反対闘争　377
規模別賃金格差　109
九大市長選　407
休暇　118
休日　118
キューバ・メーデー　352
教科書問題　356，396
共済年金問題研究会　504

第五四集 執筆者名一覧 （五十音順）

相田利雄	中林賢二郎
秋田成就	西村豁通
五十嵐仁	二村一夫
大野喜実	早川征一郎
岡本秀昭	藤井正
木下武男	舟橋尚道
斎藤道愛	嶺学
佐藤碩男	三宅明正
佐藤博樹	宮里邦雄
佐藤嘉夫	柳川和夫
鈴木堯博	山口春子

検印省略

日本労働年鑑　第54集／1984年版

発　　行	1983年11月30日
編　　著	法政大学 大原社会問題研究所
発行者	柳　沢　明　朗
発行所	労　働　旬　報　社 東京都千代田区神田神保町3-17-28 電話（03）263-7141 振替 東京 0-1 8 0 3 7 4
装　　幀	高　橋　錦　吉
印刷所	真　　珠　　社

定価　8500円

—Contents—

Labour Diary/1

1983's Focus, Internal and External Trends/29

Special Topic—On the Pay Feeze for National Public Employees/47

Part 1 Conditions of Working Class

I *Structure of Employment and Labour Market/78*

II *Wages and Working Day/103*

III *Capitalistic Rationalization of Industries; Industrial Accidents and Occupational Disease/121*

IV *Living Conditions of Workers/140*

V *Conditions of Farmers/161*

Part 2 Labour Movement

I *Trade Union Organizations/182*

II *Congresses of Trade Unions/201*

III *Labour Disputes/223*

IV *Trade Union Struggle of Wages/235*

V *Struggle against Capitalistic Rationalization/278*

VI *Struggle for Defence and Enlargement of Basic Rights of Trade Union/296*

VII *Anti-Pollution Movement/306*

VIII *Struggle for Defence and Enlargement of Social Security System/322*

IX *Movement for Workers' Welfare/332*

X *Japan in International Trade Union Movement/347*

XI *Farmers Movement/362*

XII *People's Political Activity and Movement for Peace/383*

XIII *Political Parties of Working Class/399*

Part 3 Policy for Labour-Management Relations

I *Labour Policy of Government/460*

II *Employment Policy/473*

III *Wage Policy/490*

IV *Social Security/496*

V *Labour Policy of Employers Organization/510*

VI *Judicial Precedents/519*

VII *I. L. O./528*

Appendix (*a*) *List of Trade Unions/558*

(*b*) *Directory of Trade Unions/567*

List of Statistical Tables/570

Index/579